

目 次

(平 成 2 4 年)

○第 8 回定例会

第 1 日目 (9 月 7 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第 41 号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任	7
議案第 42 号 平成 24 年度中城村一般会計補正予算 (第 3 号)	7
議案第 43 号 平成 24 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	12
議案第 44 号 平成 24 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	14
議案第 45 号 平成 24 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)	16
議案第 46 号 平成 24 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	17
議案第 47 号 平成 24 年度中城村水道事業会計補正予算 (第 1 号)	18
報告第 5 号 平成 23 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	19
報告第 6 号 平成 23 年度決算に係る健全化判断比率について	19
報告第 7 号 平成 23 年度決算に係る資金不足比率について	20
報告第 8 号 平成 23 年度決算に係る資金不足比率について	21
報告第 9 号 平成 23 年度決算に係る資金不足比率について	22

第 2 日目 (9 月 8 日) 休 会 (土)

第 3 日目 (9 月 9 日) 休 会 (日)

第 4 日目 (9 月 10 日)

認定第 1 号 平成 23 年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	27
認定第 2 号 平成 23 年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	35
認定第 3 号 平成 23 年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	41
認定第 4 号 平成 23 年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	44
認定第 5 号 平成 23 年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	47
認定第 6 号 平成 23 年度中城村水道事業会計決算認定について	50

村内現場視察（別紙参照）	59
第5日目（9月11日）	
議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任	63
議案第42号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第3号）	63
議案第43号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	64
議案第44号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	64
議案第45号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	64
議案第46号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	65
議案第47号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）	65
第6日目（9月12日）	
認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	69
認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	69
認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ て	69
認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ て	69
認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	70
認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定について	70
第7日目（9月13日） 委員会（木） 委員会審議	
第8日目（9月14日） 委員会（金） 委員会審議	
第9日目（9月15日） 休 会（土）	
第10日目（9月16日） 休 会（日）	
第11日目（9月17日） 休 会（月） 敬老の日	
第12日目（9月18日） 委員会（火） 委員会審議	
第13日目（9月19日） 委員会（水） 委員会審議（委員長総括）	
第14日目（9月20日） 委員会（木） 委員会審議（連合審査）	

第15日目（9月21日）

一般質問

7番 仲 座 勇 議員	75
15番 新 垣 善 功 議員	78
3番 金 城 章 議員	88
12番 宮 城 治 邦 議員	95

第16日目（9月22日） 休 会（土） 秋分の日

第17日目（9月23日） 休 会（日）

第18日目（9月24日）

一般質問

10番 安 里 ヨシ子 議員	107
4番 新 垣 徳 正 議員	110
6番 與那覇 朝 輝 議員	117
2番 新 垣 博 正 議員	126

第19日目（9月25日）

一般質問

1番 伊 佐 則 勝 議員	139
9番 仲 眞 功 浩 議員	145
5番 新 垣 光 栄 議員	157

第20日目（9月26日）

議案第48号 物品購入等の契約	171
認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	172
認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	174
認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ て	175
認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ て	176
認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	178
認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定について	179
陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情	180
意見書第4号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書	181
陳情第10号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請について	183

陳情第17号 「30名以下学級」早期完成実現に関する陳情	183
陳情第13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	185
陳情第14号 県産品の優先使用について（要請）	185

○第9回臨時会

第1日目（10月18日）

会議録署名議員の指名	189
会期の決定	189
議案第49号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第4号）	189
決議第4号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する抗 議決議	196
意見書第5号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する 意見書	198

○第10回臨時会

第1日目（10月29日）

会議録署名議員の指名	205
会期の決定	205
決議第5号 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する抗議決議	205
意見書第6号 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に関する意見書	207

第8回 定例会

平成24年第8回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成24年9月7日

会 期 20 日間

閉 会 平成24年9月26日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	9月7日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第41号、42号、43号、44号、45号、46号、 47号に対する説明 報告第5号、6号、7号、8号、9号に対する 説明
第 2 日	9月8日	土		休 会	
第 3 日	9月9日	日		休 会	
第 4 日	9月10日	月	午前10時	委 員 会	認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号に 対する説明 村内視察
第 5 日	9月11日	火	午前10時	本 会 議	議案第41号、42号、43号、44号、45号、46号、 47号に対する質疑、討論、採決
第 6 日	9月12日	水	午前10時	本 会 議	認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号に 対する質疑、委員会付託
第 7 日	9月13日	木	午前10時	委 員 会	委員会審議
第 8 日	9月14日	金	午前10時	委 員 会	委員会審議
第 9 日	9月15日	土		休 会	
第10日	9月16日	日		休 会	
第11日	9月17日	月		休 会	敬老の日
第12日	9月18日	火	午前10時	委 員 会	委員会審議
第13日	9月19日	水	午前10時	委 員 会	委員会審議（委員長総括）
第14日	9月20日	木	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）
第15日	9月21日	金	午前10時	本 会 議	一般質問 4 名
第16日	9月22日	土		休 会	秋分の日
第17日	9月23日	日		休 会	
第18日	9月24日	月	午前10時	本 会 議	一般質問 4 名
第19日	9月25日	火	午前10時	本 会 議	一般質問 3 名
第20日	9月26日	水	午前10時	本 会 議	委員長報告、承認、意見書等採択 閉会

平成24年第8回中城村議会定例会（第1日目）				
招 集 年 月 日	平成24年9月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年9月7日（午前10時00分）		
	散 会	平成24年9月7日（午後0時13分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	欠 席
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員	13 番	仲 村 春 光		
会 議 録 署 名 議 員	9 番	仲 眞 功 浩	10 番	安 里 ヨシ子
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都市建設課長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住民生活課長	新 垣 親 裕	上下水道課長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小橋川 富 雄	教育総務課長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生涯学習課長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜屋武 辰 弘
	健康保険課長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任
第 6	議案第42号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第3号）
第 7	議案第43号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 8	議案第44号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第 9	議案第45号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第 10	議案第46号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 11	議案第47号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）
第 12	報告第5号 平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第 13	報告第6号 平成23年度決算に係る健全化判断比率について
第 14	報告第7号 平成23年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）
第 15	報告第8号 平成23年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）
第 16	報告第9号 平成23年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）

○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまから平成24年第8回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時01分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番 仲眞功浩議員、10番 安里ヨシ子議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は本日9月7日より9月26日までの20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日9月7日から9月26日までの20日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成24年6月8日より、平成24年9月6日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成24年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。又、7月9日から8月3日までの間実施された平成23年度の決算審査の意見書を8月20日に村長に提出しております。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会より、組合議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については10件受理し、9月4日の議会運営委員会で協議した結果、「地元産品奨励及び地元企業優先使用について」の要請と「県産品の優先使用について」の要請は、建設常任委員会へ付託し、「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請と「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情は文教社会常任委員会に付託します。また、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情は総務常任委員会へ付託し、残り5件の陳情等については資料配布にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

○8月6日(月) 沖縄県町村交通災害共済組合議会の定例会が自治会館で開催され議長が出席しております。

○8月8日(水) 沖縄県町村議長会主催の正副議長・正副委員長研修会が北谷ニライセンターで開催されております。

5 中部町村議会議長会関係について

○6月29日(金) 中部町村議長会臨時会が嘉手納町で開催されております。

○7月17日(火) 中部町村議会議長会主催による県内(北部地区)視察研修が開催され、議長、事務局長が参加しております。

○7月26日(木) 中部町村議長会臨時会が嘉手納町で開催されております。

○8月23日(木) 中部町村議会議長会主催の議員・職員研修会が吉の浦会館で実施され、本村からも17名の議員・事務局職員が参加しております。

## 6 その他

- 6月9日（土） 中城村商工会の表彰記念植樹祭が花と緑広場で開催され、議長が出席しております。
- 6月23日（土） 平成24年度沖縄県全戦没者追悼式が平和祈念公園で開催され、議長が参加しております。
- 6月30日（土） 中城村身体障害者福祉協会の総会が老人福祉センターで開催され、議長が出席しております。
- 7月2日（月） 中城村商工会よりの地元産品奨励及び地元企業優先使用要請に議長が出席しております。
- 7月6日（金） 県産品優先使用について訪問要請があり、副議長が出席しております。
- 7月9日（月） 第6回中城村議会臨時会が開催されております。
- 7月11日（水） 第13回「少年の主張大会」が吉の浦会館で開催され議長が出席しております。
- 7月14日（土） 中城村「青少年の深夜はいかい防止村民大会」が吉の浦会館で開催され、議長が激励のあいさつを述べております。
- 7月23日（月） 中部広域市町村圏事務組合臨時会が沖縄市で開催され、議長が出席しております。
- 7月26日（木） 平成24年度おきなわマラソン実行委員会総会が北中城村あやかりの杜で開催され、議長が出席しております。
- 8月7日（火） 第7回中城村議会臨時会が開催されております。
- 8月18日（土） 「南上原夏まつり」が南上原公民館前広場で開催され、議長が出席しております。
- 8月22日（水） 沖縄県農協中城支店事業報告会が吉の浦会館で開催され、副議長が

祝辞を代読しております。

- 9月4日（火） 山形県最上広域圏少年少女派遣交流団歓迎交流会が、うるま市で開催され議長が出席しております。

- 9月4日（火） オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会を成功させよう決起集会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

休憩します。

休 憩（10時09分）

~~~~~

再 開（10時09分）

- 議長 比嘉明典 再開します。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

- 村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。主要事項を抜粋して御報告申し上げます。1枚になっているやつでございます。平成24年6月から平成24年8月までの行政報告でございます。

まず6月1日には、第36回の沖縄地区史跡整備大会が北中城村中央公民館でありまして、参加をしております。

6月21日、中城小学校の避難訓練に参加をいたしましたして、これは当初予算でいただきました緊急通報システムを使った初めての試みで参加をさせていただきました。

6月23日には、平和祈念公園での沖縄全戦没者追悼式に参加をいたしました。

7月に入りまして7月4日、平成24年度の全国支部長会議及び第30回全国町村下水道推進大会に参加をさせていただきました。

7月12日、第62回社会を明るくする大会が吉の浦会館で開催されまして、参加をいたしております。

7月17日には、町村長視察研修、これは総会も兼ねてのものでございますが、南大東村で総

会を行いました。

7月23日には、基地の所在しない市町村連絡協議会が南風原町役場で行われております。

8月に入りまして8月23日には、吉の浦会館での中部地区町村議会議長会事務局長会議に参加をさせていただきました。

8月28日、これは沖縄県町村会理事会及び監事会が自治会館でありましたけれども、ここではオスプレイの配備反対についてのものと、今年度と来年度の一括交付金のあり方、特に来年度に向けてはどうやるのか、あるいは今年度はどういう市町村でこういうものが認められたかどうかの意見交換会を行っております。

以上でございます。

続いて主要施策の執行状況調書、お手元の資料をお願いいたします。読み上げて平成24年度主要施策の執行状況調書（第2・四半期分）を御報告申し上げます。

ページを開いていただきまして、1ページから事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページは企画課でございます。14節、平成24年度情報系パソコン機器更改契約、平成24年7月10日、指名競争入札、20万7,900円、77.95%、株式会社オキジム。15節、平成24年度「ごさまるネット」ネットワーク更改業務、平成24年8月10日、随意契約、68万4,180円、西日本電信電話株式会社。19節、一般コミュニティ助成事業補助金、平成24年6月12日、これは南上原自治会に250万円の補助金が交付決定されております。19節、コミュニティセンター助成事業補助金、平成24年6月12日、これは屋宜自治会のほうに公民館設置の1,500万円が交付決定されております。

続きまして税務課。13節、平成24年度中城村地籍異動修正業務委託、平成24年8月15日、随意契約、37万8,000円、株式会社リック。

続きまして農林水産課でございます。13節、久場地区土砂崩壊防止調査測量設計業務、平成24年7月18日、指名競争入札、1,995万円、87.6%、株式会社新開土木設計。同じく13節、中城浜漁港現場技術業務、平成24年8月13日、指名競争入札、199万5,000円、90.1%、株式会社大栄コンサルタント。15節、中城浜漁港船場改良工事、平成24年8月13日、指名競争入札、3,593万9,400円、87.5%、拓南鐵建株式会社。同じく15節、中城浜漁港浚渫土搬出工事、平成24年6月4日、随意契約、220万5,000円、99.1%、津城電気工事。13節、久場地区水兼農道災害復旧測量設計業務、平成24年8月24日、随意契約、147万円、100%、株式会社双葉測量設計。

続いて都市建設課でございます。15節、南上原地区築造工事（24－3工区）、平成24年7月3日、指名競争入札、2,176万6,500円、88.97%、有限会社北浜土木。15節、南上原地区築造工事（24－5工区）、平成24年7月17日、指名競争入札、4,106万250円、86.4%、有限会社石原設備。15節、南上原地区築造工事（24－4工区）、平成24年7月30日、指名競争入札、3,416万2,800円、87.08%、有限会社渡久地建設。

続いて教育総務課でございます。15節、南上原小学校（仮称）校舎建設工事（建築付帯外構工事 その1）、平成24年8月9日、指名競争入札、3,627万7,500円、86.5%、金城重機株式会社。

続いて生涯学習課。13節、平成24年度中城城跡出土金属製品 保存処理委託業務、平成24年6月1日、随意契約、147万円、株式会社文化財サービス沖縄営業所。13節、中城城跡トイレ新築工事施工監理 委託業務、平成24年6月1日、随意契約、113万4,000円、株式会社真南風。13節、中城城跡整備基本計画作成委託業務、平成24年6月2日、随意契約、199万5,000円、株

式会社真南風。15節、中城城跡トイレ新築工事、平成24年6月1日、指名競争入札、2,947万3,500円、87.9%、有限会社美工開発。15節、吉の浦公園・大人広場固定式日除けテント工事、平成24年5月28日、随意契約、98万円、知花テント。

続いて上下水道課。13節、中城村公共下水道現場技術委託業務、平成24年6月15日、指名競争入札、1,050万円、95.4%、株式会社双葉測量設計。15節、安里地内配水管布設工事（24－2工区）、平成24年8月10日、指名競争入札、3,091万5,150円、87.9%、有限会社ヤマウチ設備。15節、平成24年度消火栓設置工事（その1）、平成24年7月20日、随意契約、100万円、有限会社仲建設工業。同じく15節、南上原地内公共下水道工事（24－1）、平成24年7月31日、指名競争入札、3,297万3,150円、87%、有限会社協建。15節、南上原地内公共下水道工事（24－2）、平成24年7月31日、指名競争入札、1,509万7,950円、88.2%、有限会社喜舎場組。

同じく15節、添石地内公共下水道工事（24－3）、平成24年8月20日、指名競争入札、2,446万5,000円、94.7%、ミナミ建設株式会社。15節、南上原地内公共下水道工事（24－4）、平成24年8月30日、指名競争入札、3,563万9,100円、86.5%、伊舎堂給水工事社。

以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで行政報告を終わります。

次に教育長の行政報告を行います。

教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 おはようございます。それでは教育行政報告（主要事項）について、平成24年6月から8月分の報告を抜粋してさせていただきます。

まず6月1日、学校計画訪問（中城小学校・中城幼稚園）を実施いたしました。主な内容は学校経営の説明、それから授業参観、指導講評

等でした。6月19日、護佐丸歴史資料図書館建設準備委員会の第2回が行われました。これは基本計画についての方針の確認でございました。

6月21日、中城小学校地震・津波災害避難訓練がありました。デジタル防災システムを活用しての訓練でございました。全国初の取り組みということで、国や県の担当部局からも視察が行われております。6月22日、月曜日、第8回定例教育委員会会議を行いました。報告は、中城村立小・中学校評議員の選任について、平成24年度中学生・高校生海外短期留学派遣事業についてでございました。6月27日、平成24年度沖縄県教育庁による学校計画訪問が津覇小学校と津覇幼稚園で実施されました。県からは義務教育課学力向上推進班長、そして指導主事等、また県の義務教育課人事班長の訪問を受けました。村の教育委員会も同席しております。

7月6日、第9回臨時教育委員会会議を行いました。これは平成24年度中城村教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書（平成23年度事業）についての評議を行っております。7月11日、水曜日、津覇小学校の地震・津波想定避難訓練でございました。参加が議員、それから総務課長、自治会長、老人クラブ見守隊、宜野湾警察署、中北消防が参加しております。7月13日、金曜日、中城村中学生・高校生海外短期留学の出発式が那覇空港でございました。本年度から7名を派遣することができました。第10回の定例教育委員会会議も行われました。内容は、中城村立学校管理規則の一部を改正する規則についてでございました。これは教員の諸手当の認定業務を事務長へ権限移譲にするということの規則改正でございました。

2ページ目になります。8月分です。8月2日、中城小学校ひかりホールにおいて、わくわくコーラス発声講座を開講いたしました。30名ほどの参加がございました。8月14日、火曜日、中頭教育事務所長の表敬訪問をいたしました。

平成25年度4月に新設される中城南小学校について、所長に説明をしてまいりました。新設校の届け出も8月17日付で提出しております。8月24日、金曜日、定例教育委員会会議がございました。平成23年度の点検・評価報告書について議決いたしました。議員さんたちのお手元のほうにも、この点検・評価報告書が届いていると思います。どうぞお目通しお願いいたします。それから2点目のほうは、護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会の設置条例の制定について、8月の臨時議会で議決いただいた条例を委員に報告しております。

以上で報告を終わります。

○議長 比嘉明典 これで教育長の行政報告を

終わります。

休憩します。

休 憩（10時25分）

~~~~~

再 開（11時08分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

#### 議案第41号

#### 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

#### 記

|      |              |
|------|--------------|
| 住 所  | 中城村字奥間85番地   |
| 氏 名  | 山城 興 淳       |
| 生年月日 | 昭和24年 8 月13日 |

平成24年 9 月 7 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要がある。

次ページのほうには履歴書がありますので、御参照お願いいたします。以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終

わります。

日程第6 議案第42号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

城村一般会計補正予算（第3号）について御提

村長 浜田京介。

案申し上げます。

○村長 浜田京介 議案第42号 平成24年度中

議案第42号

平成24年度中城村一般会計補正予算（第3号）

平成24年度中城村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,182,092千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 9 地方特例交付金 |           | 21,168    | △14,139 | 7,029     |
|           | 1 地方特例交付金 | 21,168    | △14,139 | 7,029     |
| 10 地方交付税  |           | 1,620,000 | 96,428  | 1,716,428 |
|           | 1 地方交付税   | 1,620,000 | 96,428  | 1,716,428 |
| 14 国庫支出金  |           | 912,306   | 14,040  | 926,346   |
|           | 1 国庫負担金   | 431,964   | 10,600  | 442,564   |
|           | 2 国庫補助金   | 476,843   | 3,440   | 480,283   |
| 15 県支出金   |           | 628,595   | 156,073 | 784,668   |
|           | 1 県負担金    | 190,418   | 5,300   | 195,718   |
|           | 2 県補助金    | 408,862   | 150,303 | 559,165   |
|           | 3 委託金     | 29,315    | 470     | 29,785    |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 18 繰入金  |         | 363,465   | 4,613   | 368,078   |
|         | 2 基金繰入金 | 363,464   | 4,613   | 368,077   |
| 19 繰越金  |         | 30,000    | 62,519  | 92,519    |
|         | 1 繰越金   | 30,000    | 62,519  | 92,519    |
| 20 諸収入  |         | 115,829   | 593     | 116,422   |
|         | 4 雑入    | 109,330   | 593     | 109,923   |
| 21 村債   |         | 345,100   | 24,053  | 369,153   |
|         | 1 村債    | 345,100   | 24,053  | 369,153   |
| 歳 入 合 計 |         | 5,837,912 | 344,180 | 6,182,092 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|----------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費    |             | 110,422   | △180   | 110,242   |
|          | 1 議会費       | 110,422   | △180   | 110,242   |
| 2 総務費    |             | 705,215   | 96,343 | 801,558   |
|          | 1 総務管理費     | 566,667   | 62,510 | 629,177   |
|          | 2 徴税費       | 85,180    | △1,063 | 84,117    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 35,163    | 34,770 | 69,933    |
|          | 5 統計調査費     | 582       | 126    | 708       |
| 3 民生費    |             | 1,469,968 | 57,966 | 1,527,934 |
|          | 1 社会福祉費     | 844,980   | 58,644 | 903,624   |
|          | 2 児童福祉費     | 624,988   | △678   | 624,310   |
| 4 衛生費    |             | 758,381   | 4,863  | 763,244   |
|          | 1 保健衛生費     | 351,945   | 7,497  | 359,442   |
|          | 2 清掃費       | 406,436   | △2,634 | 403,802   |
| 5 労働費    |             | 1,037     | 832    | 1,869     |
|          | 1 労働諸費      | 1,037     | 832    | 1,869     |
| 6 農林水産業費 |             | 189,439   | 28,589 | 218,028   |
|          | 1 農業費       | 75,575    | 28,107 | 103,682   |
|          | 2 林業費       | 746       | 551    | 1,297     |
|          | 3 水産業費      | 113,118   | △69    | 113,049   |

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 7 商工費    |             | 89,164    | 1,358   | 90,522    |
|          | 1 商工費       | 89,164    | 1,358   | 90,522    |
| 8 土木費    |             | 585,259   | 108,128 | 693,387   |
|          | 1 土木管理費     | 14,279    | △143    | 14,136    |
|          | 2 道路橋梁費     | 201,160   | 5,224   | 206,384   |
|          | 3 河川費       | 8,975     | 8,600   | 17,575    |
|          | 4 都市計画費     | 255,915   | 96,913  | 352,828   |
|          | 5 下水道費      | 104,930   | △2,466  | 102,464   |
| 10 教育費   |             | 1,121,661 | 44,925  | 1,166,586 |
|          | 1 教育総務費     | 170,863   | △373    | 170,490   |
|          | 2 小学校費      | 393,845   | 6,665   | 400,510   |
|          | 3 中学校費      | 54,216    | 1,108   | 55,324    |
|          | 5 社会教育費     | 342,067   | 21,758  | 363,825   |
|          | 6 保健体育費     | 106,760   | 15,767  | 122,527   |
| 11 災害復旧費 |             | 3         | 1,356   | 1,359     |
|          | 2 土木施設災害復旧費 | 2         | 1,356   | 1,358     |
| 歳 出 合 計  |             | 5,837,912 | 344,180 | 6,182,092 |

第2表 地 方 債 補 正

| 起債の目的    | 補 正 前         |                    |                                                                             |                                                                                                                      | 補 正 後         |       |    |       |
|----------|---------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|----|-------|
|          | 限度額           | 起債の方法              | 利率                                                                          | 償還の方法                                                                                                                | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 臨時財政対策債  | 千円<br>259,000 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br><br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>270,953 | 同じ    | 同じ | 同じ    |
| 水産業整備事業債 | 6,900         |                    |                                                                             |                                                                                                                      | 7,100         |       |    |       |
| 道路整備事業債  | 30,300        |                    |                                                                             |                                                                                                                      | 42,200        |       |    |       |



ページを開いていただきまして、読み上げて御提案させていただきます。第1表歳入歳出予算補正、まず歳入のほうから款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、補正前の額2,116万8,000円、補正額1,413万9,000円の減額補正、合計で702万9,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額16億2,000万円、補正額9,642万8,000円、合計で17億1,642万8,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額4億3,196万4,000円、補正額1,060万円、合計で4億4,256万4,000円。2項国庫補助金、補正前の額4億7,684万3,000円、補正額344万円、合計で4億8,028万3,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額1億9,041万8,000円、補正額530万円、合計で1億9,571万8,000円。2項県補助金、補正前の額4億886万2,000円、補正額1億5,030万3,000円、合計で5億5,916万5,000円。3項委託金、補正前の額2,931万5,000円、補正額47万円、合計で2,978万5,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額3億6,346万4,000円、補正額461万3,000円、合計で3億6,807万7,000円。

19款繰越金、1項繰越金、補正前の額3,000万円、補正額6,251万9,000円、合計で9,251万9,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億933万円、補正額59万3,000円、合計で1億992万3,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額3億4,510万円、補正額2,405万3,000円、合計で3億6,915万3,000円。

締めて歳入合計、補正前の額58億3,791万2,000円、補正額3億4,418万円、合計で61億

8,209万2,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億1,042万2,000円、補正額18万円の減額補正、合計で1億1,024万2,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額5億6,666万7,000円、補正額6,251万円、合計で6億2,917万7,000円。2項徴税費、補正前の額8,518万円、補正額106万3,000円の減額補正、合計で8,411万7,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,516万3,000円、補正額3,477万円、合計で6,993万3,000円。5項統計調査費、補正前の額58万2,000円、補正額12万6,000円、合計で70万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額8億4,498万円、補正額5,864万4,000円、合計で9億362万4,000円。2項児童福祉費、補正前の額6億2,498万8,000円、補正額67万8,000円の減額補正、合計で6億2,431万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億5,194万5,000円、補正額749万7,000円、合計で3億5,944万2,000円。2項清掃費、補正前の額4億643万6,000円、補正額263万4,000円の減額補正、合計で4億380万2,000円。

5款労働費、1項労働諸費、補正前の額103万7,000円、補正額83万2,000円、合計で186万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額7,557万5,000円、補正額2,810万7,000円、合計で1億368万2,000円。2項林業費、補正前の額74万6,000円、補正額55万1,000円、合計で129万7,000円。3項水産業費、補正前の額1億1,311万8,000円、補正額6万9,000円の減額補正、合計で1億1,304万9,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額8,916万4,000円、補正額135万8,000円、合計で9,052万2,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額

1,427万9,000円、補正額14万3,000円の減額補正、合計で1,413万6,000円。2項道路橋梁費、補正前の額2億116万円、補正額522万4,000円、合計で2億638万4,000円。3項河川費、補正前の額897万5,000円、補正額860万円、合計で1,757万5,000円。4項都市計画費、補正前の額2億5,591万5,000円、補正額9,691万3,000円、合計で3億5,282万8,000円。5項下水道費、補正前の額1億493万円、補正額246万6,000円の減額補正、合計で1億246万4,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億7,086万3,000円、補正額37万3,000円の減額補正、合計で1億7,049万円。2項小学校費、補正前の額3億9,384万5,000円、補正額666万5,000円、合計で4億51万円。3項中学校費、補正前の額5,421万6,000円、補正額110万8,000円、合計で5,532万4,000円。5項社会教育費、補正前の額3億4,206万7,000円、補正額2,175万8,000円、合計で3億6,382万5,000円。6項保健体育費、補正前の額1億676万円、補正額1,576万7,000円、合計で1億2,252万7,000円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、補正前の額2,000円、補正額135万6,000円、合計で135万8,000円。

歳出合計、補正前の額58億3,791万2,000円、補正額3億4,418万円、合計で61億8,209万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。第2表地方債補正。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を補正前と補正後で読み上げて御提案申し上げます。

まず臨時財政対策債、補正前の限度額が2億5,900万円、補正後の限度額が2億7,095万3,000円にかわっていきます。起債の方法が証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の

方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができ。これは補正前も補正後も同じでございます。以下同じでございます。次に水産業整備事業債、補正前の限度額690万円、補正後の限度額710万円。以下同じでございます。道路整備事業債、補正前の限度額3,030万円、補正後の限度額4,220万円。

以上でございます。

○議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（11時20分）

~~~~~

再 開（11時53分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（11時53分）

~~~~~

再 開（11時53分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第7 議案第43号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第43号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第43号

平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,437,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 4 国庫支出金 |         | 1,070,311 | 2,283  | 1,072,594 |
|         | 1 国庫負担金 | 540,611   | 2,283  | 542,894   |
| 7 県支出金  |         | 129,310   | △2,491 | 126,819   |
|         | 1 県負担金  | 19,310    | △2,491 | 16,819    |
| 12 繰越金  |         | 2         | 77,136 | 77,138    |
|         | 1 繰越金   | 2         | 77,136 | 77,138    |
| 歳入合計    |         | 2,361,000 | 76,928 | 2,437,928 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費   |         | 41,974    | △3,396 | 38,578    |
|         | 1 総務管理費 | 32,889    | △3,396 | 29,493    |
| 2 保険給付費 |         | 1,404,344 | 21,033 | 1,425,377 |
|         | 1 療養諸費  | 1,206,530 | 21,033 | 1,227,563 |
|         | 2 高額療養費 | 176,300   | 0      | 176,300   |

| 款           | 項            | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|-------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 3 後期高齢者支援金等 |              | 282,362   | 145    | 282,507   |
|             | 1 後期高齢者支援金等  | 282,362   | 145    | 282,507   |
| 5 老人保健拠出金   |              | 65        | △50    | 15        |
|             | 1 老人保健拠出金    | 65        | △50    | 15        |
| 6 介護納付金     |              | 138,270   | △155   | 138,115   |
|             | 1 介護納付費      | 138,270   | △155   | 138,115   |
| 8 保健事業費     |              | 27,340    | 982    | 28,322    |
|             | 2 保健事業費      | 15,188    | 982    | 16,170    |
| 11 諸支出金     |              | 3,204     | 58,369 | 61,573    |
|             | 1 償還金及び還付加算金 | 3,203     | 58,369 | 61,572    |
| 歳 出 合 計     |              | 2,361,000 | 76,928 | 2,437,928 |

次のページも読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、4款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額5億4,061万1,000円、補正額228万3,000円、合計で5億4,289万4,000円。

7款県支出金、1項県負担金、補正前の額1,931万円、補正額249万1,000円の減額補正、合計で1,681万9,000円。

12款繰越金、1項繰越金、補正前の額2,000円、補正額7,713万6,000円、合計で7,713万8,000円。

歳入合計、補正前の額23億6,100万円、補正額7,692万8,000円、合計で24億3,792万8,000円でございます。

次のページは歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,288万9,000円、補正額339万6,000円の減額補正、合計で2,949万3,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億653万円、補正額2,103万3,000円、合計で12億2,756万3,000円。2項高額療養費、補正前の額1億7,630万円、補正額ゼロ、そのまま1億7,630万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、補正前の額2億8,236万2,000円、補正額14万5,000円、合計で2億8,250万7,000円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、補正前の額6万5,000円、補正額5万円の減額補正、合計で1万5,000円。

6款介護納付金、1項介護納付金、補正前の額1億3,827万円、補正額15万5,000円の減額補正、合計で1億3,811万5,000円。

8款保健事業費、2項保健事業費、補正前の額1,518万8,000円、補正額98万2,000円、合計で1,617万円。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額320万3,000円、補正額5,836万9,000円、合計で6,157万2,000円。

歳出合計、補正前の額23億6,100万円、補正額7,692万8,000円、合計で24億3,792万8,000円。

以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第44号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第44号 平成24年度中

議案第44号

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ977千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項     | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|-------|---------|-----|---------|
| 5 繰越金 |       | 1       | 977 | 978     |
|       | 1 繰越金 | 1       | 977 | 978     |
| 歳入合計  |       | 105,787 | 977 | 106,764 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款     | 項     | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|-------|---------|-----|---------|
| 4 予備費 |       | 260     | 977 | 1,237   |
|       | 1 予備費 | 260     | 977 | 1,237   |
| 歳出合計  |       | 105,787 | 977 | 106,764 |

同じく歳入のほうから、第1表歳入歳出予算補正。

5款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000

円、補正額97万7,000円、合計で97万8,000円。

歳入合計、補正前の額1億578万7,000円、補正額97万7,000円、合計で1億676万4,000円で

ございます。

歳出、4款予備費、1項予備費、補正前の額26万円、補正額97万7,000円、合計で123万7,000円。

歳出合計、補正前の額1億578万7,000円、補正額79万7,000円、合計で1億676万4,000円。

以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第45号 平成24年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第45号 平成24年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

#### 議案第45号

#### 平成24年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ531,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項                 | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|----------|-------------------|---------|---------|---------|
| 2 繰越金    |                   | 2       | 99,029  | 99,031  |
|          | 1 繰越金             | 2       | 99,029  | 99,031  |
| 4 保留地処分金 |                   | 300,000 | 132,460 | 432,460 |
|          | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 300,000 | 132,460 | 432,460 |
| 歳入合計     |                   | 300,304 | 231,489 | 531,793 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補 正 額   | 計       |
|-------------|----------------|---------|---------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 300,302 | 231,489 | 531,791 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 300,302 | 231,489 | 531,791 |
| 歳 出 合 計     |                | 300,304 | 231,489 | 531,793 |

同じく歳入のほうから、第1表歳入歳出予算補正。

2 款繰越金、1 項繰越金、補正前の額2,000円、補正額9,902万9,000円、合計で9,903万1,000円。

4 款保留地処分金、1 項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額3 億円、補正額1 億3,246万円、合計で4 億3,246万円。

歳入合計、補正前の額3 億30万4,000円、補正額2 億3,148万9,000円、合計で5 億3,179万3,000円。

続いて歳出、1 款土地区画整理事業費、1 項南上原土地区画整理事業費、補正前の額3 億30万2,000円、補正額2 億3,148万9,000円、合計で5 億3,179万1,000円。

歳出合計、補正前の額3 億30万4,000円、補正額2 億3,148万9,000円、合計で5 億3,179万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第46号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第46号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

#### 議案第46号

#### 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ337,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項         | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|-------|-----------|---------|--------|---------|
| 3 繰入金 |           | 104,930 | △2,466 | 102,464 |
|       | 1 一般会計繰入金 | 104,930 | △2,466 | 102,464 |
| 4 繰越金 |           | 1       | 2,540  | 2,541   |
|       | 1 繰越金     | 1       | 2,540  | 2,541   |
| 歳入合計  |           | 337,772 | 74     | 337,846 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|----------|----------|---------|-----|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 240,196 | 74  | 240,270 |
|          | 1 公共下水道費 | 240,196 | 74  | 240,270 |
| 歳出合計     |          | 337,772 | 74  | 337,846 |

ページを開いていただきまして、第1表歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億493万円、補正額246万6,000円の減額補正、合計で1億246万4,000円。

4款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額254万円、合計で254万1,000円。

歳入合計、補正前の額3億3,777万2,000円、補正額7万4,000円、合計で3億3,784万6,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,019万6,000円、補正額7万4,000円、合計で2億4,027万円。

歳出合計、補正前の額3億3,777万2,000円、補正額7万4,000円、合計で3億3,784万6,000円。

以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第47号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第47号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第47号

平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成24年度中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。



第2条 平成24年度中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| 支 出 |         |           |         |           |
|-----|---------|-----------|---------|-----------|
|     | (科 目)   | (既決予定額)   | (補正予定額) | ( 計 )     |
| 第1款 | 水道事業費用  | 411,107千円 | 4,795千円 | 415,902千円 |
| 第1項 | 営 業 費 用 | 399,578千円 | 4,795千円 | 404,373千円 |

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

まず第1条 平成24年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

今回支出でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用、既決予定額3億9,957万8,000円、補正予定額479万5,000円、合計で4億437万3,000円。

平成24年9月7日提出、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 報告第5号 平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第5号 平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告申し上げます。

#### 報告第5号

#### 平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告します。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

別冊の報告書を御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終

わります。

日程第13 報告第6号 平成23年度決算に係る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第6号 平成23年度決

算に係る健全化判断比率について御報告申し上げます。

## 報告第6号

### 平成23年度決算に係る健全化判断比率について

平成23年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

#### 記

|          | 平成22年度決算に係る健全化判断比率 | 平成23年度決算に係る健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準 |
|----------|--------------------|--------------------|---------------------------------------------|
| 実質赤字比率   | — %                | — %                | 15.00 %                                     |
| 連結実質赤字比率 | —                  | —                  | 20.00                                       |
| 実質公債費比率  | 11.6               | 11.1               | 25.0                                        |
| 将来負担比率   | 114.4              | 89.6               | 350.0                                       |

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と標記されている場合は、実質赤字比率若しくは連結実質赤字額がないこと、又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が、算定されないことを表す。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜田京介

次ページのほうには意見書もございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終

わります。

日程第14 報告第7号 平成23年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第7号 平成23年度決

算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

## 報告第7号

### 平成23年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の平成23年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

#### 記

| 会 計 区 分         | 平成22年度 | 平成23年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | — %    | — %    | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

同じく意見書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 報告第8号 平成23年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第8号 平成23年度決

算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第8号

平成23年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の平成23年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

| 会 計 区 分        | 平成22年度 | 平成23年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村公共下水道事業特別会計 | — %    | — %    | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

裏面に同じく意見書がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。  
○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 報告第9号 平成23年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会

計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第9号 平成23年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第9号

平成23年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の平成23年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

| 会 計 区 分   | 平成22年度 | 平成23年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村水道事業会計 | — %    | — %    | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

裏面のほうの意見書も御参照いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦勞さまでした。

散 会（12時13分）

| 平成24年第8回中城村議会定例会（第4日目）         |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成24年9月7日（金）    |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成24年9月10日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成24年9月10日（午後3時30分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 金 城 章                | 11 番                               | 新 垣 健 二 |
|                                | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番                               | 宮 城 治 邦 |
|                                | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番                               | 仲 村 春 光 |
|                                | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番                               | 比 嘉 明 典 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |         |
| 会議録署名議員                        | 9 番             | 仲 眞 功 浩              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 大 湾 朝 秀              | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 安 里 直 子              | 都市建設課長                             | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住民生活課長          | 新 垣 親 裕              | 上下水道課長                             | 屋 良 清   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 小橋川 富 雄              | 教育総務課長                             | 比 嘉 朝 之 |
|                                | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘              | 生涯学習課長                             | 名 幸 孝   |
|                                | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄              | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜屋武 辰 弘 |
|                                | 健康保険課長          | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                     |
|-----|-----------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 第 2 | 認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 3 | 認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第 4 | 認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第 5 | 認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定について           |
| 第 7 | 村内現地視察について（別紙日程表）                       |

○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。  
す。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

## 認定第1号

### 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

## 平成23年度

### 中 城 村 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入 額 6,228,318,763 円

歳 出 額 6,119,177,866 円

差 引 残 額 109,140,897 円

### 平成23年度 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

(歳 入)

(単位：円)

| 款     | 項       | 予算現額          | 調 定 額         | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備 考             |
|-------|---------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|-----------------|
| 1 村 税 |         | 1,455,535,000 | 1,688,175,458 | 1,497,234,325 | 2,132,572 | 188,825,869 | 41,699,325    | 還付未済額<br>17,308 |
|       | 1 村民税   | 570,116,000   | 644,989,299   | 601,761,065   | 1,564,972 | 41,676,570  | 31,645,065    | 還付未済額<br>13,308 |
|       | 2 固定資産税 | 775,235,000   | 906,352,826   | 770,326,878   | 533,200   | 135,492,748 | △4,908,122    |                 |
|       | 3 軽自動車税 | 46,883,000    | 54,650,250    | 48,548,999    | 34,400    | 6,070,851   | 1,665,999     | 還付未済額<br>4,000  |
|       | 4 村たばこ税 | 63,300,000    | 76,597,383    | 76,597,383    | 0         | 0           | 13,297,383    |                 |



| 款                         | 項                         | 予算現額          | 調 定 額         | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入<br>済額との比較 | 備 考 |
|---------------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|-------|-----------|-------------------|-----|
| 1 村 税                     | 5 特別土地保有<br>税             | 1,000         | 5,585,700     | 0             | 0     | 5,585,700 | △1,000            |     |
| 2 地方譲<br>与税               |                           | 40,153,000    | 49,106,779    | 49,106,779    | 0     | 0         | 8,953,779         |     |
|                           | 1 地方揮<br>発油譲<br>与税        | 11,048,000    | 12,896,000    | 12,896,000    | 0     | 0         | 1,848,000         |     |
|                           | 2 自動車<br>重量譲<br>与税        | 28,104,000    | 33,472,000    | 33,472,000    | 0     | 0         | 5,368,000         |     |
|                           | 3 特別と<br>ん譲与<br>税         | 1,000,000     | 2,738,723     | 2,738,723     | 0     | 0         | 1,738,723         |     |
|                           | 4 地方道<br>路譲与<br>税         | 1,000         | 56            | 56            | 0     | 0         | △944              |     |
| 3 利子割<br>交付金              |                           | 3,825,000     | 4,150,000     | 4,150,000     | 0     | 0         | 325,000           |     |
|                           | 1 利子割<br>交付金              | 3,825,000     | 4,150,000     | 4,150,000     | 0     | 0         | 325,000           |     |
| 4 配当割<br>交付金              |                           | 464,000       | 999,000       | 999,000       | 0     | 0         | 535,000           |     |
|                           | 1 配当割<br>交付金              | 464,000       | 999,000       | 999,000       | 0     | 0         | 535,000           |     |
| 5 株式等<br>譲渡所<br>得割交<br>付金 |                           | 732,000       | 265,000       | 265,000       | 0     | 0         | △467,000          |     |
|                           | 1 株式等<br>譲渡所<br>得割交<br>付金 | 732,000       | 265,000       | 265,000       | 0     | 0         | △467,000          |     |
| 6 地方消<br>費税交<br>付金        |                           | 114,131,000   | 115,334,000   | 115,334,000   | 0     | 0         | 1,203,000         |     |
|                           | 1 地方消<br>費税交<br>付金        | 114,131,000   | 115,334,000   | 115,334,000   | 0     | 0         | 1,203,000         |     |
| 7 ゴルフ<br>場利用<br>税交付<br>金  |                           | 23,401,000    | 23,067,912    | 23,067,912    | 0     | 0         | △333,088          |     |
|                           | 1 ゴルフ<br>場利用<br>税交付<br>金  | 23,401,000    | 23,067,912    | 23,067,912    | 0     | 0         | △333,088          |     |
| 8 自動車<br>取得税<br>交付金       |                           | 7,624,000     | 6,658,000     | 6,658,000     | 0     | 0         | △966,000          |     |
|                           | 1 自動車<br>取得税<br>交付金       | 7,624,000     | 6,658,000     | 6,658,000     | 0     | 0         | △966,000          |     |
| 9 地方特<br>例交付<br>金         |                           | 21,168,000    | 21,168,000    | 21,168,000    | 0     | 0         | 0                 |     |
|                           | 1 地方特<br>例交付<br>金         | 21,168,000    | 21,168,000    | 21,168,000    | 0     | 0         | 0                 |     |
| 10 地方交<br>付税              |                           | 1,718,109,000 | 1,725,457,000 | 1,725,457,000 | 0     | 0         | 7,348,000         |     |
|                           | 1 地方交<br>付税               | 1,718,109,000 | 1,725,457,000 | 1,725,457,000 | 0     | 0         | 7,348,000         |     |

| 款                          | 項                         | 予算現額          | 調 定 額         | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額       | 予算現額と収入<br>済額との比較 | 備 考 |
|----------------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------------|-------------------|-----|
| 11 交通安全<br>対策<br>特別交<br>付金 |                           | 1,800,000     | 1,841,000     | 1,841,000     | 0     | 0           | 41,000            |     |
|                            | 1 交通安<br>全対策<br>特別交<br>付金 | 1,800,000     | 1,841,000     | 1,841,000     | 0     | 0           | 41,000            |     |
| 12 分担金<br>及び負<br>担金        |                           | 2,286,000     | 2,335,710     | 2,335,710     | 0     | 0           | 49,710            |     |
|                            | 1 分担金                     | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0           | △1,000            |     |
|                            | 2 負担金                     | 2,285,000     | 2,335,710     | 2,335,710     | 0     | 0           | 50,710            |     |
| 13 使用料<br>及び手<br>数料        |                           | 102,790,000   | 110,506,792   | 106,356,542   | 0     | 4,150,250   | 3,566,542         |     |
|                            | 1 使用料                     | 75,369,000    | 81,489,612    | 77,389,362    | 0     | 4,100,250   | 2,020,362         |     |
|                            | 2 手数料                     | 27,421,000    | 29,017,180    | 28,967,180    | 0     | 50,000      | 1,546,180         |     |
| 14 国庫支<br>出金               |                           | 1,840,633,000 | 1,735,921,020 | 1,358,067,020 | 0     | 377,854,000 | △482,565,980      |     |
|                            | 1 国庫負<br>担金               | 435,531,000   | 432,484,977   | 432,484,977   | 0     | 0           | △3,046,023        |     |
|                            | 2 国庫補<br>助金               | 1,400,780,000 | 1,295,980,175 | 918,126,175   | 0     | 377,854,000 | △482,653,825      |     |
|                            | 3 委託金                     | 4,322,000     | 7,455,868     | 7,455,868     | 0     | 0           | 3,133,868         |     |
| 15 県支出<br>金                |                           | 461,844,000   | 458,649,774   | 439,837,774   | 0     | 18,812,000  | △22,006,226       |     |
|                            | 1 県負担<br>金                | 181,882,000   | 178,360,232   | 178,360,232   | 0     | 0           | △3,521,768        |     |
|                            | 2 県補助<br>金                | 256,139,000   | 256,876,490   | 238,064,490   | 0     | 18,812,000  | △18,074,510       |     |
|                            | 3 委託金                     | 23,823,000    | 23,413,052    | 23,413,052    | 0     | 0           | △409,948          |     |
| 16 財産収<br>入                |                           | 10,726,000    | 11,930,257    | 11,840,257    | 0     | 90,000      | 1,114,257         |     |
|                            | 1 財産運<br>用収入              | 10,724,000    | 10,864,920    | 10,774,920    | 0     | 90,000      | 50,920            |     |
|                            | 2 財産売<br>払収入              | 2,000         | 1,065,337     | 1,065,337     | 0     | 0           | 1,063,337         |     |
| 17 寄附金                     |                           | 4,911,000     | 4,910,000     | 4,910,000     | 0     | 0           | △1,000            |     |
|                            | 1 寄附金                     | 4,911,000     | 4,910,000     | 4,910,000     | 0     | 0           | △1,000            |     |
| 18 繰入金                     |                           | 230,945,000   | 230,944,000   | 80,944,000    | 0     | 150,000,000 | △150,001,000      |     |
|                            | 1 特別会<br>計繰入<br>金         | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0           | △1,000            |     |
|                            | 2 基金繰<br>入金               | 230,944,000   | 230,944,000   | 80,944,000    | 0     | 150,000,000 | △150,000,000      |     |
| 19 繰越金                     |                           | 176,095,000   | 176,094,599   | 176,094,599   | 0     | 0           | △401              |     |
|                            | 1 繰越金                     | 176,095,000   | 176,094,599   | 176,094,599   | 0     | 0           | △401              |     |
| 20 諸収入                     |                           | 84,478,000    | 87,586,845    | 87,586,845    | 0     | 0           | 3,108,845         |     |

| 款       | 項                         | 予算現額          | 調 定 額         | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入<br>済額との比較 | 備 考            |
|---------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|-------------------|----------------|
| 20 諸収入  | 1 延滞金、<br>加算金<br>及び過<br>料 | 6,735,000     | 7,055,623     | 7,055,623     | 0         | 0           | 320,623           |                |
|         | 2 村預金<br>利子               | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0           | △1,000            |                |
|         | 3 貸付金<br>元利収<br>入         | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0           | △1,000            |                |
|         | 4 雑 入                     | 77,741,000    | 80,531,222    | 80,531,222    | 0         | 0           | 2,790,222         |                |
| 21 村 債  |                           | 774,365,000   | 515,065,000   | 515,065,000   | 0         | 0           | △259,300,000      |                |
|         | 1 村 債                     | 774,365,000   | 515,065,000   | 515,065,000   | 0         | 0           | △259,300,000      |                |
| 歳 入 合 計 |                           | 7,076,015,000 | 6,970,166,146 | 6,228,318,763 | 2,132,572 | 739,732,119 | △847,696,237      | 還付未済<br>17,308 |

(歳 出)

(単位：円)

| 款        | 項                  | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額     | 不 用 額      | 予算現額と支出<br>済額との比較 | 備 考 |
|----------|--------------------|---------------|---------------|------------|------------|-------------------|-----|
| 1 議 会 費  |                    | 124,513,000   | 123,621,962   | 0          | 891,038    | 891,038           |     |
|          | 1 議 会 費            | 124,513,000   | 123,621,962   | 0          | 891,038    | 891,038           |     |
| 2 総 務 費  |                    | 955,994,000   | 921,133,252   | 28,824,000 | 6,036,748  | 34,860,748        |     |
|          | 1 総務管理費            | 836,440,000   | 802,373,574   | 28,824,000 | 5,242,426  | 34,066,426        |     |
|          | 2 徴 税 費            | 79,159,000    | 78,742,873    | 0          | 416,127    | 416,127           |     |
|          | 3 戸 籍 住 民<br>基本台帳費 | 33,998,000    | 33,882,336    | 0          | 115,664    | 115,664           |     |
|          | 4 選 挙 費            | 4,253,000     | 4,087,029     | 0          | 165,971    | 165,971           |     |
|          | 5 統計調査費            | 662,000       | 604,040       | 0          | 57,960     | 57,960            |     |
|          | 6 監査委員費            | 1,482,000     | 1,443,400     | 0          | 38,600     | 38,600            |     |
| 3 民 生 費  |                    | 1,517,529,000 | 1,497,648,568 | 0          | 19,880,432 | 19,880,432        |     |
|          | 1 社会福祉費            | 850,060,000   | 837,916,290   | 0          | 12,143,710 | 12,143,710        |     |
|          | 2 児童福祉費            | 667,469,000   | 659,732,278   | 0          | 7,736,722  | 7,736,722         |     |
| 4 衛 生 費  |                    | 756,242,000   | 752,788,019   | 0          | 3,453,981  | 3,453,981         |     |
|          | 1 保健衛生費            | 342,381,000   | 339,998,628   | 0          | 2,382,372  | 2,382,372         |     |
|          | 2 清 掃 費            | 413,861,000   | 412,789,391   | 0          | 1,071,609  | 1,071,609         |     |
| 5 労 働 費  |                    | 182,000       | 181,593       | 0          | 407        | 407               |     |
|          | 1 労 働 諸 費          | 182,000       | 181,593       | 0          | 407        | 407               |     |
| 6 農林水産業費 |                    | 238,498,000   | 208,918,917   | 28,329,000 | 1,250,083  | 29,579,083        |     |

| 款          | 項                  | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不 用 額      | 予算現額と支出<br>済額との比較 | 備 考 |
|------------|--------------------|---------------|---------------|-------------|------------|-------------------|-----|
| 6 農林水産業費   | 1 農 業 費            | 78,964,000    | 71,881,528    | 6,178,000   | 904,472    | 7,082,472         |     |
|            | 2 林 業 費            | 2,386,000     | 2,147,157     | 0           | 238,843    | 238,843           |     |
|            | 3 水 産 業 費          | 157,148,000   | 134,890,232   | 22,151,000  | 106,768    | 22,257,768        |     |
| 7 商 工 費    |                    | 48,010,000    | 47,901,635    | 0           | 108,365    | 108,365           |     |
|            | 1 商 工 費            | 48,010,000    | 47,901,635    | 0           | 108,365    | 108,365           |     |
| 8 土 木 費    |                    | 796,073,000   | 673,346,649   | 120,221,200 | 2,505,151  | 122,726,351       |     |
|            | 1 土木管理費            | 14,029,000    | 14,017,171    | 0           | 11,829     | 11,829            |     |
|            | 2 道路橋梁費            | 172,323,000   | 153,078,031   | 18,205,000  | 1,039,969  | 19,244,969        |     |
|            | 3 河 川 費            | 86,292,000    | 44,035,389    | 42,224,000  | 32,611     | 42,256,611        |     |
|            | 4 都市計画費            | 425,971,000   | 364,758,058   | 59,792,200  | 1,420,742  | 61,212,942        |     |
|            | 5 下 水 道 費          | 97,458,000    | 97,458,000    | 0           | 0          | 0                 |     |
| 9 消 防 費    |                    | 239,645,000   | 239,597,000   | 0           | 48,000     | 48,000            |     |
|            | 1 消 防 費            | 239,645,000   | 239,597,000   | 0           | 48,000     | 48,000            |     |
| 10 教 育 費   |                    | 1,891,272,000 | 1,147,951,514 | 735,326,000 | 7,994,486  | 743,320,486       |     |
|            | 1 教育総務費            | 88,849,000    | 87,584,162    | 0           | 1,264,838  | 1,264,838         |     |
|            | 2 小 学 校 費          | 1,428,699,000 | 692,755,449   | 733,331,000 | 2,612,551  | 735,943,551       |     |
|            | 3 中 学 校 費          | 50,467,000    | 48,652,731    | 0           | 1,814,269  | 1,814,269         |     |
|            | 4 幼 稚 園 費          | 52,268,000    | 51,681,823    | 0           | 586,177    | 586,177           |     |
|            | 5 社会教育費            | 169,078,000   | 166,328,060   | 1,995,000   | 754,940    | 2,749,940         |     |
|            | 6 保健体育費            | 101,911,000   | 100,949,289   | 0           | 961,711    | 961,711           |     |
| 11 災害復旧費   |                    | 3,000         | 0             | 0           | 3,000      | 3,000             |     |
|            | 1 農林水産施設<br>災害復旧費  | 1,000         | 0             | 0           | 1,000      | 1,000             |     |
|            | 2 土 木 施 設<br>災害復旧費 | 2,000         | 0             | 0           | 2,000      | 2,000             |     |
| 12 公 債 費   |                    | 506,415,000   | 506,088,757   | 0           | 326,243    | 326,243           |     |
|            | 1 公 債 費            | 506,415,000   | 506,088,757   | 0           | 326,243    | 326,243           |     |
| 13 諸 支 出 金 |                    | 1,000         | 0             | 0           | 1,000      | 1,000             |     |
|            | 1 普 通 財 産<br>取 得 費 | 1,000         | 0             | 0           | 1,000      | 1,000             |     |
| 14 予 備 費   |                    | 1,638,000     | 0             | 0           | 1,638,000  | 1,638,000         |     |
|            | 1 予 備 費            | 1,638,000     | 0             | 0           | 1,638,000  | 1,638,000         |     |
| 歳 出 合 計    |                    | 7,076,015,000 | 6,119,177,866 | 912,700,200 | 44,136,934 | 956,837,134       |     |

歳入歳出差引残額 109,140,897 円

平成24年9月7日 提出  
中城村長 浜 田 京 介

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(一般会計)

平成23年度

| 区 分                 |                                                | 金 額          |
|---------------------|------------------------------------------------|--------------|
| 1. 歳 入              | 総 額                                            | 6,228,319 千円 |
| 2. 歳 出              | 総 額                                            | 6,119,178 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出          | 差 引 額                                          | 109,141 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り<br>越すべき財源 | (1) 継 続 費 通 次 繰 越 額                            | 0 千円         |
|                     | (2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額                            | 16,622 千円    |
|                     | (3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額                            | 0 千円         |
|                     | 計                                              | 16,622 千円    |
| 5. 実 質              | 収 支 額                                          | 92,519 千円    |
| 6.                  | 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による<br>基金繰入額            | 0 千円         |
| 備 考                 | ※ 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |              |

2 ページほど開いていただきまして、平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額62億2,831万8,763円、歳出額61億1,917万7,866円、差引残額1億914万897円でございます。

次のページをお願いいたします。平成23年度一般会計歳入歳出決算書の歳入の部分から款、項、予算現額、収入済額、予算現額、収入済額との比較の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず1款村税、1項村民税、予算現額5億7,011万6,000円、収入済額6億176万1,065円、比較が3,164万5,065円。2項固定資産税、予算現額7億7,523万5,000円、収入済額7億7,032万6,878円、比較が490万8,122円。3項軽自動

車税、予算現額4,688万3,000円、収入済額4,854万8,999円、比較が166万5,999円。4項村たばこ税、予算現額6,330万円、収入済額7,659万7,383円、比較が1,329万7,383円。5項特別土地保有税は1,000円の費目存置のままでございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、予算現額1,104万8,000円、収入済額1,289万6,000円、比較が184万8,000円。2項自動車重量譲与税、予算現額2,810万4,000円、収入済額3,347万2,000円、比較が536万8,000円。3項特別とん譲与税、予算現額100万円、収入済額273万8,723円、比較で173万8,723円。4項地方道路

譲与税、予算現額1,000円、収入済額56円、比較は944円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、予算現額382万5,000円、収入済額415万円、比較が32万5,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、予算現額46万4,000円、収入済額99万9,000円、比較が53万5,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、予算現額73万2,000円、収入済額26万5,000円、比較が46万7,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、予算現額1 億1,413万1,000円、収入済額1 億1,533万4,000円、比較が120万3,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、予算現額2,340万1,000円、収入済額2,306万7,912円、比較が33万3,088円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、予算現額762万4,000円、収入済額665万8,000円、比較が96万6,000円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、予算現額2,116万8,000円、収入済額2,116万8,000円、比較はゼロ。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、予算現額17 億1,810万9,000円、収入済額17 億2,545万7,000円、比較が734万8,000円。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、予算現額180万円、収入済額184万1,000円、比較が4 万1,000円。

12 款分担金及び負担金、1 項分担金は1,000 円の費目存置のままでございます。2 項負担金、予算現額228万5,000円、収入済額233万5,710円、比較が5 万710円。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、予算現額7,536万9,000円、収入済額7,738万9,362円、比較が202万362円。2 項手数料、予算現額2,742万1,000円、収入済額2,896万7,180円、比較が154万6,180円。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、予算現額4 億3,553万1,000円、収入済額4 億3,248万4,977円、比較が304万6,023円。2 項国庫補助金、予算現額14 億78万円、収入済額9 億1,812万6,175円、比較が4 億8,265万3,825円。3 項委託金、予算現額432万2,000円、収入済額745万5,868円、比較が313万3,868円。

15 款県支出金、1 項県負担金、予算現額1 億8,188万2,000円、収入済額1 億7,836万232円、比較が352万1,768円。2 項県補助金、予算現額2 億5,613万9,000円、収入済額2 億3,806万4,490円、比較が1,807万4,510円。3 項委託金、予算現額2,382万3,000円、収入済額2,341万3,052円、比較が40万9,948円。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、予算現額1,072万4,000円、収入済額1,077万4,920円、比較が5 万920円。2 項財産売却収入、予算現額2,000円、収入済額106万5,337円、比較が106万3,337円。

17 款寄附金、1 項寄附金、予算現額491万1,000円、収入済額491万円、比較が1,000円。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金は1,000 円の費目存置のままでございます。2 項基金繰入金、予算現額2 億3,094万4,000円、収入済額8,094万4,000円、比較が1 億5,000万円。

19 款繰越金、1 項繰越金、予算現額1 億7,609万5,000円、収入済額1 億7,609万4,599円、比較が401円。

20 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、予算現額673万5,000円、収入済額705万5,623円、比較が32万623円。2 項村預金利子、1,000 円の費目存置のままでございます。3 項貸付金元利収入も1,000 円の費目存置のままでございます。4 項雑入、予算現額7,774万1,000円、収入済額8,053万1,222円、比較が279万222円。

21 款村債、1 項村債、予算現額7 億7,436万5,000円、収入済額5 億1,506万5,000円、比較が2 億5,930万円。

歳入合計、予算現額70億7,601万5,000円、収入済額62億2,831万8,763円、予算現額と収入済額との比較8億4,769万6,237円でございます。

続いて歳出でございます。予算減額、支出済額、比較の順でございます。

歳出、1款議会費、1項議会費、予算現額1億2,451万3,000円、支出済額1億2,362万1,962円、比較が89万1,038円。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額8億3,644万円、支出済額8億237万3,574円、比較が3,406万6,426円。2項徴税費、予算現額7,915万9,000円、支出済額7,874万2,873円、比較が41万6,127円。3項戸籍住民基本台帳費、予算現額3,399万8,000円、支出済額3,388万2,336円、比較が11万5,664円。4項選挙費、予算現額425万3,000円、支出済額408万7,029円、比較が16万5,971円。5項統計調査費、予算現額66万2,000円、支出済額60万4,040円、比較が5万7,960円。6項監査委員費、予算現額148万2,000円、支出済額144万3,400円、比較が3万8,600円。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額8億5,006万円、支出済額8億3,791万6,290円、比較が1,214万3,710円。2項児童福祉費、予算現額6億6,746万9,000円、支出済額6億5,973万2,278円、比較が773万6,722円。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額3億4,238万1,000円、支出済額3億3,999万8,628円、比較が238万2,372円。2項清掃費、予算現額4億1,386万1,000円、支出済額4億1,278万9,391円、比較が107万1,609円。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額18万2,000円、支出済額18万1,593円、比較が407円。

6款農林水産業費、1項農業費、予算現額7,896万4,000円、支出済額7,188万1,528円、比較が708万2,472円。2項林業費、予算現額238万6,000円、支出済額214万7,157円、比較が23万8,843円。3項水産業費、予算現額1億5,714

万8,000円、支出済額1億3,489万232円、比較が2,225万7,768円。

7款商工費、1項商工費、予算現額4,801万円。支出済額4,790万1,635円、比較が10万8,365円。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額1,402万9,000円、支出済額1,401万7,171円、比較が1万1,829円。2項道路橋梁費、予算現額1億7,232万3,000円、支出済額1億5,307万8,031円、比較が1,924万4,969円。3項河川費、予算現額8,629万2,000円、支出済額4,403万5,389円、比較が4,225万6,611円。4項都市計画費、予算現額4億2,597万1,000円、支出済額3億6,475万8,058円、比較が6,121万2,942円。5項下水道費、予算現額9,745万8,000円、支出済額9,745万8,000円、比較はゼロ。

9款消防費、1項消防費、予算現額2億3,964万5,000円、支出済額2億3,959万7,000円、比較が4万8,000円。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額8,884万9,000円、支出済額8,758万4,162円、比較が126万4,838円。2項小学校費、予算現額14億2,869万9,000円、支出済額6億9,275万5,449円、比較が7億3,594万3,551円。3項中学校費、予算現額5,046万7,000円、支出済額4,865万2,731円、比較が181万4,269円。4項幼稚園費、予算現額5,226万8,000円、支出済額5,168万1,823円、比較が58万6,177円。5項社会教育費、予算現額1億6,907万8,000円、支出済額1億6,632万8,060円、比較が274万9,940円。6項保健体育費、予算現額1億191万1,000円、支出済額1億94万9,289円、比較が96万1,711円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は1,000円の費目存置のままです。2項土木施設災害復旧費も2,000円の費目存置のままです。

12款公債費、1項公債費、予算現額5億641万5,000円、支出済額5億608万8,757円、比較

が32万6,243円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費1,000円の費目存置のままでございます。

14款予備費、1項予備費、予算現額163万8,000円、支出済額はゼロ、比較も163万8,000円。

歳出合計、予算現額70億7,601万5,000円、支出済額61億1,917万7,866円、予算現額と支出済額との比較9億5,683万7,134円。

左側のほうに、歳入歳出差引残額1億914万897円。

平成24年9月7日提出、中城村長 浜田京介。  
以上でございます。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時18分）

~~~~~

再 開（10時22分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第2号

平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

平成23年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額	2,329,987,689 円
歳 出 額	2,252,851,612 円
差 引 残 額	77,136,077 円

平成23年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	備 考
1 国民健康保険税		346,477,000	430,009,268	346,265,748	2,092,500	82,229,015	△211,252	還付未済額 577,995
	1 国民健康保険税	346,477,000	430,009,268	346,265,748	2,092,500	82,229,015	△211,252	還付未済額 577,995
2 一部負担金		2,000	0	0	0	0	△2,000	
	1 一部負担金	2,000	0	0	0	0	△2,000	
3 使用料及び手数料		430,000	490,000	490,000	0	0	60,000	
	1 手数料	430,000	490,000	490,000	0	0	60,000	
4 国庫支出金		888,925,000	920,712,772	920,712,772	0	0	31,787,772	
	1 国庫負担金	538,544,000	571,788,392	571,788,392	0	0	33,244,392	
	2 国庫補助金	350,381,000	348,924,380	348,924,380	0	0	△1,456,620	
5 療養給付費交付金		73,801,000	73,801,710	73,801,710	0	0	710	
	1 療養給付費交付金	73,801,000	73,801,710	73,801,710	0	0	710	
6 前期高齢者交付金		129,604,000	129,604,510	129,604,510	0	0	510	
	1 前期高齢者交付金	129,604,000	129,604,510	129,604,510	0	0	510	
7 県支出金		122,031,000	133,187,244	133,187,244	0	0	11,156,244	
	1 県負担金	17,030,000	17,030,244	17,030,244	0	0	244	
	2 県補助金	105,000,000	116,157,000	116,157,000	0	0	11,157,000	
	3 広域化等支援基金支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
8 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
9 共同事業交付金		389,573,000	389,574,237	389,574,237	0	0	1,237	
	1 共同事業交付金	389,573,000	389,574,237	389,574,237	0	0	1,237	
10 財産収入		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	備 考
11 繰入金		229,852,000	229,851,000	229,851,000	0	0	△1,000	
	1 他会計 繰入金	229,851,000	229,851,000	229,851,000	0	0	0	
	2 基金繰 入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
12 繰越金		94,198,000	94,197,717	94,197,717	0	0	△283	
	1 繰越金	94,198,000	94,197,717	94,197,717	0	0	△283	
13 諸収入		10,905,000	12,302,751	12,302,751	0	0	1,397,751	
	1 延滞金・ 加算金 及び過 料	3,702,000	4,707,549	4,707,549	0	0	1,005,549	
	2 預金利 子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	3 受託事 業収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	4 雑 入	7,201,000	7,595,202	7,595,202	0	0	394,202	
歳 入 合 計		2,285,800,000	2,413,731,209	2,329,987,689	2,092,500	82,229,015	44,187,689	還付未済 577,995

(歳 出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較	備 考
1 総 務 費		37,340,000	36,805,974	0	534,026	534,026	
	1 総務管理費	28,250,000	28,016,691	0	233,309	233,309	
	2 徴 税 費	8,982,000	8,757,283	0	224,717	224,717	
	3 運営協議会費	58,000	32,000	0	26,000	26,000	
	4 趣旨普及費	50,000	0	0	50,000	50,000	
2 保険給付費		1,419,178,000	1,399,793,502	0	19,384,498	19,384,498	
	1 療 養 諸 費	1,228,006,000	1,210,690,008	0	17,315,992	17,315,992	
	2 高 額 療 養 費	178,515,000	176,540,188	0	1,974,812	1,974,812	
	3 移 送 費	2,000	0	0	2,000	2,000	
	4 出産育児諸費	12,175,000	12,163,306	0	11,694	11,694	
	5 葬 祭 諸 費	480,000	400,000	0	80,000	80,000	
3 後期高齢者 支 援 金 等		260,247,000	260,242,232	0	4,768	4,768	
	1 後期高齢者 支 援 金 等	260,247,000	260,242,232	0	4,768	4,768	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較	備 考
4 前期高齢者 納付金等		777,000	771,539	0	5,461	5,461	
	1 前期高齢者 納付金等	777,000	771,539	0	5,461	5,461	
5 老人保健 拠出金		313,000	297,314	0	15,686	15,686	
	1 老人保健 拠出金	313,000	297,314	0	15,686	15,686	
6 介護納付金		130,384,000	130,383,491	0	509	509	
	1 介護納付金	130,384,000	130,383,491	0	509	509	
7 共同事業 拠出金		375,978,000	375,967,845	0	10,155	10,155	
	1 共同事業 拠出金	375,978,000	375,967,845	0	10,155	10,155	
8 保健事業費		26,783,000	25,820,018	0	962,982	962,982	
	1 特定健康審査 等事業費	10,568,000	9,960,090	0	607,910	607,910	
	2 保健事業費	16,215,000	15,859,928	0	355,072	355,072	
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
10 公 債 費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 公 債 費	1,000	0	0	1,000	1,000	
11 諸 支 出 金		23,570,000	22,769,697	0	800,303	800,303	
	1 償還金及び 還付加算金	23,569,000	22,769,697	0	799,303	799,303	
	2 延 滞 金	1,000	0	0	1,000	1,000	
12 予 備 費		11,228,000	0	0	11,228,000	11,228,000	
	1 予 備 費	11,228,000	0	0	11,228,000	11,228,000	
歳 出 合 計		2,285,800,000	2,252,851,612	0	32,948,388	32,948,388	

歳入歳出差引残額 77,136,077 円

平成24年9月7日 提出
中城村長 浜 田 京 介

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(国民健康保険特別会計)

平成23年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	2,329,988 千円
2. 歳 出	総 額	2,252,852 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	77,136 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0 千円
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0 千円
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	77,136 千円
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	0 千円
備 考	※ 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

これも2ページほどめくっていただきまして、平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額23億2,998万7,689円、歳出額22億5,285万1,612円、差引残額7,713万6,077円。

次のページをお願いいたします。歳入のほうから款、項、予算現額、収入済額、比較の順に読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、予算現額3億4,647万7,000円、収入済額3億4,626万5,748円、比較が21万1,252円。

2款一部負担金、1項一部負担金は2,000円の費目存置のままでございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額43万円、収入済額49万円、比較が6万円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、予算現額5億3,854万4,000円、収入済額5億7,178万8,392円、比較が3,324万4,392円。2項国庫補助金、予算現額3億5,038万1,000円、収入済額

3億4,892万4,380円、比較が145万6,620円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、予算現額7,380万1,000円、収入済額7,380万1,710円、比較が710万円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、予算現額1億2,960万4,000円、収入済額1億2,960万4,510円、比較が510円。

7款県支出金、1項県負担金、予算現額1,703万円、収入済額1,703万244円、比較が244円。2項県補助金、予算現額1億500万円、収入済額1億1,615万7,000円、比較が1,115万7,000円。3項広域化等支援基金支出金1,000円の費目存置のままです。

8款連合会支出金、1項連合会補助金も1,000円の費目存置です。

9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、予算現額3億8,957万3,000円、収入済額3億8,957万4,237円、比較が1,237円。

10款財産収入、1項財産運用収入は1,000円の費目存置。

11款繰入金、1項他会計繰入金、予算現額2億2,985万1,000円、収入済額2億2,985万1,000円、比較はゼロ。2項基金繰入金は1,000円の費目存置。

12款繰越金、1項繰越金、予算現額9,419万8,000円、収入済額9,419万7,717円、比較が283円。

13款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、予算現額370万2,000円、収入済額470万7,549円、比較が100万5,549円。2項預金利子は1,000円の費目存置。3項受託事業収入も1,000円の費目存置。4項雑入、予算現額720万1,000円、収入済額759万5,202円、比較が39万4,202円。

歳入合計、予算現額22億8,580万円、収入済額23億2,998万7,689円、予算現額と収入済額との比較4,418万7,689円でございます。

続いて歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,825万円、支出済額2,801万6,691円、比較が23万3,309円。2項徴税費、予算現額898万2,000円、支出済額875万7,283円、比較が22万4,717円。3項運営協議会費、予算現額5万8,000円、支出済額3万2,000円、比較が2万6,000円。4項趣旨普及費、予算現額5万円、支出済額ゼロ、比較は5万円。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額12億2,800万6,000円、支出済額12億1,069万8,000円、比較が1,731万5,992円。2項高額療養費、予算現額1億7,851万5,000円、支出済額1億7,654万188円、比較が197万4,812円。3項移送費は2,000円の費目存置。4項出産育児諸費、予算現額1,217万5,000円、支出済額1,216万3,306円、比較が1万1,694円。5項葬祭諸費、予算現額48万円、支出済額40万円、比較は8万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、予算現額2億6,024万7,000円、支出済額2億6,024万2,232円、比較が4,768円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、予算現額77万7,000円、支出済額77万1,539円、比較が5,461円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額31万3,000円、支出済額29万7,314円、比較が1万5,686円。

6款介護納付金、1項介護納付金、予算現額1億3,038万4,000円、支出済額1億3,038万3,491円、比較が509円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額3億7,597万8,000円、支出済額3億7,596万7,845円、比較が1万155円。

8款保健事業費、1項特定健康審査等事業費、予算現額1,056万8,000円、支出済額996万90円、比較が60万7,910円。2項保健事業費、予算現額1,621万5,000円、支出済額1,585万9,928円、比較が35万5,072円。

9款基金積立金、1項基金積立金は1,000円の費目存置。

10款公債費、1項公債費も1,000円の費目存置。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額2,356万9,000円、支出済額2,276万9,697円、比較が79万9,303円。2項延滞金は1,000円の費目存置。

12款予備費、1項予備費、予算現額1,122万8,000円、支出済額ゼロ、比較も1,122万8,000円。

歳出合計、予算現額22億8,580万円、支出済額22億5,285万1,612円、予算現額と支出済額との比較3,294万8,388円。

歳入歳出差引残額7,713万6,077円。

平成24年9月7日提出、中村村長 浜田京介。
以上でございます。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時33分）

~~~~~

再 開（10時35分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

### 認定第3号

#### 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 平成23年度

#### 中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 101,118,727 円

歳 出 額 100,141,595 円

差 引 残 額 977,132 円

#### 平成23年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

| 款            | 項            | 予算現額       | 調 定 額      | 収入済額       | 不納欠損額  | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備 考              |
|--------------|--------------|------------|------------|------------|--------|-----------|---------------|------------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 64,959,000 | 64,867,159 | 63,264,714 | 65,333 | 1,735,422 | △1,694,286    | 還付未済額<br>198,310 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 64,959,000 | 64,867,159 | 63,264,714 | 65,333 | 1,735,422 | △1,694,286    | 還付未済額<br>198,310 |
| 2 使用料及び手数料   |              | 2,000      | 46,100     | 46,100     | 0      | 0         | 44,100        |                  |
|              | 1 手数料        | 2,000      | 46,100     | 46,100     | 0      | 0         | 44,100        |                  |

| 款       | 項                         | 予算現額        | 調 定 額       | 収入済額        | 不納欠損額  | 収入未済額     | 予算現額と収入<br>済額との比較 | 備 考              |
|---------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|--------|-----------|-------------------|------------------|
| 3 寄付金   |                           | 1,000       | 0           | 0           | 0      | 0         | △1,000            |                  |
|         | 1 寄付金                     | 1,000       | 0           | 0           | 0      | 0         | △1,000            |                  |
| 4 繰入金   |                           | 35,784,000  | 35,782,937  | 35,782,937  | 0      | 0         | △1,063            |                  |
|         | 1 一般会<br>計繰入金             | 35,783,000  | 35,782,937  | 35,782,937  | 0      | 0         | △63               |                  |
|         | 2 他会計<br>繰入金              | 1,000       | 0           | 0           | 0      | 0         | △1,000            |                  |
| 5 繰越金   |                           | 1,335,000   | 1,334,319   | 1,334,319   | 0      | 0         | △681              |                  |
|         | 1 繰越金                     | 1,335,000   | 1,334,319   | 1,334,319   | 0      | 0         | △681              |                  |
| 6 諸収入   |                           | 1,423,000   | 690,657     | 690,657     | 0      | 0         | △732,343          |                  |
|         | 1 延滞金、<br>加算金<br>及び過<br>料 | 2,000       | 0           | 0           | 0      | 0         | △2,000            |                  |
|         | 2 償還金<br>及び還<br>付加算<br>金  | 501,000     | 288,917     | 288,917     | 0      | 0         | △212,083          |                  |
|         | 3 預金利<br>子                | 1,000       | 0           | 0           | 0      | 0         | △1,000            |                  |
|         | 4 雑 入                     | 919,000     | 401,740     | 401,740     | 0      | 0         | △517,260          |                  |
| 歳 入 合 計 |                           | 103,504,000 | 102,721,172 | 101,118,727 | 65,333 | 1,735,422 | △2,385,273        | 還付未済額<br>198,310 |

(歳 出)

(単位：円)

| 款                          | 項                          | 予算現額        | 支出済額       | 翌年度繰越額 | 不 用 額     | 予算現額と支出<br>済額との比較 | 備 考 |
|----------------------------|----------------------------|-------------|------------|--------|-----------|-------------------|-----|
| 1 総 務 費                    |                            | 1,941,000   | 1,648,899  | 0      | 292,101   | 292,101           |     |
|                            | 1 総務管理費                    | 1,058,000   | 941,658    | 0      | 116,342   | 116,342           |     |
|                            | 2 徴 収 費                    | 883,000     | 707,241    | 0      | 175,759   | 175,759           |     |
| 2 後期高齢者医<br>療広域連合<br>納 付 金 |                            | 100,152,000 | 97,817,554 | 0      | 2,334,446 | 2,334,446         |     |
|                            | 1 後期高齢者<br>医療広域連合<br>納 付 金 | 100,152,000 | 97,817,554 | 0      | 2,334,446 | 2,334,446         |     |
| 3 諸 支 出 金                  |                            | 721,000     | 675,142    | 0      | 45,858    | 45,858            |     |
|                            | 1 償還金及び<br>還付加算金           | 721,000     | 675,142    | 0      | 44,858    | 44,858            |     |
|                            | 2 繰 出 金                    | 1,000       | 0          | 0      | 1,000     | 1,000             |     |

| 款       | 項       | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不 用 額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備 考 |
|---------|---------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|-----|
| 4 予 備 費 |         | 690,000     | 0           | 0      | 690,000   | 690,000       |     |
|         | 1 予 備 費 | 690,000     | 0           | 0      | 690,000   | 690,000       |     |
| 歳 出 合 計 |         | 103,504,000 | 100,141,595 | 0      | 3,362,405 | 3,362,405     |     |

歳入歳出差引残額 977,132 円

平成24年9月7日 提出  
中城村長 浜 田 京 介

### 実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(後期高齢者医療特別会計)

平成23年度

| 区 分             |                                                | 金 額        |
|-----------------|------------------------------------------------|------------|
| 1. 歳 入          | 総 額                                            | 101,119 千円 |
| 2. 歳 出          | 総 額                                            | 100,142 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出      | 差 引 額                                          | 977 千円     |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継 続 費 通 次 繰 越 額                            | 0 千円       |
|                 | (2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額                            | 0 千円       |
|                 | (3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額                            | 0 千円       |
|                 | 計                                              | 0 千円       |
| 5. 実 質          | 収 支 額                                          | 977 千円     |
| 6.              | 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額                | 0 千円       |
| 備 考             | ※ 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

2 ページほどめくっていただきます。平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億111万8,727円、歳出額1億14万1,595円、差引残額97万7,132円。

次のページには歳入のほうから款、項、予算現額、収入済額、比較の順に読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、予算現額6,495万9,000円、収入済額6,326万4,714円、比較が169万4,286円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、予算現額2,000円、収入済額4万6,100円、比較が4万4,100円。



3 款寄附金、1 項寄附金は1,000円の費目存置。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、予算現額3,578万3,000円、収入済額3,578万2,937円、比較が63円。2 項他会計繰入金は1,000円の費目存置。

5 款繰越金、1 項繰越金、予算現額133万5,000円、収入済額133万4,319円、比較が681円。

6 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料は2,000円の費目存置。2 項償還金及び還付加算金、予算現額50万1,000円、収入済額28万8,917円、比較が21万2,083円。3 項預金利子は1,000円の費目存置。4 項雑入、予算現額91万9,000円、収入済額40万1,740円、比較で51万7,260円。

歳入合計、予算現額1億350万4,000円、収入済額1億111万8,727円、比較が238万5,273円でございます。

続いて歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額105万8,000円、支出済額94万1,658円、比較が11万6,342円。2 項徴収費、予算現額88万3,000円、支出済額70万7,241円、比較が17万5,759円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億15万2,000円、支出済額9,781万7,554円、比較が233万4,446円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、

予算現額72万円、支出済額67万5,142円、比較が4万4,858円。2 項繰出金は1,000円の費目存置。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額69万円、支出済額ゼロ、比較が69万円。

歳出合計、予算現額1億350万4,000円、支出済額1億14万1,595円、予算現額と支出済額との比較336万2,405円。

歳入歳出差引残額97万7,132円。

平成24年9月7日提出、中城村長 浜田京介。  
以上でございます。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時41分）

~~~~~

再 開（10時42分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第4号

平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成24年9月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

平成23年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 344,802,238 円

歳 出 額 342,261,894 円

差 引 残 額 2,540,344 円

平成23年度 公共下水道特別会計歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	備 考
1 使用料 及び手 数料		9,736,000	11,165,905	11,165,905	0	0	1,429,905	
	1 使用料	9,676,000	10,758,905	10,758,905	0	0	1,082,905	
	2 手数料	60,000	407,000	407,000	0	0	347,000	
2 国庫支 出金		120,000,000	120,000,000	120,000,000	0	0	0	
	1 国庫補 助金	120,000,000	120,000,000	120,000,000	0	0	0	
3 繰入金		97,458,000	97,458,000	97,458,000	0	0	0	
	1 一般会 計繰入 金	97,458,000	97,458,000	97,458,000	0	0	0	
4 繰越金		2,562,000	2,561,556	2,561,556	0	0	△444	
	1 繰越金	2,562,000	2,561,556	2,561,556	0	0	△444	
5 諸収入		4,192,000	4,816,777	4,816,777	0	0	624,777	
	1 預金利 子	1,000	11,029	11,029	0	0	10,029	
	2 雑 入	4,191,000	4,805,748	4,805,748	0	0	614,748	
6 村 債		108,800,000	108,800,000	108,800,000	0	0	0	
	1 村 債	108,800,000	108,800,000	108,800,000	0	0	0	
歳 入 合 計		342,748,000	344,802,238	344,802,238	0	0	2,054,238	

(歳 出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較	備 考
1 公共下水道費		251,001,000	250,742,997	0	258,003	258,003	
	1 公共下水道費	251,001,000	250,742,997	0	258,003	258,003	
2 公 債 費		91,547,000	91,518,897	0	28,103	28,103	
	1 公 債 費	91,547,000	91,518,897	0	28,103	28,103	
3 予 備 費		200,000	0	0	200,000	200,000	
	1 予 備 費	200,000	0	0	200,000	200,000	
歳 出 合 計		342,748,000	342,261,894	0	486,106	486,106	

歳入歳出差引残額 2,540,344 円

平成24年9月7日 提出

中城村長 浜 田 京 介

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(公共下水道事業特別会計)

平成23年度

区 分		金 額
1. 歳	入 総 額	344,802 千円
2. 歳	出 総 額	342,262 千円
3. 歳	入 歳 出 差 引 額	2,540 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0 千円
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0 千円
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0 千円
	計	0 千円
5. 実	質 収 支 額	2,540 千円
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	0 千円
備 考	※ 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

2 ページほどあけていただきまして、平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額 3 億4,480万2,238円、歳出額 3 億4,226万1,894円、差引残額254万344円でございます。

次のページ、同じく決算書、歳入のほうから読み上げてご提案御提案申し上げます。

歳入、1 款使用料手数料、1 項使用料、予算現額967万6,000円、収入済額1,075万8,905円、比較が108万2,905円。2 項手数料、予算現額 6 万円、収入済額40万7,000円、比較が34万7,000円。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、予算現額 1 億2,000万円、収入済額 1 億2,000万円、比較はゼロ。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、予算現額 9,745万8,000円、収入済額9,745万8,000円、比較もゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、予算現額 256万2,000円、収入済額256万1,556円、比較が444円。

5 款諸収入、1 項預金利子、予算現額1,000円、収入済額 1 万1,029円、比較が 1 万29円。

2 項雑入、予算現額419万1,000円、収入済額 480万5,748円、比較が61万4,748円。

6 款村債、1 項村債、予算現額 1 億880万円、収入済額 1 億880万円、比較はゼロ。

歳入合計、予算現額 3 億4,274万8,000円、収入済額 3 億4,480万2,238円、予算現額と収入済額との比較205万4,238円。

次に歳出でございます。1 款公共下水道費、

1 項公共下水道費、予算現額 2 億5,100万1,000円、支出済額 2 億5,074万2,997円、比較が25万8,003円。

2 款公債費、1 項公債費、予算現額9,154万7,000円、支出済額9,151万8,897円、比較が 2 万8,103円。

3 款予備費、1 項予備費、予算現額20万円、支出済額ゼロ、比較が20万円。

歳出合計、予算現額 3 億4,274万8,000円、支出済額 3 億4,226万1,894円、予算現額と支出済額との比較48万6,106円。

歳入歳出差引残額254万344円。

平成24年 9 月 7 日提出、中城村長 浜田京介。
以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（11時02分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 認定第5号 平成23年度中城村土地  
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第5号 平成23年度中  
城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認  
定について御提案申し上げます。

## 認定第5号

### 平成23年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成23年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成24年 9 月 7 日提出

中城村長 浜 田 京 介

平成23年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 797,634,837 円

歳 出 額 634,289,322 円

差 引 残 額 163,345,515 円

平成23年度 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

| 款            | 項                                 | 予算現額        | 調 定 額       | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入<br>済額との比較 | 備 考 |
|--------------|-----------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|-------------------|-----|
| 1 繰入金        |                                   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0                 |     |
|              | 1 基金繰入金                           | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0                 |     |
| 2 繰越金        |                                   | 202,806,000 | 255,602,705 | 255,602,705 | 0     | 0     | 52,796,705        |     |
|              | 1 繰越金                             | 202,806,000 | 255,602,705 | 255,602,705 | 0     | 0     | 52,796,705        |     |
| 3 諸収入        |                                   | 300,000     | 1,227,900   | 1,227,900   | 0     | 0     | 927,900           |     |
|              | 1 雑 入                             | 300,000     | 1,227,900   | 1,227,900   | 0     | 0     | 927,900           |     |
| 4 保留地<br>処分金 |                                   | 470,000,000 | 540,804,232 | 540,804,232 | 0     | 0     | 70,804,232        |     |
|              | 1 南上原<br>区画整<br>理事業<br>保留地<br>処分金 | 470,000,000 | 540,804,232 | 540,804,232 | 0     | 0     | 70,804,232        |     |
| 5 村 債        |                                   | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0     | △1,000            |     |
|              | 1 村 債                             | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0     | △1,000            |     |
| 歳 入 合 計      |                                   | 673,107,000 | 797,634,837 | 797,634,837 | 0     | 0     | 124,527,837       |     |

(歳 出)

(単位：円)

| 款                      | 項                  | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額     | 不 用 額      | 予算現額と支出<br>済額との比較 | 備 考 |
|------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------------|-----|
| 1 土 地 区 画<br>整 理 事 業 費 |                    | 725,904,000 | 634,289,322 | 64,317,000 | 27,297,678 | 91,614,678        |     |
|                        | 1 南上原土地区<br>画整理事業費 | 725,904,000 | 634,289,322 | 64,317,000 | 27,297,678 | 91,614,678        |     |
| 2 公 債 費                |                    | 1,000       | 0           | 0          | 1,000      | 1,000             |     |
|                        | 1 公 債 費            | 1,000       | 0           | 0          | 1,000      | 1,000             |     |
| 3 予 備 費                |                    | 1,000       | 0           | 0          | 1,000      | 1,000             |     |
|                        | 1 予 備 費            | 1,000       | 0           | 0          | 1,000      | 1,000             |     |
| 歳 出 合 計                |                    | 725,906,000 | 634,289,322 | 64,317,000 | 27,299,678 | 91,616,678        |     |

歳入歳出差引残額 163,345,515 円

平成24年9月7日 提出

中城村長 浜 田 京 介

## 実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(土地区画整理事業特別会計)

平成23年度

| 区 分                 |                                                | 金 額        |
|---------------------|------------------------------------------------|------------|
| 1. 歳                | 入 総 額                                          | 797,635 千円 |
| 2. 歳                | 出 総 額                                          | 634,289 千円 |
| 3. 歳                | 入 歳 出 差 引 額                                    | 163,346 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り<br>越すべき財源 | (1) 継 続 費 通 次 繰 越 額                            | 0 千円       |
|                     | (2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額                            | 64,317 千円  |
|                     | (3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額                            | 0 千円       |
|                     | 計                                              | 64,317 千円  |
| 5. 実                | 質 収 支 額                                        | 99,029 千円  |
| 6.                  | 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による<br>基金繰入額            | 0 千円       |
| 備<br>考              | ※ 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

同じく２ページほどめくっていただきまして、平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額 7 億9,763万4,837円、歳出額 6 億3,428万9,322円、差引残額 1 億6,334万5,515円でございます。

次のページからは歳入、歳出の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、1 款繰入金、1 項基金繰入金はゼロでございます。

2 款繰越金、1 項繰越金、予算現額 2 億280万6,000円、収入済額 2 億5,560万2,705円、比較が5,279万6,705円。

3 款諸収入、1 項雑入、予算現額30万円、収入済額122万7,900円、比較が92万7,900円。

4 款保留地処分金、1 項南上原区画整理事業保留地処分金、予算現額 4 億7,000万円、収入済額 5 億4,080万4,232円、比較が7,080万4,232円。

5 款村債、1 項村債は費目存置でございます。

歳入合計、予算現額 6 億7,310万7,000円、収入済額 7 億9,763万4,837円、予算現額と収入済額との比較 1 億2,452万7,837円。

続いては歳出でございます。1 款土地区画整理事業費、1 項南上原土地区画整理事業費、予算現額 7 億2,590万4,000円、支出済額 6 億3,428万9,322円、比較が9,161万4,678円。

2 款公債費、1 項公債費は費目存置でございます。

3 款予備費、1 項予備費も費目存置。

歳出合計、予算現額 7 億2,590万6,000円、支出済額 6 億3,428万9,322円、予算現額と支出済額との比較9,161万6,678円。

歳入歳出差引残額 1 億6,334万5,515円。

平成24年 9 月 7 日提出、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時06分）

~~~~~

再 開（11時07分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第6号

平成23年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により平成23年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。

平成24年 9 月 7 日提出

中城村長 浜 田 京 介

平成 23 年 度 中 城 村 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち、仮受消費税 及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	422,744,000	0	0	422,744,000	428,754,601	6,010,601	
第1項 営 業 収 益	417,138,000	0	0	417,138,000	425,456,822	8,318,822	20,151,749
第2項 営 業 外 収 益	5,603,000	0	0	5,603,000	3,295,145	△2,307,855	139,575
第3項 特 別 利 益	3,000	0	0	3,000	2,634	△366	126

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰 越 額	不 用 額	備 考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支 出 額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰 越 額	合 計				
第1款 水道事業費用	412,830,000	5,976,000	0	0	0	418,806,000	0	418,806,000	397,765,468	0	21,040,532	
第1項 営 業 費 用	400,711,000	5,976,000	0	△10,000	0	406,677,000	0	406,677,000	386,573,380	0	20,103,620	12,997,730
第2項 営 業 外 費 用	11,016,000	0	0	72,000	0	11,088,000	0	11,088,000	11,086,893	0	1,107	
第3項 特 別 損 失	103,000	0	0	10,000	0	113,000	0	113,000	105,195	0	7,805	4,734
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	△72,000	0	928,000	0	928,000	0	0	928,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	法第26条の規定 による繰越額に 係る財源充当額	継 続 費 通 次 繰越額に係る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款 資 本 的 収 入	54,001,000	0	54,001,000	0	0	54,001,000	54,000,000	△1,000	
第1項 補 助 金	49,000,000	0	49,000,000	0	0	49,000,000	49,000,000	0	
第2項 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3項 出 資 金	5,000,000	0	5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000	0	
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	1,000	△1,000	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	法第26条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継続費 通 次 繰越額	合 計		法第26条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資 本 的 支 出	132,685,000	0	0	132,685,000	0	0	132,685,000	129,501,364	0	0	0	3,183,636	
第1項 建 設 改 良 費	118,439,000	0	0	118,439,000	0	0	118,439,000	115,257,283	0	0	0	3,181,717	4,987,771
第2項 企 業 債 償 還 金	14,245,000	0	0	14,245,000	0	0	14,245,000	14,244,081	0	0	0	919	
第3項 予 備 費	1,000	0	0	1,000	0	0	1,000	0					

資本的収入額が資本的支出額に不足した額 75,501,364円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,571,428円及び過年度損益勘定留保資金 72,929,936円で補填した。

2ページのほうから読み上げて御提案を申し上げます。平成23年度中城村水道事業決算報告書。まず（１）収益的収入及び支出のほうの収入でございます。

第１款水道事業収益、第１項営業収益、当初予算額４億１,713万8,000円、決算額４億２,545万6,822円、決算額の増減が831万8,822円。第２項営業外収益、当初予算額560万3,000円、決算額329万5,145円、増減が230万7,855円。第３項特別利益、当初予算額3,000円、決算額2,634円、増減で366円。

続いて支出、支出の第１款水道事業費用、第１項営業費用、当初予算額４億71万1,000円、決算額３億8,657万3,380円、不用額のほうで2,010万3,620円。第２項営業外費用、当初予算額1,101万6,000円、決算額1,108万6,893円、不用額で1,107円。第３項特別損失、当初予算額10万3,000円、決算額10万5,195円、不用額7,805円。第４項予備費、当初予算額100万円、決算額はゼロ、不用額92万8,000円。

続いてでございます。続いて（２）資本的収入及び支出の収入のほうでございます。

第１款資本的収入、第１項補助金、当初予算額4,900万円、決算額4,900万円、増減はゼロです。第２項企業債はゼロでございます。第３項出資金、当初予算額500万円、決算額500万円、増減ゼロ。第４項固定資産売却代金、これは1,000円の費目存置のままでございます。

続いて支出のほうです。第１款資本的支出、第１項建設改良費、当初予算額１億1,843万9,000円、決算額１億1,525万7,283円、不用額で318万1,717円。第２項企業債償還金、当初予算額1,424万5,000円、決算額1,424万4,081円、不用額919円。第３項予備費は1,000円の費目存置でございます。

下のほうに資本的収入額が資本的支出額に不足した額7,550万1,364円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額257万1,428円及び過年度損益勘定留保資金7,292万9,936円で補てんした。

平成23年度中城村水道事業損益計算書
(平成24年４月１日から平成25年３月31日まで)

(単位：円)

１ 営 業 収 益

(１) 給 水 収 益	397,927,688	
(２) その他の営業収益	<u>7,377,385</u>	405,305,073

２ 営 業 費 用

(１) 原水及び浄水費	204,259,774	
(２) 配水及び給水費	42,940,451	
(３) 総 係 費	37,313,257	
(４) 減 価 償 却 費	83,230,569	
(５) 資 産 減 耗 費	<u>5,831,599</u>	<u>373,575,650</u>

営 業 利 益			31,729,423
3 営業外収益			
(1) 受 取 利 息	38,000		
(2) 工 事 負 担 金	2,791,482		
(3) 雑 収 益	326,131		
(4) 消 費 税 還 付 金	<u>0</u>	3,155,613	
4 営業外費用			
(1) 支 払 利 息	3,674,365		
(2) その他雑支出	<u>2,571,428</u>	<u>6,246,393</u>	<u>△3,090,780</u>
経 常 利 益			28,638,643
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>2,508</u>	2,508	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>100,461</u>	<u>100,461</u>	<u>△97,953</u>
当 年 度 純 利 益			28,540,690
前年度繰越利益剰余金			<u>46,776,372</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>75,317,062</u>

平成23年度中城村水道事業剰余金計算書			
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			
利益剰余金の部			
			(単位：円)
I 減 債 積 立 金			
1 前年度末残高	25,081,112		

2	前年度繰入額	3,000,000	
3	当年度処分額	<u>0</u>	
4	当年度末残高		<u>28,081,112</u>
II	建設改良積立金		
1	前年度末残高	35,188,343	
2	前年度繰入額	7,000,000	
3	当年度処分額	<u>0</u>	
4	当年度末残高		<u>42,188,343</u>
	積立金合計		<u><u>70,269,455</u></u>
III	未処分利益剰余金		
(1)	前年度未処分利益剰余金		56,776,372
(2)	前年度利益剰余金処分額		
1	減債積立金	3,000,000	
2	建設改良積立金	<u>7,000,000</u>	<u>10,000,000</u>
	繰越利益剰余金年度末残高		46,776,372
(3)	当年度純利益		28,540,690
	当年度未処分利益剰余金		<u>75,317,062</u>
	資本剰余金の部		
			(単位：円)
I	受贈財産評価額		
1	前年度末残高	172,426,956	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生高	0	
4	当年度処分高	<u>0</u>	
5	当年度末残高		172,426,956

II	国庫補助金		
1	前年度末残高	1,465,246,873	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生高	49,000,000	
4	当年度処分額	<u>0</u>	
5	当年度末残高		1,514,264,873
III	工事負担金		
1	前年度末残高	38,517,902	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生高	0	
4	当年度処分額	<u>0</u>	
5	当年度末残高		38,517,902
IV	保険差益		
1	前年度末残高	93,318	
2	前年度処分額		
3	当年度発生高	0	
4	当年度処分額	<u> </u>	
5	当年度末残高		<u>93,318</u>
	翌年度繰越資本剰余金		<u>1,725,285,049</u>

平成23年度中城村水道事業剰余金処分計算書（案）			
			（単位：円）
1	当年度末処分利益剰余金	75,317,062	
2	利益剰余金処分額		
	（1）減債積立金	1,000,000	
	（2）建設改良積立金	3,000,000	40,000,000
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>35,317,062</u>	

平成23年度中城村水道事業貸借対照表
(平成24年 3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		47,769,530	
ロ 構 築 物	2,942,655,936		
減価償却累計額	<u>1,127,016,133</u>	1,815,639,803	
ハ 機 械 装 置	213,866,706		
減価償却累計額	<u>91,028,183</u>	122,838,523	
ニ 車 輜 運 搬 具	6,611,770		
減価償却累計額	<u>4,425,931</u>	2,185,839	
ホ 器 具 備 品	49,486,252		
減価償却累計額	<u>23,544,656</u>	25,941,596	
ヘ 施 設 用 建 物	66,149,719		
減価償却累計額	<u>9,789,201</u>	56,360,518	
ト 建 設 仮 勘 定	27,702,885	27,702,885	

有形固定資産合計 2,098,438,694

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		<u>123,100</u>	<u>123,100</u>
-------------	--	----------------	----------------

固定資産合計 2,098,561,794

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	390,430,644
(2) 未 収 金	34,901,861
(3) 貯 蔵 品	<u>99,100</u>

流動資産合計 425,431,605

資 産 合 計		2,523,993,399
負 債 の 部		
3 固 定 負 債		
(1) 修 繕 引 当 金	11,000,000	
固 定 負 債 合 計		11,000,000
4 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	24,785,325	
(2) 前 受 金	60,500	
(3) 預 かり 金	1,060,800	
(4) 預 かり 保 証 金	0	
(5) その他流動負債	8,769	
流 動 負 債 合 計		25,915,394
負 債 合 計		36,915,394
資 本 の 部		
5 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金		
イ 固 有 資 本 金	40,841,872	
ロ 繰 入 資 本 金	114,147,382	
ハ 組 入 資 本 金	283,915,224	438,904,478
(2) 借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	177,301,961	177,301,961
資 本 金 合 計		616,206,439
6 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 国 庫 補 助 金	1,514,246,873	

ロ 受贈財産評価額	172,426,956	
ハ 保 險 差 益	93,318	
ニ 工 事 負 担 金	<u>38,517,902</u>	
資本剰余金合計		1,725,285,049
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	25,081,112	
ロ 建設改良積立金	42,188,343	
ハ 当年度未処分利益剰余金	75,317,062	
利益剰余金合計		<u>145,586,517</u>
剰 余 金 合 計		<u>1,870,871,566</u>
資 本 合 計		<u>2,487,078,005</u>
負 債 資 本 合 計		<u>2,523,993,399</u>

以上でございます。

○議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩（１１時１２分）

~~~~~

再 開（１１時１２分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第７ 村内視察になっております。

この後、午後１時から村内視察を行います。

施設の内容につきましては、お手元にお配りしております別紙のとおり

- １．南上原小学校（仮称）校舎建設事業
- ２．南上原地区 地区公園 糸蒲公園整備事業
- ３．土地区画整理事業の南上原地区築造工事

（22－５工区）

４．村道中城城跡線

を視察することになっております。

村内視察（１３時００分）

（移動車両内）

視察内容をもって、本日の日程は全部終了いたします。

本日はこれで散会したいと思います。御苦勞さまでした。

散 会（１５時３０分）



| 平成24年第8回中城村議会定例会（第5日目）         |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成24年9月7日（金）    |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成24年9月11日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成24年9月11日（午後0時04分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番                               | 欠 席     |
|                                | 3 番             | 金 城 章                | 11 番                               | 新 垣 健 二 |
|                                | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番                               | 宮 城 治 邦 |
|                                | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番                               | 仲 村 春 光 |
|                                | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番                               | 比 嘉 明 典 |
| 欠 席 議 員                        | 10 番            | 安 里 ヨシ子              |                                    |         |
| 会議録署名議員                        | 9 番             | 仲 眞 功 浩              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 大 湾 朝 秀              | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 安 里 直 子              | 都市建設課長                             | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住民生活課長          | 新 垣 親 裕              | 上下水道課長                             | 屋 良 清   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 小橋川 富 雄              | 教育総務課長                             | 比 嘉 朝 之 |
|                                | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘              | 生涯学習課長                             | 名 幸 孝   |
|                                | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄              | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜屋武 辰 弘 |
|                                | 健康保険課長          | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名                                   |
|-----|---------------------------------------|
| 第 1 | 議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任            |
| 第 2 | 議案第42号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第3号）         |
| 第 3 | 議案第43号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）   |
| 第 4 | 議案第44号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  |
| 第 5 | 議案第45号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 6 | 議案第46号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 第 7 | 議案第47号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）       |

○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件については9月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時06分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第42号 平成24年度中城村一

般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については9月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(10時08分)

~~~~~

再開(11時40分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩(11時42分)

~~~~~

再開(11時42分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第3 議案第43号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第44号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（11時44分）

~~~~~

再 開（11時48分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩（11時50分）

~~~~~

再 開（１１時５５分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

終了するまで延長したいと思います。

日程第６ 議案第46号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件については９月７日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第46号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第47号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件については９月７日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（１１時５８分）

~~~~~

再 開（１２時０３分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第47号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第47号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（12時04分）

| 平成24年第8回中城村議会定例会（第6日目）         |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成24年9月7日（金）    |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成24年9月12日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成24年9月12日（午前11時52分） |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番                               | 欠 席     |
|                                | 3 番             | 金 城 章                | 11 番                               | 新 垣 健 二 |
|                                | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番                               | 宮 城 治 邦 |
|                                | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番                               | 仲 村 春 光 |
|                                | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番                               | 比 嘉 明 典 |
| 欠 席 議 員                        | 10 番            | 安 里 ヨシ子              |                                    |         |
| 会議録署名議員                        | 9 番             | 仲 眞 功 浩              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 大 湾 朝 秀              | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 安 里 直 子              | 都市建設課長                             | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住民生活課長          | 新 垣 親 裕              | 上下水道課長                             | 屋 良 清   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 小橋川 富 雄              | 教育総務課長                             | 比 嘉 朝 之 |
|                                | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘              | 生涯学習課長                             | 名 幸 孝   |
|                                | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄              | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜屋武 辰 弘 |
|                                | 健康保険課長          | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名                                     |
|-----|-----------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 第 2 | 認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 3 | 認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第 4 | 認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第 5 | 認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定について           |



○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については9月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(11時01分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については総務常任委員会に付託することに決定しました。

10分ほど休憩いたします。

休憩(11時02分)

~~~~~

再開(11時15分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については9月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時16分)

~~~~~

再開(11時20分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については9月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 認定第4号 平成23年度中城村公

共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については9月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（11時23分）

~~~~~

再 開（11時33分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については建設常任委員会に付託することに決定しました。

休憩いたします。

休 憩（11時34分）

~~~~~

再 開（11時40分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については9月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（11時41分）

~~~~~

再 開（11時47分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件については9月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（11時48分）

~~~~~

再 開（11時51分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定については建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。大変御苦勞さ
までした。

散 会（11時52分）

平成24年第8回中城村議会定例会（第15日目）				
招 集 年 月 日	平成24年9月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年9月21日（午前10時00分）		
	散 会	平成24年9月21日（午後3時16分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会議録署名議員	9 番	仲 眞 功 浩	10 番	安 里 ヨシ子
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都市建設課長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住民生活課長	新 垣 親 裕	上下水道課長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小橋川 富 雄	教育総務課長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生涯学習課長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜屋武 辰 弘
	健康保険課長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 5 号	
日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。休憩いたします。

休 憩 (10時00分)

~~~~~

再 開 (10時39分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

初めに7番 仲座 勇議員の一般質問を許します。

○7番 仲座 勇議員 おはようございます。7番 仲座です。お願いします。

交通安全の件についてですが、①の南上原分校前ではなくて、とに変えていただきたいなと思っています。これのと、とでは中身が大幅違うものですから、とを質疑応答は原案で構いません。よろしいでしょうか、では質問を開始させていただきます。

南上原小学校の件について①平成25年度の開校までの分校の学業状況を伺います。

②防犯カメラ、太陽光発電の設置、雨水の再利用について伺います。

③ミストシャワーの設置について伺います。

次に大枠2ですが、交通安全の件について。

①南上原分校前と南上原中央線より北線に抜ける県道の十字路の信号機の設置について伺います。

②南上原中央線の道路標識設置(駐車禁止・速度制限等)について伺います。

③送迎用バスの駐車場の確保について伺います。

④送迎用自家用車の交通安全について伺います。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御

質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番の中城南小学校の件につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番①、②につきましては住民生活課。③、④につきましては教育委員会でお答えをさせていただきます。

私のほうが御質問の大枠①番の信号機の件でございますが、大変頭の痛い案件でございましてなかなか要請しても時間がかかる、警察、公安委員会も含めて予算的な部分で順番が回って来るとか来ないとか、いろんな話がありますけれども今年は一括交付金の年でもありました。町村会としまして県の一括交付金で、非常に市町村から大変要望の多い信号機の設置を今働きかけているところでございます。単体で各市町村ごとの信号機の設置となると予算の面で非常にスムーズにいかないということがありますので、町村会として30町村が今、県の一括交付金で来年度に向けてになりますけれども、何とかこれができないかということで要請をしているところでございまして実現するか、しないかはこれからでございますけれども、そういう一挙に解決したいということの考えもあることでございます。以上でございます。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 仲座 勇議員からの御質問、大枠1番、中城南小学校の件について(1)、(2)、(3)については教育総務課長より答弁させていただきます。

大枠2番の交通安全について(3)は教育総務課長、(4)については教育総務課主幹より答弁させていただきます。以上です。

○議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

○教育総務課長 比嘉朝之 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず、中城南小学校の件について①平成25年度の開校までの分校の学業状況等を伺いますと

ということですが、南上原分校は2学期までの使用で3学期からは新校舎での授業を考えております。また今、仮に使っているグラウンドなんです、仮グラウンドは9月21日まで使用で、それから中部土木の検査終了後の10月中旬か後半ごろに体育館が使える状態になりますので、その体育館で授業を予定しております。

次に、②の防犯カメラ、太陽光発電の設置、雨水の再利用について伺いますということですが、防犯カメラについては外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入に対応できるよう防犯カメラを設置しております。

太陽光発電については設置をしておりません。国の補助率が2分の1ということもあって村の財政状況等を勘案しながら、国のこれからいろいろ自然エネルギーとの観点で国の状況も変わってくるはずですので、国の動向を見ながら検討をしたいと思います。

雨水の再利用については校舎の屋根に降った雨を地下の雨水槽に貯留しトイレ、植栽それから運動場への散水に利用するために設置しております。

次に③ミストシャワーの設置についてということですが、ミストシャワーとは水道水を霧状に噴射しその気化熱で周辺の気温を下げるもので、主に体育の授業や部活などで体温が上昇した子供たちのクールダウンに活用をされております。中城南小学校にはクーラーが設置されておりますので、現在のところミストシャワーは設置をされていません。

次に、交通安全の件について③送迎バスの駐車場の確保についてということですが、送迎バスの駐車場については学校敷地内に確保しております。場所は現在の南上原分校の駐車場、その部分をバスがとまれるように改修をして使用をする予定です。以上です。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 それでは仲座 勇

議員の大梓2の交通安全について①から②について答弁をさせていただきます。

まず①について、南上原分校前と南上原中央線より北側県道との交差点への信号設置については、今年度も宜野湾署のほうへ要請してまいりました。先ほど村長からも説明がありましたとおり、この宜野湾署管轄では年に1機しか割り当てがないということでした。その中でも津覇小学校分校前については宜野湾署管轄内では最優先ということで設置するということの回答を得ております。

それから、南上原中央線北側県道との交差点については、引き続き要請していきたいというふうに思っております。

②について南上原中央線の道路標識設置については、宜野湾署のほうから警察本部のほうにもう既に要請されていまして、この標識は制限速度40キロ、そして駐車禁止ですね。その標識の設置がもう決定しておりますので近いうちに設置が可能じゃないかというふうな報告を受けております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 仲座議員の大梓2の④送迎用自家用車の交通安全について伺いますという件ですが、児童の登下校については村内の小学校と同様に原則通学バスと徒歩通学を奨励することになると思います。送迎が必要な児童については学校から離れた駐停車、昇降に安全な場所を指定しそこで昇降していただくと、PTAや地域の協力を得て立哨安全指導を行う、さらに保護者や送迎者に対して交通安全の確保についての周知や徹底をしていかなければならないと思っております。以上です。

○議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

○7番 仲座 勇議員 今度は再質問させていただきますが、来年4月開校ということですが、今夏休みが終わって児童もほとんどが小学校で

運動会練習も含めて学業に励んでいます。9月ごろには仮運動場もできるということですが、体育館が使えるのはいつごろになりますか、もう一度お願いします。

○議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

○教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

今、仮グラウンドが使えるのが9月21日まで、22日から周囲の枠外しの作業に入ります。後じゃあその体育の授業とかはどういうふうにするのかということなんです。10月中旬から後半ごろ体育館の検査が終わり次第、体育館のほうでの授業を考えております。

○議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

○7番 仲座 勇議員 その間は運動場はどうなりますか。外の運動はできないわけですか。

○議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

○教育総務課長 比嘉朝之 これからグラウンドの工事のほうに入りますので、今使っている仮のグラウンドは9月22日からは使えないということになります。

○議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

○7番 仲座 勇議員 私の希望としては体育館が使えるまでは運動場がないというのはこれ問題があると思います。小学校に送迎バスとかコミュニティバスとか利用しながら移動である程度できる考えはないですか。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 お答えいたします。

分校の児童は9月はほとんど体育の時間を毎日行っており、少し体を休める意味からも、学校の教育課程の計画の中で一月弱は外での運動というのはないというふうに考えております。しかし外遊びができないということについてはやはり懸念があります。また、学校からの要望でぜひ下のほうの運動場に行きたいというふうなことがあればまた教育委員会でバスを手配して対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

○7番 仲座 勇議員 分校にはまだプールもオープンしていませんし、それも利用しながらなんとか本校で、皆さんの頑張りでいろいろプールも利用できるように頑張っていたきたいなど。あと、建設の間は運動場が使えないということは大変な問題があると思います。ぜひ、努力していただきたいと思います。

それから、防犯カメラの設置は部外者からの侵入を管理していることですが、いろんな面で前からやっぱり必要だという気持ちはありますし、不特定多数の人たちが周囲にたくさんふえますので、また今後の事件もこういう抑止力になるんじゃないかと思ひますし、設置ということで喜んでます。太陽光ももう一度検討していただけたらなと。

雨水の再利用って、水道課でも疏大でも大量に使用していたのに雨水利用で相当落ち込んで、水道課でも問題が出るのかと再利用せれているそうです。今度も検討していただきたいですねぜひ、また運動場もほとんどが芝生化ですので多分予想以上に水の使用がふえると思ひます。ぜひ検討していただきます。

ミストシャワーの件ですが、結構今、課長の話ではクーラーが普及しているからという話ですが、逆にクーラーが普及しすぎて夏の暑いときには子供たちは外に出ないです。そういう弊害も特に嘉手納の屋良小学校なんか弊害も出ています。ミストシャワーというのは課長もおっしゃったとおり水道から直結して専用のノズルで霧状に噴霧するのですが3度ぐらい下げる効果があるという結果も出ていますし、ぜひそういうのを運動場の出入り口あるいは体育館の出入り口、そういう人の出入りの激しいところにはぜひ検討してください。これは余り金もかからないし省エネでできるという利点もあるみたいですのでぜひ検討してください。

次の質問に移ります。



住民生活課長は信号機が分校前は最優先だとおっしゃっていますが、もう期限が4月の開校前だと、それまでには何とかぜひトップと一緒に頑張っていただきたい。もう1カ所も結構人身も含めて物損事故も、大きい事故はなく幸いですが結構起こっています。地元からの要望も強くてぜひ何とか皆さん方で頑張っていただきたい。村長も頑張って、県の一括交付金の話も出ていますが、もうこれ待てないんだということで村長と一緒にぜひ頑張っていただきたい。

多分に、住民生活課と都市計画化の連携のもとだと思うのですが、立体表示あるいは路面標示、大変いい結果が出ています。そういうのを含めて早目に標識、また前回も2カ所の横断歩道の設置をお願いしましたがこれでもできるだけ4月の開校までには実施していただけることを希望します。また、今④番の特に自家用車、小学校でも特に津覇小学校、迎え、送迎ですけれども結構自家用車がふえて安全上問題があるんだと、南上原の場合特にそういうのが強くなるんじゃないかと懸念されます。分校前の道路の反対側にも保育園なんかがあって、多分関係者の方々は見ていらっしゃるか、見ていないかわかりませんが、車を歩道に乗り上げて子供たちを乗りおりさせているのをよく見ます。これをもっと多くなる可能性がありますし、そういうのも早目に検討していただきたい。そのところもう一度、お考えがありましたら聞かせてください。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 ほかの学校においても登下校時の送迎というのが非常に交通安全の妨げになっている部分があります。先ほど言ったように周知していくこと、それから周りに保育園施設また子供を預ける施設があって、その車の影響もあるということです。周辺

まで地域の方々も協力願いをするというふうな形で取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

○7番 仲座 勇議員 特にそういう立体表示とか路面表示なんかは村の財源を使うと思うのですが、まず村長の経営方針でもありますし、ぜひぶら下がりて予算獲得して頑張ってください。

一般質問をこれで終わらせてもらいますが、さっきの教育長の話のちょっとだけお願いがあって時間をください。

新垣博正議員からも御質問がありましたが後見者、あとの人ですか。お母さんが今面倒を見ているということですが、負担が大きいんじゃないかと懸念しています。家の近くである程度知っているのですが、子供たくさんいますし、そういう状況も含めてある程度、めどをつけて早目に後見者をぜひともお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 比嘉明典 以上で7番 仲座 勇議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時11分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 それでは議長の許可を得ましたので通告書に基づきまして質問をいたします。

その前に浜田村長、2期目の当選おめでとうございます。これから4年間、村民はあなたに村政を任せることにいたしました。村民の期待にこたえるように頑張っていただきたいと思えます。私も協力できることにつきましては協力し、そうでないことについては議論をして村民

のため、村発展のためお互いに頑張っていきたいでしょう。

それでは質問に移っていききたいと思います。

まず1点目でございます。去った6月定例議会においての答弁について、その後どのように検討、対応したかについてお伺いいたします。これからの3点は村長が答弁願います。

1つ目、村長は事務委託の見直しについて真摯に耳を傾けていきますと答弁しました。どのようにその後検討したか。

2つ目、費用対効果についてしっかり生かされているかを含めて照査したいということでありました。それについても答弁願います。

そして3つ目、職員に対し今後いろんな訓練、講演会を通して防災に対する意識づけをしていくということでありましたが、その3カ月間、職員に対してどのような意識づけ教育をしたかどうか。

次は総務課長、1つ目、契約事項24項目ありますね、それについて履行されていると答弁がありましたが、その後履行されているということについて検証したかどうか。そして費用対効果については村長が検討していきたいということでありましたが、あなたは必要があればやるということでありましたが、その必要性についてあったか、なかったかどうか。なかった場合はなぜなかったか、その理由をお聞かせ願います。

3つ目、自治会長イコール事務委託者としての現在の体制について、そのメリット、デメリットを検討をしたかどうか、照査したかどうか。これにつきましては恐らく総務課長だけの問題じゃなくて、全課の問題だと思うのです。といいますのは、事務委託要綱には24項目あります。それはすべての全課にまたがっているわけですね。その辺、課として本当に真剣に村長は真摯に受けとめて検討するということでありましたが、こういうことについて会議をしたか

どうか、これは先の一般質問においても財政的にも非常に比重の大きい金額ですよ。

それと、先ほども申し上げましたけれどもこれからまた4カ年間、今後の村政経営をなされていきますが、その2期目の当選に向けての公約、マニフェストについてどのように考えているかそれについても村長からお伺いいたします。

それから3点目、教育委員会ですけれども、児童生徒の生活指導といじめ問題についてでございます。最近の新聞、テレビ、マスコミ等で報道されていますいじめについて村内でのいじめ問題の状況はどのようになっているか、そしてその対応についてお伺いします。

また、いじめ問題を未然に防止するためにどのように児童生徒の生活指導を行っているかお伺いいたします。これにつきましては教育長自ら答弁願います。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の6月定例議会の答弁に対する御質問であります。主に事務委託者についての部分と職員の研修についての部分でありますけれども、詳細につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきますが、事務委託者の皆さんとその会議の中に、事務委託者会議ですか、自治会長会議ですかその中では私も2度ほど参加をさせていただきまして、その事務委託のあり方、自治会長と事務委託者とはどう違うのかあるいは同じなのかも含めて、いろんなお話をさせていただきました。

結論から言いますと、いろんな村の行事への参加だとかいろんなこともひとつぜひお願いしたいということ、結論から言いますと、いろんな項目、事務委託者への項目24項目のお話も先ほどありましたけれども、ただ1点だけだと思います。これは村長の必要と認めたものについての委託ですから、例えば私がこの中にない

ことであっても私が必要だと思うものについては委託できるという文面が確かあったと思いますけれども、考え方としてそういうことであります。村の役に立つといいですか、村益につながるもの、あるいは村民の福祉向上、サービス向上につながるものについては決してそこにはとらわれなくて私の判断でまた柔軟に対応していきたいと思っておりますので、その辺の御協力の話もさせていただきました。答弁になっているかどうかわかりませんが、そういう形で、また詳細につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。

2 項目めの浜田村政への公約ということですが、そこにも書いてありますが、村長の公約を拝見してみますと一部しか実現できてないと思いますがと、大変手厳しい御指摘でございますが、これも先ほど善功議員から冒頭でありましたとおり、私の 2 期目の期待のエールだと前向きにとらえさせていただきまして、一生懸命また頑張っていきたいと思っております。

1 期目は少しだけお話しさせていただきますと、1 期目の柱である子育て支援などあるいは観光客をなんとか15万人までもっていききたいとかいろんな公約がありましたけれども、子育て支援については自分なりにできること、財政面も含めてやってきたかなと思っております。

観光客の増につきましても6万人台から9万人弱程度までは何とか引き上げてはきましたけれども、今後グスクの会も含めたまたいろんな方々の協力、そして村独自の発信、これは営業も含めてしっかりやっていながら、何とかトイレの部分も今建築中でございます。これは観光客にもう一度来たいと思えるような形でまた観光客数も伸ばしていきたいと思っております。

2 期目につきましても、やはり本議会でもお話しをさせていただきましたが、住みたい中城、住み続けたい中城の実現のためにも、まずもって一番に考えていくのは村民の安心、安全な防

災を意識した視点に立った政策の展開をしていきたいと思っております。

子育て支援もしかり、そうでありますけれどもより充実をさせていくためにも、今後細かいことを言うようですけれども、今後、今度は学童保育に対する支援だとか、今まで目を向けなかった部分に改めてまた目を向けていきたいなと、支援を活性化させていきたいなと思っております。より一層の子育て支援、子育て世帯への支援を充実させていきたいと思っております。

世界遺産の利活用、先ほどもお話ししましたように今後ますますまたこれも需要がふえておると思いますので頑張っていきたいなと思います。

2 期目の大きな私の目標が次のものでございますが、行政懇談会などを通して一番声の多かった土地利用を、自分の土地を何とか、土地利用の自由度を高めてほしいという要望に何とかしてこたえていきたいと思っております。そういう意味では本議会でも条例も制定させていただきましたけれども、優良田園住宅制度が今大詰めにきております。これを中城から発信をして、せっかく我々はポテンシャルの高いこの中城でありますので、しっかりと地理的なアドバンテージを前面に押し出して、特に下地区、上地区は今、南上原を中心に発展の一途をたどっておりますけれども、下地区の発展に寄与していきたいなと、チャレンジをしていきたいなこう思っております。

また、少し話が長くなりますけれども、ハード面では庁舎建設の芽出し、そして一括交付金で今回、皆さんに認めていただきました図書館資料館を充実させて、そしてそれを基にしたソフト面では郷土愛をしっかり育む教育、これは護佐丸がせっかく我々、大きなヒーローがおりますので、この琉球史の教育をやっていきたい。これは中城から沖縄県全体に発信をして我々のルーツである琉球史をしっかり学ぶ機会

を中城からモデルのような形にして発信をしていきたいなと思っております。

あとはまたこれからではありますけれどもLNGの冷熱マイナス162度がいよいよ出てきますので、それを何とか利活用できないかという部分で今後、琉球大学と包括室連携を利用しながら、今回プロジェクトチームをつくらせていただきましたので、真剣にこれも取り入れていきたいなと思っております。今お答えできる問題は以上でございます。

3番目の児童生徒の生活指導といじめ問題につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

○総務課長 比嘉忠典 新垣善功議員の6月定例議会における答弁、それからその後の検討、対応について答弁をしていきたいと考えております。

6月議会での事項で、事務委託者要綱の委託事項24項目の中で最初の文書、図書等の配布、広報、伝達のみが行われている。耕作放棄地と農業、畜産業に関するなどの事務委託がなされていないということも指摘を受けております。

それから費用対効果についての検討がどのようになされたかという御質問を受けております。その件について答弁をしていきます。

まず、24項目のうちのなされてなかったという耕作放棄地、その辺の調査についてはOCR調査、サトウキビの原料調査といいますが各字公民館等において聞き取り調査等の協力をいただいております。また農業に関することについては農薬の配布、ガイダー薬、それからアフリカマイマイ、野鼠等の配布をする中で、サトウキビ、野菜の耕作面積の調査の資料となっております。

統計調査の件もございました。統計調査はこれまでの総務省の機関でやる機関統計になります。村独自でやる調査については、総合計画の

アンケート、それから景観条例アンケート、祭り等のアンケート調査等が行われ協力をいただいております。

それと費用対効果についての検証がなされたかという御質問についてはです、これまで答弁してきたこと事務委託者の委託事項の24項目が全部なされているかという部分が御指摘を受けています。それは今、議員から質問を受けましたもろもろの調査、協力等をやっていく中で十分委託事項については達成されているというふうに考えております。そういうことで今回の費用対効果については検証の検討をしております。必要性、事務委託者としての必要性については、メリットについては自治会長という地域の代表でございます。そういう中で地域のいろいろな家庭の現状というのはよく理解しているというふうに考えております。そういう中で現在、地域の代表であります自治会長が事務委託者という形で契約していることに対して、そのほうがメリットがあるだろうというふうに自分は考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 新垣善功議員の御質問、大枠3番児童生徒の生活指導といじめ問題について、最近の新聞、テレビ、マスコミ等で報道されているいじめについて村内でのいじめ問題での状況はどのようになっているのか対応について伺います、またいじめ問題を未然に防止するためにどのように児童生徒の生活指導を行っているか伺いますとの御質問にお答えいたします。

いじめを含む問題行動については、毎月学校から報告を求めています。本年度は4月から8月までに小学校ゼロ件、中学校2件の報告がありました。報告があった件については詳細を学校から聞き取り、事実の確認をしております。ただいまは継続して見守っております。深刻な

問題となっていないっていうことの報告でございます。

それから早期発見対応は大変重要な問題であります。全児童生徒を対象にこの教育相談という月間あるいは週間を設けて実施すると同時に、従来から実施しているいじめアンケートの回数もこのいじめ問題等がクローズアップされている現在、回数をふやしてその結果を全職員で共有する場を設けております。

未然防止についてですけれども、各学校においては毎月定例で生徒指導部会ということで生徒指導担当を中心に部会を設けております。その中でいじめ問題についても精査しております。また、いじめ問題等が発生した場合にはケース会議といいましてその個々に対する対応等を行っております。

それからやはりこのいじめを発見するというアンテナを高くするという意味では、職員での共通理解の場が大事ですので職員会議等々で共通理解の場を設定するなどして組織的に取り組まれております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは一つ一つ順を追って質問させていただきます。

村長、先ほど事務委託については24項目のうちの最後、その他村長が必要と認める事項に関するというのが事務委託者に対する指示、ほかのものはあんまり重要じゃないというような受けとめ方をしたのですが、それは間違いですか。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 答えいたします。

重要じゃないということではなくて、ここにこだわりませんよという表現でございます。もちろんこの24項目の中でやっていただきますけれども、しかし不測の事態と言いますか、その都度、その都度いろんなことが出てきますので、例えばこの24項目に入っていないから、私は村

からの委託は受けませんというのは認められませんかよということを言いたい、村長が認めたものということは村益につながるものだということを確信しておりますので、それはまた御協力お願いしますよと話をさせていただきました。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは理解します。

それで、課長が検証もしていないとおっしゃるんだけど、それでこういう問題については先ほども言いましたけれど、全体会議を開いて、その中で検討をすべき問題じゃないかと思うのです、それは総務課長1人の主観で、みんなと話さないで、各課長とは。何のために皆さん方、課長会議というのはあるのですか。月に2回はあるはずだから。その中で共通する問題については議題に上げてそこで課長の皆さん方の意見を聞いて、議員からそういう問題点があったと、これどう考えるか。議会も真剣にやっている、皆さん方は議会からいい提案しても、馬耳東風みたいじゃ困るんです。

それと1つ質問するの漏らしましたけれど。総務課長この事務委託者と契約する場合に契約事項を、ちゃんと告知してそしてこういう場合はこうしますよと、もしこれを事務委託の事項に拒否した場合は解約しますよとはっきり申し上げているのか、そして事務委託者は年に一回更新ですけど、その事務委託者に対する教育指導はやっているのか。恐らくやっていないと思いますが。契約してしまえばもう3カ年間、更新、更新で来ていますよね。基本的には1年に1回契約を結ぶことになっていますけど、ちゃんと契約更新をしていますか。そしてそのときに問題があった場合、その問題点についてちゃんとその事務委託する方に告知しているかどうかですね。もう一度答弁願います。

それで、私も村長が消防管理者になっていきますので、職員の消防団への入団について私の持

論を述べましたけれども、そういうことについても検討をしたことがあるかどうか。これは先ほど、村長答弁漏れかな、職員に対する防災意識づけ、この3カ月間でどういうのがあるのか。

そしてこの前の台風15号、16号への対応についてどういう対応をしたのか。例えば災害対策本部を設置して、災害に備えての対応をしたかどうか。何名態勢で対策本部を設置したか。これはテレビニュースからもあるように過去にない最大級の台風ということで、嚴重警戒するようというので気象庁からもありますよね。それにどう対応したか。新聞記事を見ましたが北谷町では70名態勢でやっていますよね。中城村の場合は何名態勢でやったかどうか。そのときにもこの事務委託者が各地域にいらっやいますよね。その人たちもそのときにはこの地域の連絡要員としての連絡をとってどうなっているかと、検討してもらえんかどうか。そういうことについて今後十分検討していくべきではないかと思いますが、それについてもお願いします。

○議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

○総務課長 比嘉忠典 それでは事務委託者の契約の件、それと要綱の件についてお答えをいたします。

事務委託者の契約は毎年4月に行われます。その時点で要綱についても細かい説明はしております。中で事務委託者の会議の中でいろいろ要綱等の話し合いも出てきます。そういう中でこういう条項、24項目もあります、その辺の中身の話し合いも持たれております。

それとまた、台風、防災の問題。台風15号、16号ということで大きな台風がありました。それも台風15号のときも自主避難という形での避難者もいらっやいました。それも1つは津覇公民館のほうで3名の方が避難しております、その対応。それから役場のほうへお1人の自主避難が、合計4名の方が自主避難をされてお

ます。

何名態勢でそれが実施されたかということでございますが、台風の襲来ということで60メートル級、70メートル級という予報の中で対策本部をどうするかというのがあります。注意報、警報が入る。そのときには三役含めて意見を伺いながら総務課のほうで今対応する、その中で建設課それから福祉の方面、避難先となります施設の管理者、障害福祉課、そういう中で調整をしながらいつでも対応できるような形で自宅待機を命じております。

台風16号については、生涯学習課は課長に吉の浦会館で待機をさせております。総務課4名態勢、それから生涯学習課長が吉の浦会館での待機。それから福祉課も待機命令をしてありました。以上で報告を終わります。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

おっしゃるとおり、管理者として消防団員の勧誘といいますか、積極的にやっているということではないんですけれども、前にも少し答弁したと思いますが、新入職員なんかの研修だとかそういうところでしかまだお話しはしていませんけども、もうちょっと強制はできませんが、これの意義をもうちょっと深く広義的に話ししてもいいかなとは真剣に思っております。必要性は感じておりますので、今議員がおっしゃるようないろんな機会を通じて勧誘に励んでみたいと思っております。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 総務課長、実際じゃあ10名ぐらいですか、対策本部は。災害時の条例いろいろあるでしょう、それには台風警報が出た場合は職員は何名態勢でやるというのは、避難場所もちゃんと決めて例えば社会福祉センターを避難場所とするということを住民に周知徹底せんと、それを事務委託者を通じて自主避難しなくちゃいかん人たちはどこに避難しなさ

いということで、そこにはちゃんと非常食も皆さん方は準備せんといかんでしょう。

浦添は相当進歩していますよ。携帯電話ですぐ入りますから、台風何号暴風警報発令しましたので避難場所はどこだとすべて入りますよ。事務委託者を通じてそういう災害が予想される台風の場合でもやはり連絡態勢をとって常に村民の生命、財産を守る義務があるはずですよ。真剣に検討していただきたい。先ほども申し上げましたが議員からいい質問、いい提案しても皆さん方は、馬耳東風みたいに聞き流していたんじゃないですか。我々も村民のために一生懸命いい村をつくらうとしている。今の状態を見ると皆さん方の力では到底無理ですよ。そういうことでしっかり議会の議員の皆さん方から提案のあったものについては真剣に真摯に検討していいものは取り入れて、財政的な問題が多いと思うが、ソフトの面についてはしっかり取り入れるようにすればもっと議会と行政はうまくいくと思うんですよ。そういうことをひとつ村長、検討願います。

村長、たくさんの方の公約を掲げて当選して2期目に向かっていますけれど、たまたま自分の書斎を整理してましたら村長の公約問題が出てきたものだから、どうかとあって今質問しましたけれど、11項目大きな項目でやっていますよね。村長これ当選した後その自分がつくったチラシとビラと読まれたことありますか。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 きちんと保管させていただいております。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 2期目のパンフレットには自分が4カ年間でやったものについて何項目か挙げています。確かに子育て支援の充実については評価できます。教育、村長はよく教育問題あるいはこの子育て支援については重点でやっているのはそれは重々知っております。

評価します。そのほかの件ですね、一番大事なのは私は村民協働、村民主体の村政経営ということでありますけれども、その村民協働について私はまだまだ足りないと見ています。村長も村を変えるという意気込みで村長選挙に臨んで当選をしてきたわけですね。村政運営から経営へという発想。これはある意味ではこれまでの考え方を変えて新しい中城村をつくるという気持ちは酌み取れます。しかし実際4カ年間、村政を経営してみて、果たして一生懸命やったかどうか。1つを取り上げてみれば村長は余り県庁へは、用事があるときのみしか行かないということで答弁しておりましたけれど、あなたのその公約の中で村長は中城村のトップセールス、営業マンということですよ。何も用事がなくてもある程度顔を出してコミュニケーション、上部とのやりとり、何かある場合は要請をお願いをすればスムーズにいくと思うんです。それとまた課長の皆さん方も大いに県庁に同行させて県職員との交流を広めて営業を広めていくと。あなた自身が先頭を切ってやらんと、いかなものかと思います。真剣に取り組んだかどうか、検証して2期目に生かしていただきたい。

ごく一部ということで厳しい評価ということでありましたけれど、実際こうたくさんの方のものを公約に掲げていますね。例えば中城公園の観覧者15万人ということでありまして、今、約9万人ぐらいかな。それについてどのような営業を開始したのか、今県内には何百万という観光客が来ています。また民泊の修学旅行生も何十万人と来ていますよね、そこら辺と一緒に課長と同行して観光社ですか、会社を訪問してぜひルートに中城城跡を入れていただきたいということで要請すればある程度の観客数もふえてくると思うのです。それをやったかどうか、私は非常に疑問を感じているわけですね。そして民泊の問題についてもこの4カ年間で1度も

やっていないわけですね。真剣にやったかどうかですよ。一生懸命やってできなければそれでいいと思いますよ。姿勢の問題と思っていますので、ひとつこれからは真剣に言ったことはやると、言わなかったことはやらなくていいという気持ちで頑張っていただきたいと思います。

以上で村長に対する質問は一応は終わらせていただきます。

次は児童生徒の問題についてお伺いします。

教育長、2件しかないということですよ。しかし今、中城中学校は荒れていますよね。わからんと困るよ。教育長と主幹はちゃんと知っていますよ。私もいろいろ相談受けていますよ。何名か児童相談所に行ったという。私もこれを調査しようとしたけれど、余りにも歳が若いものだから深入りしたらまた子供のために一応遠慮はしていますけれど、そういう意味で今中城中学校の2年生は、荒れていますよ。現場を回ってみなさいって、現場を回ればこの学校が荒れているかがわかりますよ。

非常に厳しい質問ですがけれども、中城村で児童生徒が自殺したことがありますか。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時50分）

~~~~~

再 開（11時50分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

改めまして教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 ただいまの御質問の件ですけれども、私が把握している限り自殺した児童生徒はおりません。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 教育総務課の主幹。主幹はこの学生で、小学校1年から中学3年生までに在学中の子供が亡くなったということがありますか。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 私も教育長と同じく私の知っている範囲ではないと思います。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 であればいいわけですね。

それとこの2件のいじめがあったということだけど、教育長そんなに深刻な問題ではないという発言されていますけれども、この2件というのは氷山の一角じゃないの、もっと深みにあるんじゃないか。皆さん方、いじめはないものとは思って、いじめはあるものと思って取り組まんといかんわけですね。2件では少な過ぎますよ。この前の8月の文科省のいじめ調査の件については2件しか報告していないんですか。私もいろいろ報道を見ながら知ったことなんですけど、年に何回ぐらいのアンケート調査しているのかな、いじめ問題について。児童生徒に対してアンケート問題は何回していますか。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

学校でアンケートをつくって実施しておりますので中学校では2カ月に1度、それから小学校、毎月実施している学校と学期1回やっていると、3回やっているとところがございます。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは私は少ないと思いますね。静岡県では年5回ということでアンケート調査して、それを家族にもちゃんと父兄にもちゃんと報告していると。あるところは一週間に1回ですよ。一週間に1回、きめ細かく調査しているんですよ。というのはこの子供たちのこの人間関係ですか、友達関係は日々変わっていきますね、この前の問題でも見ていれば友達だという感じで現場の皆様方、先生方は思っ放置して、問題が起きてからでしょう。



だからけんかといじめとはどう違うのか、けんかもいじめの1つととらえてやらないと、けんかだからいじめじゃないということじゃ困るんでないかと思います。そしてあるところでは生徒会が中心となって毎月1回アンケート調査している、各県いろんな方法でしっかりいじめの問題を解決しようって向かい合っているわけですね。今の皆様方の中城村のあれ見た場合はそういうのが感じられないわけですよ。というのは教育長も年に3回しか学校訪問しないというでしょう、教育委員会は毎回、もしそういう教育委員会が会議を開く場合はまず現場を見てから会議を開いたほうがいいですよ。そしたら目に見えないものが映るんですよ。そういうやっぱり自分が現場を踏んで感じるのがあるはずですよ。机だけを番していたら、報告だけ受けていたら全然感じないですよ。常に公務員は現場を踏んで、現場でどういうことがあるかは自分の目で確認していただきたい。ひとつこの学校のいじめの問題については今、対岸の火事じゃなくて本当に真剣に取り組んでいただきたい。

教育長、もう今回は中城村もたまたま新聞ざたになってしまって大変不名誉なことですよ。そこら辺を自覚して、そして村長も教育委員会の問題じゃなくて職員の中の問題としてとらえて、文書で通知するのじゃなくて集めて村長訓示としてみんなにはっきり村長の口から言うのと、文書で配付するというのは意味が違うと思うのです。その職員の受けとめ方も。そういうことで改善すべきことは改善していただきたいと思います。

それから最後になりますけれど、この事務委託者の中で皆さん方が広報とか議会だよりを配布しますね。これ今、先月に皆さん方何日に事務委託先に配付するように持たしたのか。それが実際配られているかどうか確認しましたか。

○議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

○総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

確認はしておりません。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 なぜ確認しないの。この地域はちゃんとそれが配られているかどうかは確認すべきじゃないの。管理者は部下に指示した場合は、自分が言ったとおりちゃんとこれが実行されて結果が出ているかどうかは報告を受け、さらに自ら確認すべきなんですよ。これが私の人生これまでの経験からしてそのように先輩方からも教わってきました。そういう意味で確認もしないでしょう。私も確認しましたよ、実際まだ配布されていないですよ、ある地域は。そういうことについてはどのように対処していくのか、今後は各地域にサンプリングみたいに何カ所か来ていましたかといって電話でもいいからやるべきじゃないの。村長、こういう村長が事務委託で指示したので配布されていないところもあるのですよ。私は私なりに調査しました。そして、この広報とか議会だよりを配ってくれとお願いして、何日以内に配らないといけないの。1カ月後に配っていいの。やはり一週間以内で配らんといかんでしょう。広報の中には職員採用試験、いろんなのがあるでしょう。それが知らないである一部の村民に不利益を与えている場合があるんですよ。そういう地域については重点的に点検をして不適者であればかえるべきじゃないかと思うけど、それ村長の考えは。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、委託契約を結んでいるわけですから、村との委託契約をほごにする、違反をするということに今当たりますので、今議員がおっしゃる配布をしないだとか、極端に遅い、何らかの理由もなく配布がおくれているとかということであれば当然これは契約にのっとってのことでありますので厳正なる判断といいますか、この

今おっしゃるように委託契約を結ばないだとか、あるいはもしかしたら損害賠償の対象になるかもしれません。これは法律家じゃありませんのではっきりは言えませんけれども、それぐらいの厳しい契約だと、契約というものはそういうものだとも私も、私の人生の中での常識ではそうなっておりますので、それは議員がおっしゃるとおり厳正に考えていきたいと思っております。

○議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

○総務課長 比嘉忠典 点検の件でございますが、そういう地域があるという善功議員の御意見、調査の結果があるということであれば、次回自治会長会に注意喚起、それから、いやそういうのがあるのかなのかという部分を調査していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それと事務委託者に配布するように渡した物が、地域に帰ったら班長にまた渡しますよね、じゃあこの班長が忘れてもし班長が配布しなければどこの責任になるのか。班長の責任じゃないと思うんです。班長は何も皆さん方から報酬何も手当も取っていないですよ。班長というのは部落の班長であって事務委託者の班長じゃないんですよ。その辺は強く事務委託者会議の中で自分で配ると。伊舎堂とか何カ所かは自ら配っていますよね。ある地域はもう班長に任せて、班長が配らない場合はその住宅には届かないわけです。皆さん方はそういう教育をせんといかんですよ、ただ事務委託で平然とはいこれを配ってくれと出すだけじゃなくて、私の理論は間違っているか、どうか。

○議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

○総務課長 比嘉忠典 ただいまの御意見なんですが、事務委託をしているのは委託者の本人でございますので本人が当然責任を負うべきものだと思っております。班長の件もござい

が、これは今これまでの地域の慣習と申しますか、そういう形で配られている地域もあるということとは理解しております。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今後の事務委託者に対する教育指導もしていただいて、ちゃんと自分で配るということを指示して一週間以内にちゃんと各家庭に配るように、広報にはいろんな採用試験とかいろんな村民に対するあるはずですよ。もう二週間も三週間もおくれたら情報がおくれたことじゃ意味ないんですよ。広報の意味はすぐ、受け取ったら早目に配って村民に周知するのが原則ですから、ひとつその辺も村長、しっかり。私は何も事務委託者を責めるわけじゃないですよ。一生懸命やっているのいますよ。中には皆さん方をなめて村政をかき乱している連中については解任していただきたい。そういう人たちに事務委託をして、事務委託をする場合に適任者かどうかちゃんと確認してくださいよ。自治会長だから事務委託者というのは私はいかななものかと思えますよ。自治会長と事務委託者は基本的には別々ですよ。たまたま今、皆さん方が業務を推進していく中である程度、便利かな。そういうことであると思いますけど。そういうことでひとつこういうのを検討していただいて、そしてよりよい事務委託者の活動を支援していきながらもっと意味のある5,400万円の効果が出るようにしていただきたい。

余談になりますけれど、民生委員の皆様方一生懸命していますよ、民生委員とか児童委員の皆様方はこれ国からのあれですけど、そこら辺もしっかり村民のために頑張っていますよ。しかし、彼らは、わずかな手当でしょう。そういう不平等があっては村の活性化にはマイナスに出てくると思いますよ。そういう意味でひとつ村長、十分今後も検討して精査して費用対効果についても考えていただきたい。費用対効果

については先ほども私、前も言いましたけれど、やはり村長の意識改革ですよね。私は今村に求められるのは意識改革ですよ、職員の意識改革、我々もそうですよ、まずは役場職員から意識改革をしないと私はこの中城村の発展は、活性化はないと見ています。幾ら村長がすばらしい政策を掲げて私にはそれはできないと思っています。ひとつお互いに切磋琢磨しながら勉強しながら村民のために、みんなこれまでの事を反省して、それでいいのか、悪いのは変えていって新しい知識と意識を持って村政のために、村民のために頑張っていきましょう。以上で終わります。

○議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。1時半から再開します。

休 憩（12時06分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて3番 金城 章議員の一般質問を許します。

○3番 金城 章議員 3番 金城章一般質問を行います。

通告書を読み上げて質問にかえます。

道路行政と排水について。①平成23年度の一般質問、安里区・当間区の農道舗装の件について、村民より農道舗装を求められているが、村当局はその後、農道アスファルト舗装を考えているかどうか伺います。

村民の声があってこの今、2番目の質問です。農道のアスファルト舗装を一括交付金で考えられるかどうかです。

3番目、村当局は東西道路の取り組みについてどう考えていますか、伺います。

建築物についてです。①住宅建築の申請は年間に何件ありますか。また、農用地等の農地転用による建築物等が何件あるか伺います。

②農用地等の転用による墓地建設はどのような状況になっているか伺います。

村財政について、①今後、歴史資料館、小学校校舎、庁舎建設等がありますが資金等の取り組みはどう考えているか伺います。

②村財政の将来的負担もどう考えているか、いわゆるこの歴史資料館なり、将来庁舎建設等がありますが、そのランニングコストをどう考えているか、わかりやすい答弁をよろしくお願いします。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の道路行政と排水路についてありますけれども、①、②につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

③につきましては詳細は企画課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでもここは東西道路の件、はしご道路も含んだ件でございますけれども、御承知のように前提となるのは恐らくでございますけれども普天間飛行場の閉鎖返還を基本にした東西道路の建設ということになっていくと思います。そういう意味ではやはり我々中城村にとってのインフラ整備という面でも普天間飛行場の閉鎖返還はもう積極的に我々もまた推し進めていって、そういう道路もしっかり、経済効果もしっかり、いろんな方向性で光が見出せるものだろうと思っておりますので、そういう意味では答弁少しかわってきますけれども、普天間飛行場の閉鎖返還を早目することによってこの東西道路の取り組みも現実味を帯びてくるということで認識をしております。

大枠2番のほうは建設物等については農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番村財政につきましては、①、②とも企画課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会

事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは金城 章議員の御質問である道路行政と排水路についての①と②について答弁させていただきます。

まず①の平成23年度の一般質問、安里区農道舗装の件について、村民より農道舗装を求められているが、村当局は農道のアスファルト舗装を考えているのか伺いますについてですが、安里地区を含め当間土地改良区内の農道については幹線農道以外はほとんどアスファルト未舗装の状態にありまして、以前から舗装整備の要望が多数寄せられていることは認識をしております。

現在、農業農村整備管理計画を策定し当間土地改良地区をおおよそ大まかに4地区に分割して順次農道舗装整備を行う計画は立ててはおります。しかし国の事業仕分けにより、農林水産省の農道舗装整備事業は廃止されておまして、それにかわり農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し整備の可能性は残されておりますが、事業採択には費用対効果等の検討が必要となるため、事業実施が困難な場合がありますので、今後整備が可能かどうか県と、協議を進めて検討していきたいと考えております。

また、政府による臨時の経済対策関連の単年度事業等が創設された場合には、農道舗装が可能か検討し活用を図っていきたいと考えております。

次に②の農道のアスファルト舗装を一括交付金でできるか伺いますについてですが、沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト事業では原則、既存の公共事業関係費をもって実施できる事業については交付金の対象外となっております。ただし、平成24年度から沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード事業の交付対象事業に先ほども申し上げました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が追加になり、農道舗装も

実施可能となっておりますが、こちらも費用対効果等の検討が必要となってきます。

続きまして建設物等についての①と②についてお答えいたします。まず、①の住宅建築の申請は年間何件ありますか、また農用地等の用地転用による建設等が何件あるか伺います。ということについてですが、住宅建築のための農地転用申請件数は市街化区域を除いた区域で平成23年には16件ありました。住宅建築以外の農地転用ですが墓地とかあと資材置き場、駐車場等ですけれども、こちらは21件ありました。合計で37件の転用がありました。

続きまして②の農用地の転用による墓地建設はどのような状況にあるか伺います、についてですが墓地建設のための農地転用は平成23年度実績で9件となっております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

東西道路の取り組みについてでございます。今年3月に策定しました第4次総合計画基本計画におきまして、第7節都市基盤基本施策②の道路整備の促進の中で、実施施策としまして将来的な普天間飛行場の返還を見据え、国道329号から国道58号への横断道路の整備を促進するとして東西方向への道路整備の促進を掲げております。また、沖縄21世紀ビジョン、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域計画（案）におきましても普天間飛行場跡地を中部圏域の新たな振興拠点として位置づけ、周辺市街地整備に留意しつつ（仮称）中部縦貫道路、（仮称）宜野湾横断道路などの骨格的道路の整備や本島南北軸、東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網の構築を図るということが明記されております。本村としましては1つ目に慢性的な交通渋滞の緩和を図るための道路整備、それから2つ目に都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路網の体系的な整備、3つ目に普天間飛行場跡地を中部圏

域の新たな振興拠点として位置づけ、周辺市街地整備などと絡めた中部圏域の振興策的な道路整備、以上の3つの観点から（仮称）宜野湾横断道路の整備につきまして国や県に対しまして積極的に要望、要請をしていきたいと考えております。

次に、村財政につきましての資料館、小学校校舎等の資金の取り組みについてでございます。歴史資料館につきましては現在、沖縄振興特別推進市町村交付金の内諾を得て事業費の8割分は交付金を充当することとなっております。残りの2割分の財源につきましては1割分が特別交付税で措置されると言われております。しかしながら、一括交付金事業に係る特別交付税の1割分負担につきまして、省令がまだ改正されておられません。また特別交付税の交付時期が毎年12月と、翌年の3月でありまして一括交付金事業が年を越す可能性があることから、3月交付分に含めて交付されるのではないかと考えております。さらに特別交付税の性質上、従来の特別交付税に上乘せした形で交付されるのかどうか、その見通しが非常に不透明であるため、現段階におきましては2割分につきまして一般財源を充てております。なお、一般財源の確保が厳しい場合は起債することも想定をしております。

それから小学校校舎についてでございます。津覇、中城南小学校、中城中学校の校舎につきましては老朽化が進んでいることから今後改築することが予想されます。教育委員会とも連携しながら事業計画、資金計画を立て基金の積み立てを行うことにより事業が円滑に推進できるよう努めてまいります。なお、現在建築中の中城南小学校を例に挙げますと、総事業費が約16億円でございます。そのうち国、県補助金が9億2,000万円、基金が3億円、起債が3億3,300万円、一般財源が4,700万円となっております。以上のことから将来の改築等に備え、資金の確

保に努めていきたいと考えております。

庁舎建設につきましては本年度、庁舎建設基本計画を策定しまして具体的な事業計画並びに事業費等が明確になってくる中、中城南小学校校舎建設事業と同様に基金をできるだけ多く積み立てておくことが必要不可欠であると考えております。現在、庁舎建設基金が2億円余りあります。庁舎建設までにはさらに多く積み立てるとともに、補助メニューがないかなど確認を行い起債額や一般財源の額を抑えることにより他事業への影響がないよう、資金計画を立てなければならぬと考えているところでございます。

また、建設用地の確保が必要な場合は、土地開発基金を充て、後年度への負担をできるだけふやさないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、村財政の将来的負担についてでございます。村民福祉の向上のため村としてさまざまな取り組みを行っております。その中で施設や道路の整備、教育や福祉の充実、農業、水産業及び観光の振興など多額の経費を要する事業がございます。村としましては国並びに県などの補助により実施できる事業は補助事業を活用し村の負担をできるだけ軽減するよう努めているところでございます。

地方公共団体の財政の健全化に法する法律におきまして、地方公共団体の将来的負担を示す指標として将来負担比率がございます。将来負担比率とは一般会計等が将来負担すべき債務が一般会計の標準的な年間収入、その何年分であるかということを示す指標でございます。将来負担比率における早期健全化基準は350%となっており、基準を超えた場合財政健全化団体となり、自主的かつ計画的な財政健全化を図るため、議会の議決を経た財政健全化計画を策定することが義務づけられております。本村の将来負担比率は平成23年度決算におきまして

89.6%であり年々減少はしておりますが、平成23年度の県内の市町村平均49.5%を上回っている状況でございます。今後、学校改築や庁舎建設を予定していることから将来負担比率を悪化させないための資金計画を早めに確立し、できるだけ多く基金を積み立てるとともに地方債の発行を抑制するなど対策を講じることが必要だと思っております。

それから施設等建設後のランニングコストでございすけれども、当然運営管理のためにランニングコストが発生してきます。そういうことも踏まえまして施設の規模、そういうものを検討しながら場合によっては指定管理者制度の導入も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 農道の件からお願いします。

これ平成23年度の一般質問で回答がありました。計画している舗装がだめになったということでありましたけれども、今度農道舗装を計画していると、この平成23年度には、地権者がどういう意見なのかということがわからず質問はしました。しかし今回、皆さんから要望がありまして、自分で地権者の同意を、全部同意、これは皆さんには配れないのですけれども90%、ちょっと会えない方がいまして90%はもう同意はとりました。道路によっては周辺の地権者全員、地権者からオーケーいただいております。その件について、平成23年度の質問です、土地改良組合からの反対で舗装がなされなかったと、土地改良組合はまた別組織ではありますけれども、こういう地権者が賛成しているのになんで道路舗装ぐらいはできないのか。

もうひとつ、道路舗装というのは土地改良組合がやるのか、村当局がやるのかどうなのか答弁願いますか。

○議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会

事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

議員のほうから平成23年度の一般質問の件で当初、農道舗装を事業で入れようとしたときに土地改良区の同意が得られなくて事業が流れた件だと思いますけれども、今回議員自ら農道舗装についてこの地域の沿線の受益地になるんですけれど、受益地の地権者の同意を取りつけていらっしゃることについては大変頑張っていたと思っていますので感謝申し上げます。それでこれだけ農道舗装について農家の皆さんから要望が強いということは再認識しておりますので、今後やはりできるだけこの事業が実施できるように今後も努力してまいりたいと思っております。

それと、この農道舗装の実施の件だと思うのですけれども、実質的にはこの活性化プロジェクト交付金事業というのは、事業主体は当然土地改良区でも可能ではありますけれども、現在当間土地改良区は実質的に職員もおりませんしまた予算面での運営費等もほぼございせんので、自ら実施主体となって多分事業実施というのはまず不可能に近いと思います。それで、当然事業実施主体としては村のほうで行うべきだろうとは考えております。以上であります。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 村当局が舗装するというので。前回も農道舗装の件とか2番目にある建築、農用地の転用、そこも申請した方もいらっしゃるということで、やっぱり改良組合があるからできないのかも、そこはちょっとどうなのか。

それと、この土地改良組合、自ら足を運んでアスファルトはどうですかと聞いて、そしたら皆さんすぐ賛成してくださって、印鑑もすぐ押していただきました。これ本当でしたら僕が求めたところはもう2カ所ぐらいはもう済んでい

たと思うのですが、その改良組合について村長どう思いますかね。そこはもうこの舗装も決まっているのかなくなったりするんですけど、どうにか舗装は村当局がやるという話ですけれども、今排水の件も挙げたのですが、排水の管理もこの舗装と一緒に排水もちょっといろいろ考えてやってもらわんと、中城苑の近くの農道の関係で、あそこも詰まって、この間の台風の時も、水がずっとたまって、その下もそうです。道路舗装の件も排水の件もその土地改良区のところの問題になって潮垣線の周辺も泊のところもありました、和宇慶地区はまた舗装が全部行き届いて、そこを早目に進められるかどうかをまたどうにか検討願えればと思うのですが。どうにかこの処理が早目に進められるように検討できないですかね。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（１３時５２分）

~~~~~

再 開（１３時５２分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

法的な部分で問題がなければもちろん村のほうで、何も問題がなければこれあと予算だけの問題ですから、予算は先ほどから答弁がありましたとおりいろんなメニューがありますので可能性が高いのですが、正直なところそこにまだ村の権限が及んでいないという今事実があるようですので、しっかりその辺は今後どうやっていくのかも含めて優先的に考えていかなくちゃいけないなとは思っております。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○３番 金城 章議員 道路ですね、先ほどから同じことを繰り返しますが、その改良組合の件について前回、平成23年度は反対があったということ答弁ありましたが、以前の農林課長は仲松課長でしたけれど、その件で実際舗装

とか、村が道路行政補修なりいろいろやるんですけど、この改良組合のことどうにかもう、和宇慶地区は25年かかって解散しました。そこは村当局がいろいろ別団体でありますけれどもどうにかこの解散等なりそれは僕らが言えるものなのか、村当局がそういうふうに働きかけでできるものなのか。この地権者もやっぱりさっきと同じことを言いますが、舗装を求めているのにできないと、断ると。これがわからないですね。そこをどうにかできないものなのか。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

おっしゃるとおり、先ほどからの答弁の繰り返しになりますけれども、今現状におきましては組合の事業ですので村の権限は及ばないところがあります。解決方法としては単純に現実的に見ても今現在もう事業は完了しておりますので早く清算をして解散をすることでできれば、あとは村のほうに移管を、権限といいますか、その村のほうに移管をしていただいて我々が責任を持ってその舗装なりあるいはしっかりとした財産を守るための施策をふるうことができると、そういうこと結果はわかっておりますのでできるだけそれに向けては頑張っていきたいなとは思っております。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○３番 金城 章議員 では、できるだけ早目の対処をよろしくお願いします。本当に排水路から舗装にかけて、この舗装を求めたところ、水たまりが多くてちょっと苦情が多くてその対処はぜひ早目の対処をお願いできればと思います。

それと、排水路の件ですけれども、少し潮垣線通りとか、今議会で課長からも排水路の整備を行っていくという話がありましたけれど、今臨時雇用の方々で実際この排水路の整備までもできるのか、できないのかだけちょっと答弁お願いできますか。

○議長 比嘉明典 これ場所はどこですか。

○3番 金城 章議員 そうですね、土地改良区の要するに未整備のところ。

○議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの御質問は土地改良地区内の排水路の整備の件かと思いますが、今のところそのしゅんせつとか例えば土地改良区の場合は底張りがされておりませんので、土が堆積する状況になっております。そういったのを改善できる補助事業というのは今のところはないようですので、今後その辺の事業等があるか、県にも問い合わせしながら検討をしてみたいと思います以上です。

追加でお答えしたいと思います。

ただいまの件ですけれども、単純に事業がないからできないというだけではなくて、また先ほども村長からもありましたとおり、農道舗装と一緒にそういった事業を入れるためには法手続き等が必要となりまして、当然、当間土地改良区のこれは同意は必然的に必要となります。以上です。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 どちらも排水も道路も土地改良組合の絡みですので、ぜひ早目に進めていただきたいと思います。

都建課長、もう1つだけ。ちょっと先ほどの質問でいいですけど、維持管理だけは、農道舗装はその維持管理でその農道舗装もできますか。難しいですか。農道の排水路、この土地改良組合の排水路できるかどうかだけ。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、排水路の件ですけれども、今議会でも予算計上して補正が認められていますので、排水が詰まっているところは和宇慶の排水を含めて津

覇もありますけれど、今回当間もやっていきます。ほかに地権者のほうからうちの都市建設課のほうに要望があれば予算がある範囲でやっていきたいと思いますので、よろしく願います。以上です。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 維持管理できる範囲はあれちょっと小さなものだと思いますので。浜のこの排水路の件ですね、中城苑の隣の土地改良等の絡みの部分はちょっとやっぱり予算をつけてやらないといけなところですのでぜひ早目の対応をぜひお願いします。

次、農用地の転用で建築申請、16件で。農地から墓地は申請が21件。転用が21件で、どの近辺が農用地からの転用が多いのか。ちょっと繰り返し願えませんでしょうか。

○議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

先ほど申し上げました住宅建築以外の農地転用で墓地、資材置き場、駐車場等が21件でそのうち9件が墓地への転用目的での農地転用ということになっております。その申請場所については、特に多いのは例えば久場の農地保全区域とかあとは新垣の農地保全区域が特に申請が多いと感じられます。以上です。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 以前から墓地の基本構想をするために私は添石から久場地区の墓地の基本、墓地設定地域、地域設定ですか、そのときに余りにも広すぎるんじゃないかという話をしました。これからも城跡の下あたり、添石から伊舎堂、泊、久場あたりですね。そこにはほとんど墓地は細長く墓地設定地域が設定されました。そこほとんどもうまた墓地になってくるんじゃないかと心配しているんですけど。地域設定は一応墓地をつくれる地域になったので



すけれど城跡の関係として墓地設定、本当に地域設定そこは墓地ってあるべきなのかと思うのですけれど、今緑地帯のところになっているのですけれど、そこをもっと考えて墓地も設定区域からほとんど一箇所に集められるようにどうにか考えられないものなのかと思っております。これぜひ皆さん三者、農林課なり都建課、住民課ですね、お互い議論してちょっと考えていただきたいと思います。今の農地から墓地が9件もありますので、中城はずっと墓地だけになってしまう。新垣もしかりですけれど、この墓地指定地域がありますけれど、その中でもより墓地を一箇所に集合できるように計画しなければならないんだと考えておりますけれども、そこはぜひ皆さん関係課はお互い協議していただきたい。

次に、財政について移りますけれども、今図書館は10億円の計画というお話がありましたけれども、庁舎建設ですね、基金はやっと2億円を超しました。これが十何年たって2億円ですからどうかと考えますけれど、実際将来的な考えがあってこういう箱物を実際に考えているのか。この資料館もやっぱり10億円といいますと今皆さん方から出た答えはランニングコストといいますか、年間かかる維持費は6,000万円と聞いておりますけれど私は6,000万円ではとまらないんじゃないかと考えております。それとこれからまた発生する庁舎建設するのにもお金がかかってくる、維持経費も。

そのために庁舎建設の基金はその設定されたときは15億円ぐらいの予定だったはずですが、これから検討委員会が一応開かれているはずですが、こういった感じで進んでいるのか、それと予算をどれぐらい検討しているのか。答弁できますか。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

庁舎建設につきましては、現在検討委員会が

開かれております。さらには基本計画の策定に着手しております。先ほどもお話しいたしましたけれどもその中におきまして事業の規模あるいは事業費というのが今後明確になってくるだろうというふうなことで考えております。ですからこれから検討されることでございます。ランニングコストにつきましては当然、できるだけ抑えていくというふうなこともその検討委員会の中で話し合わなければならない事項だということと考えております。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 基本構想は入っていますよね。基本構想に入るためにこの人口割、これからの将来人口、それに対する庁舎の規模が決まってくるはずなんですけれども、そこは村当局としてはこの基本構想を出すためにおおまかな予算とか、その大きさ、それに予算は立てて基本構想はお願いするものなのか。基本構想が上がってもう将来的に人口が何万人になるからってということで設計にかかるはずですが、今先ほどのこの庁舎建設の基金が積み上げたばかりには大体15億円ぐらいのをつくろうという予算があったはずなんです。このときは今の人口ではなくてまた違う人口の算出だったと思いますけれど、これから人口が何万人を想定しての、この庁舎建設をするのか。そこをお聞かせ願えませんか。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

想定的人口としましては現在、第4次総合計画におきまして将来人口を2万2,000人と想定しております。庁舎建設も当然その人口を参考に庁舎の規模が決まってくるのではないかとというふうなことで考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 2万2,000人ですか。

この2万2,000人とあと10年間で2万2,000人になるんじゃないですか。これ庁舎は実際に何年

間継続して使う予定なの。2万2,000人からして中城の人口は10年間ですぐ2万2,000人に達すると私は思いますけれど、これその後もずっと庁舎を使う。それから今、村長が打ち出している優良田園住宅もある。白地の住宅地ですか、そこも拡大になる。そしたらこの2万2,000人は優にすぐ突破するんじゃないかと思うんですけれど。これは規模はもうちょっと大きく考えられないですか。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

我々のところで、行政を進めていく上ではやはり第4次総合計画というのを基本に進めていくべきだと考えております。今、全国的に見ますと人口は減少傾向にございます。ただ沖縄県に関しましてはまだしばらくは増加するだろうというふうなことで言われておりますが、全国的に見たら減少傾向であると考えております。ですから2万2,000人も10年後、将来的に2万2,000人を目指す、あるいは目標としましょうということでございます。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 執行部の方々のお互い横の議論が少ないのではないかと思います、また村長と課長の議論も少ないんじゃないかと感じております。

村民にとって図書館とか資料館ですか、こういう新しいのできるの望ましいですが、箱物が多くできる範囲で本当にランニングコストがかかっていく、それによって将来の財政の逼迫は目の前である。先ほど将来負担率も県内では平均よりは倍ぐらい上がっていると。そんなことを考えてつくらなければ。今私が庁舎は3万人体制で作りなさいと言うことは、実際庁舎はつくれば50年も使うだろうと考えてのことです。そういうものにコストをかけてつくって、財政を考えないと元も子もないじゃないかと思いますけれど。計画の段階から実際の

基本構想を立てるところから、将来的な計画を次は何をつくるということは確かに考えておられるはずですが、ランニングコストで負担がないことを考えてないといけないと思います。中城の財政を見て、本当にゆとりのある財政だとは私は思っておりませんが、それをうまいこと計画立ててやっていかないと。今から負担ばかりですね将来、いろんな箱物をつくるのはやっぱり村長の評価にもつながりますけれど、執行部の方々はまた違うと思うのです、これから継続して長年また定年までは勤めて、村のために頑張ってもらわないといけないと思いますから。十分な議論があってこの議会にも実際上げてほしいと思います。この議論がなくていろんな案件を上げてくるからこそやっぱり議員の皆さんからいろんな質問があります。できれば執行部とのこの議論はもっとあるべきだと私は思いますけれど、これは今後、こういうお互いの議論は横の課の議論ですが、このかかわりのあるところもしっかりですけれど、皆さん方がいいこと、悪いことを出し合ってどうすれば今後の中城のいいところが生み出せるのかをぜひ議論していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（14時15分）

~~~~~

再 開（14時25分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて12番 宮城 治邦議員の一般質問を許します。

○12番 宮城治邦議員 こんにちは。今日最後の質問者になると思います。ひとつ居眠りしてもいいですから一応、耳だけは貸してください。よろしくお願いします。

それでは12番 宮城治邦、通告書に基づき一

般質問を行います。

まず1点目に、吉の浦火力発電所周辺地域の安全、安心な生活環境問題についてお伺いします。①今年2月ごろから発電所構内の夜間照明が点灯されましたが周辺地域住民にどのような影響があるか、またその夜間照明について調査したことはあるか。

②平成25年5月に2号発電機が営業稼働した場合にさらに発電所構内の照明が増設され、住民生活環境が悪化するが環境保全対策はどのように考えているか。

③吉の浦火力発電所の所長と照明対策について協議をしてきたが、電力の対策案として緊急時以外は消すとのことですが、保安、防犯、防災上問題はないか。

④今年10月に2号貯蔵タンクへのガス受け入れが予定されていますが、1号貯蔵タンク受け入れ時に低周波振動問題が発生したグラウンドフレアは完璧に改善されているか。また今後の対策について当局はどのように指導しているか。

⑤吉の浦火力発電所を誘致する前に、先進地の新大分、新小倉LNG火力発電所を視察していると思います。住民生活や環境保全の観点から比較して立地条件の違いはあるか。

⑥吉の浦火力発電所構内にLNG基地が建設されているが内外からの防犯、非常時における安全対策は協議されているか。

⑦吉の浦LNG火力発電所から沖縄ガスへのガス供給について当局はどのように対応しているか。

次、2点目に吉の浦LNG火力発電所と功罪についてお伺いします。

①平成14年1月29日、本村の行財政の健全化、地域の活性化、雇用機会の創出による経済波及効果等を目的にLNG火力発電所誘致を要請したが、目的は達成されているか。

②電源立地地元泊、久場区との住民合意形成の条件であるLNG吉の浦火力発電所建設に伴

う協定書の履行が不十分ですが、今後どのように対応していく考えか。

③吉の浦LNG火力発電所の立地条件のネックは住宅地に近いということですが、近隣住民に一切の迷惑をかけないとの確約と安全対策はどのように講じていくか、以上簡潔な答弁を求めます。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは宮城治邦議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番ともに吉の浦火力発電所に関することですので、企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、吉の浦火力発電所の安全性という部分につきましては議員も御指摘のとおりこのグラウンドフレア、低周波の問題がありました。それにつきまして沖縄電力からももちろん説明も受けて、住民の安全、安心のためにもしっかりと対策を講じていきますという約束も取りつけてありますので、この今年にはもう稼働も始まりますので、またいま一度担当課も含めてしっかりとそれをきちんと共有しながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

吉の浦火力発電所周辺地域の安心、安全な生活環境問題について①であります。発電所構内の夜間照明が点灯された、周辺地域の住民にどのような影響があるか。また夜間照明について調査したことはあるかという御質問でございます。調査については測定機器等を使っている調査はしていませんが、周辺からの目視で調査を行いました。やはり議員も感じていると思いますがエネルギータンクの照明や廃熱回収ボイラーの上部の照明灯については直視すると明るさを感じているところであります。影響につい

てですが、環境省が策定した光害、光の害と書きますが光害対策ガイドラインにつきましては屋外照明が周辺環境に及ぼす影響ではやはり人間の諸活動についての影響、特に居住者への影響が示されております。周辺住民からも明るいということで安眠に影響が出ている苦情を聞いております。

それから②2号発電機が営業稼働した場合ということで、さらに照明が増設されると住民環境が悪化するが環境対策はどのように考えているかということでもあります。4月に住民からまぶしいという苦情を受けて、沖縄電力、村それから請負業者で構成する三者協議会でも対策を講じるよう要請をしております。それから電力としまして具体的な改善にはまだ至っておりませんが、沖縄電力からは照明器具の変更、照明の配置、数量等の再検討を行う調査を実施するという回答を得ておりますので、引き続き地域住民と調整をしながら環境保全対策をするよう電力に要請をしていきたいと考えております。

それから③発電所所長と照明対策について協議して電力としては緊急時以外は消灯すると、保安、防犯、防災上の問題はないかという質問ですが、やはり責任者である発電所の所長と地域が協議したことによって緊急時以外は消灯するという所長の判断であれば、保安及び防犯対策は確保されていると思いますが、村としては暗やみの中であるということもありまして、防犯、防災を含めてこれらの要素については必要不可欠ということで設置もされていると認識をしまして、今後所長のほうに再度、申し入れをしていきたいと思っております。

④10月にLNG船が入港し2号貯蔵タンクの受け入れが予定されていると、1号貯蔵タンク受け入れ時に低周波問題が発生したグラウンドフレアは完璧に改善されているか、またその対策は当局はどのように指導しているかということにお答えしたいと思います。

沖縄電力から現時点の報告を受けている状況としては完璧な改善には至っていないということでもあります。原因の1つと考えられているバーナーの設計を見直し改良を加え、新たなバーナーに交換し稼働状況を確認している段階ということでもあります。やはり沖縄電力がスポーツ健康センター施設で住民説明会を開いたときに説明された、恒久的な対策が確認されるまでは稼働しないという考えもありますので、引き続き村としては恒久的な対策が確認されるまで指導していきたいと考えております。

次に⑤誘致する前に先進地、新大分及び新小倉のLNG火力発電所の視察をしてきていると。住民生活の観点から比較して立地条件の違いはあるかということですが、両基地とも工場用地として埋め立てられた場所に立地していると。吉の浦火力発電所との違いは住宅地に近いことと緑地帯の広さがあると認識をしております。

次の⑥になりますが、吉の浦発電所構内にLNG基地が建設されているが、内外から防犯、非常時等の安全対策は協議されているかということですが、御承知のとおり今現在施設外からの侵入を防ぐためのフェンスや防犯カメラなどが現在設置されております。非常時における安全対策については平成22年7月に沖縄県、本村及び沖縄電力で締結をしました環境保全協定書におきまして沖縄電力は保安施設の整備、自主的な監視及び防災保安体制の確立を図ることとされております。しかしながら完璧となる保証ではないと考えておりまして詳細等についてはまた村、地元久場、泊自治会、それから沖縄電力で地元三者協議会を設立して協議会において協議していきたいと考えております。

それから⑦番目ですが、吉の浦LNG発電所から沖縄ガスへのガス供給について当局はどのように対応しているかということですが、沖縄電力とは新たなガス事業の設置はないということで平成23年10月に村と協議をされています。

また平成24年3月30日に新聞掲載記事の中でLPGガスからLNGガスへ転換を希望している沖縄ガスと協議を進めているということであれば平成22年7月に沖縄県、中城村、沖縄電力で締結した環境保全協定書の第3条環境関係施設の新設等の協議で、発電所の主要な環境施設の新設、増設、変更、休止または廃止する場合には事前に村、県と協議し了解を得るものと一文ありますので、その辺のところを該当するか沖縄電力に検討をさせているというところがございます。

次に、吉の浦火力発電所建設と功罪についてということですが、①平成14年1月19日に本村の行財政の健全化、地域の活性化、雇用機会の創出による経済波及効果等を目的にLNG火力発電所の誘致を要請しましたが、その目的は達成されているかということですが、平成20年度から土地保有税は納入されているということがあります。雇用人数については2万2,133人、延べ人数でございます。購買実績で5億4,000万円。工事発注で2億2,000万円となっておりますが、村の地域の状況からみると目的達成にはかなり厳しい状況と理解をしているところがあります。

次に②でございます。電源立地地元泊、久場区との住民合意形成の条件であるLNG吉の浦火力発電所に伴う協定書の履行が不十分であるが今後どのように対応していくかということですが、平成24年度で電源立地地域対策交付金の初期対策分の交付期限となっておりますが、平成21年3月に一般質問で村長が答弁したとおり久場、泊区の思いも理解しており、今後とも地域振興を含めた部分で検討できるとしております。

最後の③になりますが吉の浦火力発電所の立地条件のネックは住宅地に近いということですが、近隣住宅に一切迷惑をかけないとの確約と安全対策をどのように講じていくかということ

ですが、やはりこれからいろんな問題もあると加味していきますと、やはり村、地元、沖縄電力で構成する地元三者協議会で地域住民に対する問題や事故等で住民に事故等が及ばないように協議していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 それでは、順を追って再質問をします。

1点目について、今課長から答弁がありましたが、この質問書の通告書を出した後に、この電力の今夜間照明について質問をしましたか、その件について電力の所長なり、職員でもいいですよ、何か話し合いを持ちましたか。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

話し合いということよりも沖縄電力の所長を初め3名の職員が村長を表敬しましてその旨の説明と、グラウンドフレアの今後の対策等々を説明を受けております。以上であります。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 その質問にもあるように、その照明について非常時以外は消すという私に対して話し合いをしたけれど、私は逆にそうであれば念書を入れなさいと、一向にまだ出てこないです、この念書が、約束事について聞いたことがあるかどうか。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

方針は聞いてございません。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 次にいきます。今年11月、予定されている吉の浦火力発電所の営業運転開始、その準備段階において低周波振動問

題や発電所構内の夜間照明など、対近隣住民生活環境に多大な迷惑をこうむっていますが、当局は沖縄電力と安心、安全対策についてどのような環境保全対策協議をしているかお伺いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

先のグラウンドフレア問題の低周波問題については地域住民に多大な御迷惑をかけておりますが、今後は村、地元自治会、電力で地元三者協議会の中でしっかり協議していきたいと考えております。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 ただいまの答弁は三者協議会でいろいろ協議していきたいということですが、その三者協議会というのはどういった構成になるのか。その会長はだれなのか。一言お願いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをいたしたいと思います。

組織としましては中城村、地元、沖縄電力の三者でございます。会長は中城村の副村長をもって充てると、副会長は地元の委員の中から1充てる、事務局は村役場企業立地観光推進課で事務をとらせていただきたいということがあります。以上であります。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 それでは、その三者協議会の会長はもう副村長がということですので、今課長が答弁されていますよね。副村長はどう考えているかお願いします。

○議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

ただいま担当課長からありましたように、そ

ういう役目という部分がちゃんと示されているわけですから、それにつきましては誠実に履行していきたいと思っています。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 この発電所の構内の夜間照明がないと、環境保全上問題はないのか、それと電気技術基準の観点から保安上問題はないのか、それをお伺いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをいたしたいと思います。

地域照明の環境計画策定マニュアルという中から説明をさせていただきたいと思います。夜間照明の目的は通行、歩行、交通作業等の安全性を確保することや防犯、犯罪を防止する役割と認識をしております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 やっぱり夜間照明というのは保守点検ね、それが重要、大事なんです。暗やみでは何も点検できないでしょう。ある意味ではそれは保安上、やっぱり安全ということを第一義的にやっぱり照明がなくちゃいけない。そういう中であのような緊急時以外は消すというようなことは私は問題だと思います。

その余剰ガス、燃焼時のグラウンドフレアのバーナーの不具合で低周波振動を発生させて近隣住民に迷惑をかけたということでしたが、その対策としてバーナーの改善と、グラウンドフレアを常設して余剰ガスの放出を分散させることによって低周波振動が緩和できると思います。それについて協議をしていく考えはあるか、グラウンドフレアの常設ですね。また先ほど質問の中では10月にLNG船が入港と。タンクへの受け入れですね。これこの前の話では10月から11月に船の入港は変更になったということですが、それについてのその理由は何か聞いていませんか。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをいたしたいと思います。

10月から11月への変更ということですが、現在のグラウンドフレアの余剰ガス処理能力、70%程度の能力しかないということ、処理能力であるということを認識しております。第2船の入港までにやはり村の認識としましては、バーナーを改良し恒久的な対策をすると、住民と約束をしておりますので、しっかりその辺は確認をしていきたいと思います。グラウンドフレアの常設と議員の提案ということなのですが、1基より2基ということになるということですので、可能性の高い良案と認識して早急に電力に提案、協議を申し込みたいと思っております。以上です。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 船の入港ですね、これ10月から11月に変更したことについては具体的な理由というかな、私が聞いているところ、電力さんからの話しがあったので聞いたのだけれど、結局は11月に1号機が運転しますね、そしたら運転すると稼働してガスを使用しますね、すると余剰ガスが少なくなるという言い方なんです。しかしこれはもう完璧な対策とは思えません。だから私が言っているのは、例えば1時間当たり18万の余剰ガスが出たという、あれだけ大きな問題を起こしたわけです。ですから、結局フレアをもう1基増設すれば分散させる、余剰ガスが。このガスを出していかないと大変なことになります。後であわてます。それはもう結果言うまでもない。大きな大参事になるということで、そのためにその対策は今グラウンドフレアでやっていることだと思います。いずれにしてもこのグラウンドフレアを常設させてそういう状況にしていく。ということはずひやっていただきたいと思います。

次は議員の皆さんには写真入りで資料として、写真資料です。コピーしたのですが、個人的に6月に東京電力管内の東扇島、川崎、横浜それぞれのLNG火力発電所周辺を視察調査をしてきました。住宅地までの距離が敷地境界から2キロメートル以上、周辺環境が公園化され広範囲に緑化されていました。さらに周辺地域は企業の倉庫等が集積をしていました。村が当局主催で視察に行った新大分、新小倉このLNG火力発電所ですね、これは住宅地までの距離及び周辺環境、景観状況がどうでしたか。またその吉の浦火力発電所と比較して周辺地域住民への安心、安全の確保と安全対策についてどう取り組んでいくか。お伺いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをいたしたいと思います。

平成15年8月に72名、役場の職員、議長、自治会の代表者というんですかね72名、大分、それから小倉を視察して来ております。私のほうは平成16年から担当していますんで行っていないのですが、資料等はしっかり残っておりますのでその資料から御説明したいと思います。資料の地図から測定した距離というのは約1キロメートル、住宅地までですね。それから周辺環境についてはやはり緑地帯で囲まれていると、視察パンフレットから伺い得ております。地域住民の安全対策をどう取り組むかについてですが、先ほどからもうお話しさせておりますとおりこれから地元三者協議会でお話しさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 新大分、新小倉、私はこれは個人的に行ったのですが、東京電力管内の川崎、東扇島等で話を聞いて、今吉の浦と比較して地域に対してどういった対策が一番必要と思うかです。これをお伺いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 地域住民の安心、安全の確立と認識しております。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 平成23年3月11日に起きた東日本の大震災、そのときに発生した福島第一原発の事故以後、急速に発電所の代替エネルギーの問題が大きな関心事になっています。その1つにLNG発電所があります。LNGは放射能が出ないと、石炭、石油に比べてCO₂の排出量が40%削減できるなどの利点があります。しかし、国際的な専門家ではこのLNG貯蔵基地、基地のテロ対策が急務の、テロの対策が急務の課題であるといわれています。万が一災害時の場合に危険度が一番高いのは泊、久場です。そのための避難道路、それから安全対策、今現在、欠如しています、欠けています。その住民の安全を確保するために早急に避難道路建設や安全対策が必要になると思いますが、その避難道路建設及び安全対策を講じるという考えと計画はあるか、これをお尋ねします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

1点目にテロ対策の計画ということですが、やはり御承知のとおり、テロ対策は世界的な対策と国全体の問題だと認識しております。現在、村に対してのテロ対策は沖縄電力からもそのような話を聞いておりませんので現在はありません。

それから、避難道路については前に委員の御質問もありました、要求もありました避難道路の兼ねる農地保全道路の開通もいたしました。さらに行政懇談会の中でも旧部落のほうから避難道路を上のほうにあけるという要望も受けております。さらに6月の一般質問だと思います

がそのときにも避難道路の検討を質問されたというふうに認識をしております避難道路については関係課と調整をしているところであります。以上でございます。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 安全対策と、発電所に関しては今、奨励して、7月4日に沖縄電力企画本部事業開発部から沖縄ガスへのLNG供給についてということで供給のスキーム案、供給開始めど、供給予定量などですね、社内での骨子案が固まったということで地元の皆さんの意見を賜りたいとの説明がありました。その件について当局の所見を伺います。これは村当局から地元になんという形で紹介した形で生かしたのか、それをお尋ねします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、御説明いたしたいと思います。

沖縄電力企画本部事業開発という部からの説明と認識をしております。現時点においては中城村は情報収集を行っているところであります。今後、沖縄電力から説明があった時点で情報をまとめまして関連地元のほうに説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 電力サイドの言い分は村当局になんという話をして行ったら、地元に行ってくれと、我々ガス事業は地元じゃないんですよ。またこれは、それは今しかわからない。向こうが一方的に、今言ったこのスキーム案というか、こういった説明をしたんだけど、我々としてはあくまでも電源立地に対する地元の合意形成であって、新たな新規事業としての沖縄電力がガス事業を新たに実行するといったこと一切話がないですよ、今まで。また皆さんも、当局もこの質問に対しては一切そういう計画聞いていませんという今の答弁なんです、

皆さんの。びっくりしたわけです。おかしいだろうと。しかも、この担当職員だけが来て、本来ならば新たな新規事業をするということはもっと上の人が来てちゃんと趣旨説明すべきだと思うんですね。何かいかにもそれだけ、沖縄電力と沖縄ガスがこうやって合意しましたと、あとは事後報告しましたとみたいな説明ですね。これは許せないと思いますよ。しかもこれはガスというのは言うまでもない、危険なものですよ。何も久場、泊だけの問題じゃない。

いわば、関連してその沖縄ガスの都市ガスの需要量の相当、2万から3万トン程度供給予定していると。吉の浦火力発電所の電気の安定供給に必要なガスの消費量、それと合わすとタンクの貯蔵量がふえるということになるわけです。その辺の安全性の面からどのような対策を村の対応が考えられるか、それをお伺いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 御説明したいと思います。

御承知のとおり現状の発電所の計画からガス事業の計画というのは一切、地元も村もこの現時点での段階では説明を受けていないということとあります。さらにガス事業に供給した場合のガス量がふえるということの安全性と言うことですが、現状の沖縄電力の地域住民への対応等を考慮しますと、これ以上地元への負担をかけることは望ましくないというふうに考えております。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 ぜひ、地元への負担は理解していただきたいというように思います。

その吉の浦発電所からこの西原町の沖縄ガス施設までガス導管を敷設してガスを輸送するということを話していますが、その場合、中城村のどのルートを描画されているのか。そのルート周辺の住民に対して説明会を持つ必要がある

と思うがその予定があるのか、また周辺地域住民へのメリットって何があるのか、それをお尋ねします。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（15時05分）

~~~~~

再 開（15時05分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 今回のルートの件についてお答えします。

ルートについては去年の11月24日、沖縄ガスのほうが原料天然ガス輸送の導管の占用協議がありました。ルートとしては村道泊浜原線から村道吉の浦線を占用し安里まで、ファミリーマートの後ろ側です。それから国道を出て、それから和宇慶の旧県道に入りまして西原町の沖縄軽金属、ファミリーマートがありますけれど、これを右に転回ですね、南西石油の入り口を経て、国道を横断し県道34号線を占用し、沖縄ガス西原供給所までの1万500メートルのルートとなっています。村としてはそのときにこのルートは中城湾の集落、泊、伊舎堂、添石、当間、安里、和宇慶、伊集部落の集落を占有することから地域住民の合意形成なしには占有させないということに指導をしています。その後は協議に来ていないです。メリットとしては聞いたら、その集落には供給しないと単なる導管だと、パイプラインだということでは言っていました。以上です。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 課長、厳しく対応してください。よろしくお願いします。

次いきます。9月9日です、最近のことですが、もうオスプレイ配備には安全性に問題があるとして反対する県民大会が10万人規模の集会で開催されました。9月19日、一昨日の新聞報道によると政府は10月中に普天間での本格運用

に向けて準備を開始するとのことですが、飛行訓練時において吉の浦LNG火力発電所上空周辺地域は安全確保の観点から絶対に避けるべきだと考えるが、政府や県に対してどう対応していく考えかお伺いします。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、LNGの火力発電所周辺もそうですし、中城全体と考えた場合でも大変危険なオスプレイが上空を行くわけですから、議員も御承知のとおり我々は断固反対で中城は当事者として断固反対だと、森本大臣との意見交換会の中でも多少厳しい声も出させていただきました。ただその配備を強行するということであれば、これは中城だけの問題ではなくて沖縄県全体の問題と日本国全体の問題として一緒になって断固反対として、また新たな活動要請をまたやっていかなくちゃいけないなど、こう思っております。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 しかし、今の状況は今日からですか、山口県の岩口市では飛行訓練を開始するというふうになっていますよね。そしたらもう一切地元の意見は無用と、聞かないという形になっていますね。この19日の新聞では政府は安全確保策として低空飛行訓練時には原発施設の上空は飛ぶのを避けると、新聞にそのことが書いていますね。原発もこのLNGガスも何もかわらないです、危険性は。その辺はよく考えて一自治体で反対だからどうなるかわかりません、今の状況は。しかし断固としてこっちは危険物が多くて、ぶつかると。LNGの基地があるということを強く政府や県に対して私は申し入れをし、対応していくべきだということに考えます。

では次、2点目ですね、吉の浦火力発電所の建設ですね、どういった功罪があるかということと2点目に挙げておりますが、これ10年間で

村内の何名が沖縄電力に採用されたか、これをお伺いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

平成24年7月1日現在の沖縄電力総務部人事給与部のほうの資料ですが、平成15年から平成24年までの中城村在住者の採用人数は10名となっております。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 これは正社員として10名ですか、正社員、10名採用された、10年間で。

その行財政の健全化、先ほども誘致目的で地域の活性化、経済の波及効果、先ほども答弁がありましたけれど、具体的にどういう形で実現されているか、これわかりましたらお伺いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

現時点での、周辺地域協議会での6項目の事項と認識をしております。やはり、周辺協議会で沖縄電力さんと話し合われた内容からするとやはり現実にはまだほど遠いというような認識をしているところであります。引き続き6項目が図られるように働きかけていきたいと思っています。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 次、吉の浦火力発電所建設に伴う周辺地域協議会の覚書が平成18年3月22日に6項目の内容で締結されています。しかし、いまだに地元企業の活用及び優先雇用、それから環境保全とかその対策が不備であります。今後、当局はどのように対応していく考えかお伺いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長  
屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、  
お答えいたしたいと思います。

地域企業の活用、それから優先雇用、環境保全等については何度も村長初め、商工会長なども含めて沖縄電力の社長を訪問し、社長を初め役員もそろいで要請をしているところでありますが、三者協議会の中でも会議のあるたびに地元雇用、それから地元企業の活用等は申し入れておりますが、議員御指摘のと通りの現状であります。村としては粘り強くまた村長を初め、担当課も努力して少しでも地域が潤うように地域振興ができますように努力していきたいと思っております。以上です。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 その発電所の誘致と、  
周辺の環境、それから地域の活性化等々、相対的にその功罪を発電所を誘致したものをどのように評価されているかお伺いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長  
屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、  
御説明したいと思います。

現時点での功罪をどう評価するかということ  
であれば罪科のほうが大きいのではないかとい  
う認識をしております。

○議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

○12番 宮城治邦議員 これで質問を終わ  
ります。

○議長 比嘉明典 以上で12番 宮城治邦議員  
の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまで  
した。

散 会（15時16分）

| 平成24年第8回中城村議会定例会（第18日目）        |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成24年9月7日（金）    |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成24年9月24日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成24年9月24日（午後2時20分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 金 城 章                | 11 番                               | 新 垣 健 二 |
|                                | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番                               | 宮 城 治 邦 |
|                                | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番                               | 仲 村 春 光 |
|                                | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番                               | 比 嘉 明 典 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |         |
| 会議録署名議員                        | 9 番             | 仲 眞 功 浩              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 大 湾 朝 秀              | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 安 里 直 子              | 都市建設課長                             | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住民生活課長          | 新 垣 親 裕              | 上下水道課長                             | 屋 良 清   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 小橋川 富 雄              | 教育総務課長                             | 比 嘉 朝 之 |
|                                | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘              | 生涯学習課長                             | 名 幸 孝   |
|                                | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄              | 教 育 総 務 課 長<br>主 幹                 | 喜屋武 辰 弘 |
|                                | 健康保険課長          | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 おはようございます。10番 安里ヨシ子一般質問を行います。

7月にでしたか、沖縄ガスから沖縄電力に対し、都市ガスの原料として天然ガスの供給依頼があったと、沖縄電力社内での骨子案もまとまったとして7月に地元説明会をしたいということで久場自治会、泊自治会への依頼、働きかけがありました。突然の説明会の話に地元は戸惑うと同時に大きな不安を持っております。村当局としてのお考えは、計画などお聞きしたいと思いますけれども、1番目に当初からガス事業の計画があったのかどうかお聞きします。

2番目に、目的はどういったものですか、お聞きします。

3番目、ガス供給ルートはどうなっていますか。

4番目、地域の安全性を十分に確保できますか。以上、4点についてお伺いいたします。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、御質問はLNG火力発電所からの沖縄ガスへのガスの供給について①から④ということですが、詳細につきましては企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、いずれにしても地域の安全性、御質問にもありますとおり安全性が確保できているかというこの辺になってくると思いますので、詳しい内容まではまだ打診程度だと思います。はっきり正式にこういうものだということには

なっていないようなもので認識をしていますので今後、詳しい話はまた出てくるものだと思います。

先ほど言いましたように、詳細につきましては企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 それでは、安里ヨシ子議員さんの御質問にお答えをしていきたいと思えます。

吉の浦LNG火力発電所から沖縄ガスへのガス供給についてということで、当初からガス事業計画があったのでしょうかということですが吉の浦火力発電所建設計画の説明会及び協議会の経緯を少し御説明させていただきたいと思えます。

この事業については平成14年度から発電所誘致に関する説明会を開始しております。

主な説明会としましては平成15年に発電所建設計画の住民及び議会、農業委員会等の御説明をしております。

平成16年には立地に関する地元連絡協議会を設置しております。それから平成18年には周辺地域協議会、これは電力、地元、村で合意形成に向けての協議会を開いております。

同じく平成18年、それに基づいて建設工事の概要住民説明会、住民はもとより議会議員、久場、泊の代表者、それから久場自治会、泊自治会等で建設工事の概要を住民に説明しております。

それから、平成19年には周辺協で覚書を締結しております。

それから平成20年には建設工事の安全祈願祭、平成22年には沖縄県と中城村、沖縄電力で環境保全協定を結んでいる経緯であります。

そういう中で、ヨシ子議員も当然一緒に住民説明会など、協議会など参加しているというこ

とありますが、一切ガス事業計画については吉の浦火力発電所の建設計画の中には御説明はなかったというふうに感じております。

それから、目的は何ですかという御質問ですが、先ほども村長から御説明があったとおり、沖縄ガスとの面識は今のところないということで、まだ事業概要の詳細については承知しておりません。

それから③のガス供給ルートはどうなっているかということですが、村への道路占用協議に関する調整の段階では村道潮垣線、国道の329号の一部を占用して西原町の産業道路までのルートということをお聞きしております。

それから地域の安全性は十分確保できますかという御質問ですが、先ほどから申し上げているとおり事業概要についてはまだ承知しておりませんが、情報収集を努めている段階でございますが村長も答弁されたように地域住民の安心、安全確保は最優先にすべきだということを認識しております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 電力を立地するときに、このガス事業の計画はなかったと今御答弁しておりますけれども、沖縄ガスと電力との骨子がまとまるには何年かかかると言うんですよ。その間、村のほうに何らかのアタックとか話とかあったと思うんですけど、全然なかったということは考えられないんですけれど、そのことは。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、御説明したいと思います。

沖縄電力のガス事業化については、村としては関連企業としての誘致ができないかということで沖縄電力さんとは調整をしておりました。しかし、去年の10月ごろに沖縄電力は事業所は設けないと、新設関連企業として事業所は計画

はないということで関連企業の誘致というものは村としてはもう行わないということで協議をしているところです。それ以降のものについては電力とは調整はしておりません。以上でございます。

○議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 何か電力と沖縄ガスだけで進めているような感じも受けられますけれど、村のほうに何らかのあれはなかったというのは考えられないことではありますが、お願いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをいたしたいと思います。

現在、先ほども申し上げているとおり、ルートについては中城村への道路占用許可の調整というのは来ているということであります。ただ、沖縄ガスさんの事業計画等についてはまだ我々のほうでは面会もしておりません。ただ、新聞報道によりますと平成24年3月30日の新聞記事の掲載の中では、LPGガスからLNGガスへ転換を希望している沖縄ガスと沖縄電力は協議を進めているということは承知しております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ルートについて、先ほど潮垣線から西原の産業道路ですか、そこにつなぐということですが、ずっと潮垣線のほうから行くのか、はっきりしたルートをお願いします。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時12分）

~~~~~

再 開（10時12分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 では、安里ヨシ子

議員のルートの件についてお答えします。

ルートについては金曜日にも宮城治邦議員に答弁しましたがけれど、今回、企業立地観光推進課長が潮垣線という話をしていますけれど、潮垣線は2案ありまして潮垣線については潮の潮位が高いということで、そこは適しないということで、案としては泊浜原線を起点に吉の浦線を入れてきまして、泊、伊舎堂、添石、屋宜、当間を通過してファミリーマートまで行って、それから国道を出て国道から和宇慶の旧県道に入りまして、それから真っすぐ行って産業道路を経て、右に右折して南西石油入り口まで行って国道329号線を横断し、県道34号線を経て、それから県道29号も経ながら琉球大学の南口から400メートル行ったところの沖縄ガス西原供給所までのルートとなって1万500メートル、村内の占用としては3,850メートル、ちなみに占用が出れば占用料としては1メートル100円です。ですので年間38万円の占用料となってきます。以上です。

○議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今、ルートの説明がありましたけれども、そのルートについて、そこら辺の住民に対して村としては説明する計画はありますか、このルートの通るところのその住民に説明の計画がありますか。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

ルートの説明については占用になりますので、もちろん原因者は沖縄ガスでありますので、沖縄ガスさんには集落の泊、伊舎堂、添石、屋宜、当間の集落内を入れて行きますので、その辺の説明会をし、同意がなければ村としては占用させませんというのは言っています。これ、去年の11月24日に1回、事前協議を行っておりますけれども、その後は地域に説明会をしたという話は聞いていません。いずれにしろ、沖縄電力さんが地域の合意形成をとらない限り、村とし

ては占用させていけないということになっています。以上です。

○議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 宜野湾市から中城のほうに移り住んでいる方が何名かおられますけれども、中城は世界遺産もあるし、緑もいっぱいあって、そして本当に田園文化村というそういったイメージが強くて、子供たちを育てるにも最高の村だということで移り住んだのに、電力はできるし、その中にまたガスが来るということで非常に心配をしているわけです。全く普天間の基地と同じじゃないかと、普天間基地の中にオスプレイが配備される、こっちはまた石油基地の中に沖縄ガスですか。付近の住民にとっては非常に心配なことです。それで村としてもやはり村民の安全を守るためには、ちゃんとこの村民の安全を確保できるようなそういう説明とか、十分にこの安全を確保できるようにやってもらいたいと思います。

この沖縄ガスさんも本当は村と協議をしてそれからこういう骨子だからということで、地域に説明会をしたいということをやるのが道筋ではないかと私は考えております。ただ、この沖縄ガスさんが泊と久場に説明会をしたいと、じゃあ地元だけオーケーすればそれが可能かどうか、このルートになっているところの人たちにもちゃんとした説明をすべきではないかと思っております。村としても村民の安全を守るために最大限の努力もしてほしいし、ガスが来ることに對しての情報とかそういったものを村民にも知らせ、何か裏で隠しているような感じ、悪いんだけど、そういう感じも受けたりもしますので、ぜひとも村として村民の安全を守るための施策を講じてほしいと思います。

これからいろいろとガス事業の話がちゃんとしたこの形になって出てくるとしますので、そのときはまたきちっとした説明会をお願いしたいと思います。以上で私の質問は終わります。

○議長 比嘉明典 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

続いて4番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

○4番 新垣徳正議員 4番 新垣徳正、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず第1です、横断歩道橋の設置について。

①去る7月4日臨時議会において、中城小学校バス停付近への歩道橋の設置要請が発議提案され、全会一致をもって採択されました。それを受け、議長名をもって国の担当部局である南部国道事務所へ要請書を提出しております。その回答書が8月9日付で議会に届いております。その中で「貴村の地域防災計画に基づく防災事業とあわせて横断歩道橋の整備事業を実施することは、可能と考えております。今後村の防災計画に基づく避難経路整備事業実施に合わせて横断歩道橋の整備について検討したいと考えます」。そこで、村の地域防災計画の策定状況はどのようなになっているのかを伺います。

続きまして2番目に、中城城跡整備計画について伺います。

①整備事業の進捗状況は。当初計画からの変更等がございましたらお聞きしたいと思います。

②完成後の運用、管理等どのようなビジョン、あるいは計画を持っているかを伺います。

大梓3、キャラクターの活用についてでございます。

①で、村のマスコットキャラクター護佐丸の利活用をどのように考えているのか伺います。以上、御答弁のほうよろしく申し上げます。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

大梓1番の歩道橋設置については詳細は総務課と住民生活課のほうで答えをさせていただきます。

大梓2、中城城跡整備計画については生涯学

習課、キャラクターの活用については企業立地・観光推進課のほうで答えをさせていただきますが、私のほうで大梓1番の歩道橋の設置についてでございますけれども、以前にもお話ししたかもしれませんが、総合事務局との勉強会の中でもこの問題を取り上げさせていただきました。議員も御承知のとおり、B/C、いかなれば費用対効果、交通量の多さに対する利用頻度という部分では非常に厳しいものがあるだろうと、現在は全国的にも歩道橋の逆に撤去のほうがふえているということでしたので、それ1点でやりますと、非常に厳しい結果が予想されましたので、今御質問にもありましたとおり防災という観点で考えたときには、避難経路への接続、継続といいますか、そういう部分での話でやらせていただきますということで、今日の御質問にあるとおり防災を基準にした形で本村としても、そこを理論づけてやっていきたいなと思っております。詳細はまた後ほど御説明をさせていただきます。以上でございます。

○議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

○総務課長 比嘉忠典 それでは、新垣徳正議員の御質問にお答えしていきたいと思っております。

地域防災計画の策定状況についてですが、本年度は地域防災計画の改訂、ハザードマップの見直しを予定しております。津波避難経路、予定避難場所の設定、その地権者、所有者と使用協定を締結する計画を持っております。

地域防災計画の策定状況については、来月上旬発注の予定になっております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 それでは、お答えいたします。

中城小学校バス停付近の歩道橋の設置についてですけれども、議員御存じのように同じ回答書が8月9日に村長あてに届いております。先

ほど議員がおっしゃられたように、村長がおっしゃられましたけれども、交通安全の立場ではちょっと設置が難しいということで、今後防災計画に基づいて設置するのが望ましいんじゃないかという回答がございました。以上です。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 新垣徳正議員の御質問、大枠2番、中城城跡整備計画についてお答えいたします。

詳細については①、②とも生涯学習課長より答弁させていただきます。

私のほうからは、やはり中城城跡の整備計画は平成30年度までということとなっておりますけれども、城跡の整備とそれから歴史の道が本村には大変貴重な財産としてございますので、その辺をあわせた活用ということをやはり生涯学習課としても考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

中城城跡の整備計画について、整備事業の進捗状況ということがありますけれど、中城城跡整備事業は、当初、保存修理事業として平成7年から平成26年までの計画でありました。補助事業名の変更等もあり、平成17年に完了年度を平成30年度までに変更してあります。石積みの修復整備は当初、破損の厳しい北の郭から、三の郭、二の郭の順で整備する予定でありました。しかし、平成16年度の台風の影響で二の郭、一の郭の城壁が大きく膨らみ整備箇所の順序を変更しております。

現在でありますけれど、今、北の郭、二の郭の整備は済んでおります。現在は一の郭の整備を進めているところであります。一の郭の整備はあと5年ぐらいかかるんじゃないかなと今考えられております。

次に、完成後の運用、管理等のビジョン、計

画を持っているかということでもありますけれども、完了後は城壁の維持管理を行いながら、城壁と歴史の道を組み合わせた活用、城内から発掘した遺物を展示する博物館の建設を考えていきたいと思います。以上であります。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣徳正議員の御質問にお答えをしたいと思います。

村のマスコットキャラクター、護佐丸の活用をどのように考えているか伺いますということですが、御承知のとおりマスコットキャラクター護佐丸は文化財を生かして、観光活性化を図る目的で平成23年度に観光PR用として、ゆるキャラとして製作をしております。今後も、特に世界遺産中城城跡と中城村をPRして、観光誘客に努めたいと思っております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 1番から順を追って再質問をさせていただきたいと思います。まず、この歩道橋設置なんですが、これは先ほどから村長も答弁なさったように最初は交通安全の面から、どうしても何度か事故があってとても危険な箇所ではないかなと私自身も認識しておりましたし、また特に久場、泊地区の子供たちのバス利用が多くて、やっぱりけがをする確立もそっちのほうが高いということで、PTAの方々もずっと以前から懸念とされていたことだったので、どうしても設置したいなということ、皆さん地域の方々もあったと思うんですね。それが今回、防災という面から、それが可能になってきたというふうな話がございまして、防災でも一番重要ではあるんですが、またそれ両方、交通安全の面にもまたつながっていくことですので、とてもいい方向に向かっていくのかなと思っております。こういう回答書

も寄せられていますので、この回答書に沿って、今後どのようにこの実現に向けて取り組んでいけるのかなという思いがあるんですが、その辺どういうふうに考えておられますか。

これは行政側だけではなくて、例えば私たちのほうからも何か行動できるようなものがあるのかということも含めて。

○議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

○総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

この歩道橋については、この総合事務所のほう、南部国道事務所のほう、防災計画の中で避難道路の設置、工事を含めてでしたら可能だというふうな回答だと思っております。そういうことで防災計画の中で位置づけをし、今後の設置に向けて議会、行政、一体となってやれば可能性も見出すことができるのじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 今、お答えしていただいたのですが、村の防災計画、ぜひその中でもってしっかりとした整備事業的なものを取り入れていただいて、先ほど来月の発注の予定だということで、その件に関してはぜひ改訂されるべきところは改訂して、ハザードマップなどもちゃんとしっかりしたものを提出していただきたいと思っております。

避難用の横断歩道橋の件で質問ではあるんですが、それに関連すると思うのでちょっと質問させていただきたいのですが、この中城小学校だけではなくて、その周辺、特に中城小学校周辺の海拔表示がどのような状況で今設置されているのか、把握できているのでしたらすみませんお願いします。

○議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

○総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

海拔表示については村内50カ所で表示されております。それも公共施設を中心に現在表示されている状況でございます。津波避難経路が

できた場合に、その避難経路の道の中にも表示をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 今後対応ということになるわけですね。ぜひ、この間も文社常任委員会のほうでも、その避難所までの経路を歩いて皆さんで回ったのですが、そこに海拔表示がないのですね、その学校周辺にも見当たらないし、そこへ行く、企業の避難場所まで行く間にも海拔表示の表示がどこにもされていないので、ぜひその辺のほうはとても必要ではないのかなと。子供たちが常にこうやって行ったり来たりするところで意識づけをするためにも海拔表示の早目の設置が望まれると思いますので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それとまた1つ、これに関連してなんですが、中城小学校の避難場所と指定されている沖縄コカコーラボトラーズさんですが、ここはお話を伺ったところ、まだ村とのそういう避難場所的な契約というんですか、そういう連携がなされていないというような話を伺っているんですが、小学校の子供たちだけが多分利用するわけじゃなくて、その地域の添石ですとか屋宜ですとか、その地域の方々も多分そのほうに避難することになる可能性があると思うのですね。その際の村としての、その企業とのそういう連携的なものも必要じゃないかと思うのですが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

○総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

津波避難経路という、経路と場所になると考えております。その使用協定はこの防災計画を見直しする中で、避難経路を指定する、避難場所を指定する、その中で地権者との協定を結んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 ぜひですね、その辺はしっかりとまた行政のほうでも取り組んでいたきたいと思います。

こういう避難場所にしても、避難経路にしても新垣善功議員もよくおっしゃるんですが、必ずその一方向だけのものではなくて、いろんな避難の方法だとか、いろんな避難する経路とかあると思うのです。その三方向から行くとか、横断歩道橋もしかりですね、必ず横断歩道橋を渡るのではなくて、道から渡れるのは、道から渡れると、なおかつ横断歩道橋も利用できるというそういうような幾重にも張りめぐらされた避難の誘導の仕方があると思いますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

次に、大卒の2番のほうの中城城跡の整備についてお聞きしたいと思うんですが、先ほどから御答弁いただいておりますが、どうしても中城村の観光といえば世界遺産でもある中城城跡を中心としてそういう取り組みが多分主になってくると思うんですが、その辺の認識はどういうふうにお持ちでしょうか。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

観光において中城城跡という認識という理解をしておりますが、やはり中城村の観光振興に核となる中城城跡を中心に据えて地域の集落の文化財、集落等と観光資源を結びつけるものであればまたさらに、誘客が広がるのではないかと考えております。さらに、周辺の県営公園との連携が今後大きな要因になるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 まさにそのとおりだと思うんですね、どうしてもこういった世界遺産にも登録されていますので、城址を十分に活用

した観光資源として活用した方向で観光にも取り込んでいけるのかなと考えております。その中で、今年11月、産業まつりなども行われるのですが、その中ではまた地産地消的なもので産地にネームバリューを与えるような島大根ですとか、島ニンジンとかそういうのにもまた観光の資源としての1つの秘められたものがあるんじゃないかと思っておりますので、その辺も大いに利活用していただいて世界中と言ったら言い過ぎかもしれませんが、中城村、中城を発信できたらいいと思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいなと思っております。

先ほども言ったように、なかなか簡単に言っても難しいところがやっぱり観光なのかなと、なかなか目に見えないようなものがありますので、そこでよく観光で今、役場の窓口でいいますと、観光に関しては観光課、先ほどまた生涯学習課のほうは城跡と歴史の道を一緒にしたような取り組みができるのかなというふうな話もされておりましたし、また、もともと村長が会長でもあられますけれど、城址の管理協議会、そのほうでのまたいろんな取り組みがあるんですが、その辺の情報の共有とか多分必要になってくると思うんですね。今でも、この間までは入域収入の件に関しては生涯学習課のほうがやっていたものが今度、観光課のほうに來たと、その辺でちょっとやりとりなんかも出てくるのかなと思うんですが、これどうですか、各担当窓口の情報の共有を図るために、何かそういう取り組みとかございますか。あとそれを一本にまとめていくようなこととか、そういうのはありますか。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

ただいまの御質問は、中城城跡管理協議会と中城村の企業立地・観光推進課の観光について

の連携だというふうに認識をしておりますが、城跡の管理協議会の中には委員として私のほうも参加をしております。その中で予算、それから年間事業計画、そして城跡において事業計画に基づく各おのの事業についてはうちの担当職員を派遣しまして、事業計画の中から一緒になって参加させていただいております。今回からはうちの係長がしっかりと提言もしながら村の基本構想に基づいて観光振興を、同じ情報を共有しながら今のところやっているところでございます。まだ1年目ですから、いろいろな課題点はあると思いますが、目的の一つにして誘客に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。
○生涯学習課長 名幸 孝 今の件でありますけれど、城跡の管理協議会、企業立地、あと生涯学習課ということでありますけれど、生涯学習課は主に保存整備を重点的に置きながら観光に関しても連携をとりながら一緒にやっていく所存であります。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。
○4番 新垣徳正議員 そういうことでしたら、ぜひ頑張ってくださいと思います。文殊の知恵ではないんですけど、こういういろんな方々の知恵を出し合って一方向的な、そういう観光を広げていけるというのはとてもいいことだなと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

整備事業についてなんですが、今県の公園整備事業で進んでいるわけなんです、ちょっと気になることが、整備事業が終わった後の主体となるとは県がどうしても主体となっていくんですか、その辺ちょっと聞かせていただけますか。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

整備後の管理はどこがやるかということにな

りますけれど、基本的には今、北中、中城、県のほうで覚書しております、予定は平成28年度完了ということになってはいますが、いずれにしろ県のほうで管理していくと思います。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 今ちょっと数字的なもので、先ほど終了が平成30年という話をしてたのに、今平成28年というのはその辺のちょっと。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど、生涯学習課の課長の答弁については城跡の修復事業の事業年度となっております。私が言っているのはあくまでも県営中城公園の整備の年度となっております。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 すみません、ちょっと私の勘違いでした。

今、課長答弁なさったように、これ今後もし県の主体的な取り組みになるとした場合に、いろんなやっぱりその中で村長の公約でもあります門前町の構想だとか、いろんな構想を村長お持ちなんです、この村の取り組みにもいろいろ縛りが出てくるのかなという感がするんですが、その辺をどうクリアしていけるのかなとちょっと心配ではあるんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時43分）

~~~~~

再 開（10時46分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

徳正議員の話ですが、門前横丁の話もありました。その中では修復事業、これは教育委員会の生涯学習課がやっている事業ですね。あと県

営事業が行っている中城公園整備事業、その中に門前横丁の話もありますので、その辺も全部加味して今後はその中で検討していきたいと思っています。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 本当に大事な部分だと思いますので、ぜひ今課長がおっしゃったようにそういう県、それで両村の協議会、協議のほうぜひしっかりとやっていただきまして、その辺をちゃんとクリアできるように頑張っていたきたいと思っています。

最後のほう、キャラクターの件について伺いたいのですが、これマスコットキャラクター護佐丸、完成してからいろんな面で活躍なさっているみたいで、広報などもまたいろんなところで写真なり、また実際に見かけたりしてとても和やかな雰囲気で心和む瞬間ではあるんですけど、本当によかったなと思っています。

プロフィールができ上がったということで、私ちょっと事前に準備させておけばよかったんですが、これ課長、プロフィールですね、また議員の皆さんにも後でよろしいですので配布していただければなと思っています。皆さんそれに目を通していただきたいと思います。

それで、私も目を通していただいたのですが、とてもなかなかいいできばえかなと、そういうふうなイメージを持って、そのひとつの物語ができているのかなというふうに思っています。ぜひそれをまた住民の方にも知らせていければなと思っていますが、ただ1つ、護佐丸の愛称、呼称、呼び方、これ何か考えていらっしゃいますか。あれを見ると何か護佐丸で終わっているのですね、以前私もちょっと質問の中でしたことがあるんですが、護佐丸君だとか、そういうかわいい愛称で呼ぶほうがまだ住民にも受け入れやすいのかなというふうで話したら、何か君は使えないとか何とかいう話をされていた覚えがあるんですが、その辺どう考え

ているんでしょうか。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたしたいと思います。

やはりかわいらしく呼びたいんですが、村の英雄として、我々はすごい英雄として考えています。この辺についてはまたみんなと御相談をしながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 何でもないようなことではあるんですが、これとても大事なところだと思うのですね、例えば日本中のあちらこちらのゆるキャラと言われているものをちょっと拝見したら、仮に今何かそういう愛称的なものがあって、またそれに付随してちょっと都市伝説的なものが完備されて、それだけのためにそこに行くという方々もいらっちゃって、例えばおしりをさわったら安産になるとか、そういうふうな都市伝説的なもの、ただちょっとそれに付加価値がついただけでもすごい、今もうネット時代でそういうような中からたくさんの観光客の方がそれだけのためにも訪れるという、社会現象にもなるぐらいのものなんですね、キャラクターというのは。だからその辺は本当に大事な物ではないかなと思っていますので、ぜひ。私の考えとしてはその愛称を公募してもいいんじゃないかなと、村民の方に公募、こうこうこういうのがあってその護佐丸の愛称として公募したいと、何かにそれに付加価値的なもので、何かキャッチフレーズみたいなものをつけてとか、そういうふうなことも可能じゃないかなと思うのですね、その辺はどうでしょう、公募するという点に関しては。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え

したいと思います。

護佐丸という丸もついているということもありますが、今議員御提案の案も良案だと思ひまして御検討させていただきたいと思ひます。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 ぜひそういうのも御検討していただいて、もっともっと住民の身近に感じられるような城跡であってほしいなと思ひております。

それで、子供たちの夢を壊すようでちょっと言いにくいところもあるんですが、この活用方法ですね、今ずっと村の担当課の方が活用なさっておるのですが、これをそのまま今後も続けていこうと思ひておるのかちょっと聞きたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたしたいと思ひます。

現在、確かに1体というんですか、1体ありまして、それをイベントに使うときには夏場になると10分ぐらいしか動けなくて、四、五人ぐらいを動員させて今地域イベントには参加している状況であります。本来、観光のPR用にといいことでしたが、議員御承知のとおり地域からの人気がありまして、地域イベント等にも極力、日程が合えば参加するようにしております。その中で、やはり嫁さんはいないのかとか、それから子供はという話が聞こえてきます。そういうことですが、大分このキャラクターは高価なもので一般財源から工面できなくて補助事業でいただいたような感じでもあります。今後、いろいろ地域の御要望にこたえるようにいろいろな情報を取りながらできる限り地域の考え方に、要望にこたえるよう、2体も3体もできればいいと思ひます。御検討させていただきたいと思ひます。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 そうですね、どうしても高価なものですので、そういう面では難しいところがあるのかなと思ひのですが、でもこれよく村長もお話の中にあるんですが、護佐丸こそ沖縄らしいんじゃないかということですね。いつも護佐丸がつけば沖縄だというふうな認識で持っておられるようなので、これも護佐丸そのものなんですよ、その辺でもまたそういう一括交付金的なものも利用できるんじゃないか、その辺もまた知恵を絞っていただいてやっていただければなと思ひておりますが。

というのが、もう1つ気になるのが、これもとてども現実的な話になるんですが、大体これは利用するというのが休日やら祝祭日が多分多くなってくるんじゃないかと思ひていらっしゃるんですね、そうなるとうちでも職員の負担がふえてくる、1人、2人ではできないということで、5名、6名というふうな感じになってくるので、職員負担がどんどん、どんどんふえてくるんじゃないかなというのが懸念されるんですが、その辺はどうですかね。というのが、この間も城址のほうで頑張っていたいたのですが、地域の青年会だとかPTAだとか、そういう若い人たちがボランティアでも多分やってくれるような空気はあると思うんですね、その辺とも関連して、その辺どう考えているかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思ひます。

今の御質問は護佐丸を地域に貸し出すという考え方でよろしいでしょうか。

先ほどもお話ししたとおり、やはり中城村の観光のイメージキャラクターでございます。職員も今、一生懸命そういうPRに向けての振りであるとか、行い方であるとか、それを課として統一に持っていこうというのがプロフィール

をつくったわけでございます。そういうこともありまして、この内容からやはり地域の貸し出しになると逸脱する場面もあるのではないかという課題は残ります。いずれにしても、やはり少ない人員ではありますが、今のところ村職員が、うちの課の職員が一生懸命頑張っているところで地域イベントへの参加をしっかりとこなしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 課長、それも一理あると思うんですが、というのが、こういうことに関してはどうしても地域のほうでかかわりたい方もいっぱいいるんです、頑張っておられる中こういうことを申し上げたら何なんです、やっぱり職員の方は休日なんかだったら出勤扱いになりますよね、お休みのところ。これは財政の負担にも一応つながるということなんです、こういうこと。そういう中でボランティアがかかわるということで、そういう負担も減らせる、職員の負担も減らせるというふうな考えもできると思うのです。というのは、今課長がおっしゃるようにむやみに貸し出してしまったら高価なもので扱いが雑になってくるんじゃないとか、そういうことも懸念されるというお話なんです、ただ、そういうのも1つの規約的なもので定めをつくってやっていけばまたそういうような思いを持っている人たちにしてもそんな邪見に扱うようなことはしないと思うんです。ぜひその辺は今後、検討されるべきことでもないかと自分は思っていますので、これからどんどん、どんどん今先ほど言われたように子供さんがふえるかもしれないし、嫁さんもまた2人も、3人もその当時はよかったんですからあるかもしれませんので、どんどんふえていく可能性もありますので、その辺の検討もぜひやるべきではないかなと思っておりますが、ぜひその辺検討いただけますか。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に今の御意見、十分検討に値すると思っております。個人的には職員が行って、すべてがそこに、責任所在の問題があると思うのです。ですからボランティアの方々非常にこの気持ちは大事ですから、これをいただきながら、例えばそこに3名行く職員を1人にして、あとは二、三名またボランティアの方にやっていただいて、その責任所在だけは村の職員がやるとか、これはこれから話し合っていきますけれども、非常に建設的な御意見ですので十分に我々もその御意見をいただいて、このキャラクターが活発に使えるように、余り狭めずに門口は大きく持ちながらやっていきたいなと思っております。

○議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 村長、ありがとうございます。まさにそのとおりだと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

行政も住民協働のまちづくりがモットーだと思いますので、ぜひ住民の皆さんと一緒に考えて1つのものをつくり上げていくという形にいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。私の質問を終わります。

○議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（11時00分）

~~~~~

再 開（11時10分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

○6番 與那覇朝輝議員 6番 與那覇朝輝、これから一般質問を行ってまいりたいと思います。通告書を読み上げてまいります。

施政方針のフォローというところでやってお

ります。ちょうど半分ほど過ぎておりまして後6カ月足らず、6カ月ですね、いい時期だと思って取り上げました。

①沖縄振興特別推進交付金、一括交付金について、現在決定している事業名及びその事業費、また現在交渉中の事業及び今度どのような事業を交渉予定しているのか伺います。

②中城南小学校開校に伴う上地区の交通不便の解消、通学路における子供の安全を確保するための通学バスの運行、またコミュニティバスの導入についてはどのようになっているか進捗状況を伺います。

③歴史の道の整備事業で「ペリーの旗立岩」の整備の進捗状況はどのようになっているか伺います。

④優良田園住宅の建設促進に関する基本方針の制定に向けた県との協議、また県農業協同組合との業務委託はどのようになっているか伺います。

⑤沖縄自動車道中城パーキングエリアで実施した村産品販売の成果はどのようになっているか伺います。また、特産品の開発や販売について今後どのような取り組みを予定しているか伺います。

⑥村道城跡線改良工事における1工区、2工区の工事は予定どおり進捗しているか伺います。また、今年度は、どの地点からどこまでの工事を予定しているか伺います。ということで、中身としては盛りだくさんということで1個、1個これは十分論議の対象になる部門ですが、簡潔に答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠では施政方針のフォローということで①から⑥でございしますが、①のほうでは企画課のほうで答弁をさせていただきます。②につきましては教育委員会及び企画課のほうで答弁をさ

せていただきます。③につきましては生涯学習課、④につきましては農林水産課、⑤につきましては企業立地・観光推進課、⑥につきましては都市建設課のほうで答弁をさせていただきます。

私のほうでは主に④の優良田園住宅制度の建設促進に関する基本方針の部分ですけれども、まさにこの④の優良田園住宅につきましては、私の肝いりという形で推進をさせていただいております。詳細はまた後で御説明いたしますけれども、現在、沖縄県のほうと非常に根を詰めた交渉を行っております。私のほうでも農林水産部とも関連いたしますので、農林水産部のほうとも懇談会の中でも取り上げさせていただきました。ただ、少し懸念をされるのが、沖縄県でもこれ初めての試みといいますか、初めて導入する形になるものですから非常に慎重と、それと情報収集に手間取っているようなことが懸念をされておりますけれども、それもこれは想定内でございますので、それも踏まえて今現在進んでいるものをしっかりと県に熟知をしていただいて、そして中城のほうにこの制度の導入を認めてもらいしっかりとやっていくという方針は変わりませんので、これはこの制度ありきで私も根を詰めて一緒にやっていきたいと思っております。後はまた担当部署のほうで答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 與那覇朝輝議員の御質問②です。中城南小学校開校に伴う上地区の交通不便の解消、通学路における子供の安全を確保するための通学バスの運行について答弁させていただきますけれども、御存じのように中城南小学校の開校が平成25年4月ということです。上地区の交通不便を解消するため、それから通学路における子供の安全を確保するための通学バスの運行は予定どおりバスを購入することも含めて今検討している次第です。基本方針は変わ

りませんけれども、最初、一括交付金の対象から外れているということでございますので、また一般財源からということになります。以上でございます。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

沖縄振興特別推進市町村交付金についてでございます。

現在、内閣府から内諾を得ている平成24年度の沖縄振興特別推進市町村交付金の事業及び事業費でございますが、9月13日現在で14の事業で、事業費総額といたしましては4億6,408万円でございます。

事業ごとの名称及び事業費につきましては本日配付いたしました別紙資料1のとおりでございます。まず、吉の浦会館建設機能強化事業が1億73万5,000円。学校施設窓ガラス遮熱対策事業1,940万4,000円。災害対策避難道路整備事業1,300万円。歴史資料図書館建設事業1億1,744万円。地域防災計画策定事業458万4,000円。護佐丸島むん農業活性化4事業3,267万6,000円。中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト事業198万3,000円。仮戸籍等電子化事業2,616万3,000円。とよむ中城産業まつり事業500万円。緊急災害避難広場整備事業1億円。Jアラート受信機導入事業644万8,000円。防災行政無線撤去及びスピーカー等増設事業1,187万7,000円。ごさまるDeマッコ事業1,600万円。児童館子育て支援センター運営強化事業877万円でございます。

また現在、内閣府と調整中の事業につきましては9月13日現在で7事業、事業費総額としましては8,378万2,000円でございます。事業ごとの名称及び事業費につきましては、本日配付いたしました別紙資料2のとおりでございます。

ごさまるエネルギープロジェクト事業300万円。中城城跡石垣調査事業3,300万円。学校ICT環境整備等学習意欲学力向上推進事業

3,004万8,000円。きめ細かな児童生徒支援事業716万6,000円。国際理解人材育成事業204万円。沖縄文化推進事業502万8,000円。きめ細かな乳幼児支援事業353万6,000円でございます。

現在、内諾あるいは調整中の事業を合わせますと事業費総額としまして5億4,786万2,000円となることから、今後新たな事業にかかる交渉の予定はございません。しかし、調整中の事業で内諾が得られなかった場合、または事業費総額が5億円に達しなかった場合につきましては新たな事業の掘り起しも必要であると考えております。

次に、コミュニティバス導入についてでございます。

通学路における子供の安全のほか、交通弱者への対応の観点から本村におけるコミュニティバス導入の検討を行っております。本村は国道329号沿いの平たん地域と、南上原などの台地地域の高低差がある地形の中、平たん地域と台地地域を結ぶ公共交通がなく、また、県道29号線を走る路線バスにつきましても朝夕1本のみの運行となっております。日常生活で自動車が一般化している中で、自動車を利用できない高齢者や障害者、児童生徒、学生など交通弱者につきましても不便と家族の負担、経済的負担があるものと認識をしております。村におきましては村民を取り巻く公共交通への要望と、現在の公共交通の問題改善に向けて検討、さらに今後の取り組みなどを目的に村内一周バスに関する村民アンケートを7月から8月にかけての2カ月間実施いたしました。約6,500世帯に配布し、8月末現在で747件を回収して現在その回答につきまして集計を行っているところでございます。コミュニティバスの導入は地域住民、特に交通弱者の移動手段を確保することにより自立した日常生活及び社会生活に寄与することを目的としなければならない、その目的達成のためには住民ニーズに沿った地域の公共交通のあ

り方を検討しなければならないと思っております。しかし、一方では本村の厳しい財政状況も考慮しなければならず、あらゆる方向から検討していかなければならないと考えているところでございます。村といたしましてはでき得る限り村民の要望にこたえていきたいと思うと同時に、現在の生活バス路線の再編整備を促進することもあわせて検討していきたいと考えております。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。
○生涯学習課長 名幸 孝 それでは、私のほうからは③番、歴史の道整備事業でのペリー旗立岩の進捗状況はどのようになっているかという質問に対してお答えいたします。

ペリーの旗立岩の整備は、本年度平成24年度に測量、土質調査、発掘調査、劣化状況など各種の調査を行います。それに基づきまして整備方針や工法を検討し、平成25年度から整備工事を行う予定であります。以上であります。

○議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは④について答弁させていただきます。

まず、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の制定に向けた県との協議の進捗状況ですが、まず平成23年度には基本方針案を作成しまして、その後、県の窓口担当部局となります土木建築部の住宅課と事前協議をいたしまして基本方針制定に向けた村の意向と、あとは制度説明等を行っております。

平成24年6月には県に基本方針の協議文書を提出しておりまして、県の関係部局である土木建築部の住宅課、あと建築指導課及び農林水産部の農政経済課との協議を行っております。その後、県のほうから基本方針に対する質疑等の照会があり、質疑等に対する回答について9月初旬には本村の優良田園住宅建設促進調整会議

により意見を決定いたしまして、回答を提出しております。今後も県の関係部局との協議を重ねていきながら、協議を整え基本方針の制定に結びつけていきたいと考えております。

次に、県農業協同組合との業務委託についてであります。平成24年4月には委託契約を締結しておりまして、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の制定に向けた業務について人的支援、指導、アドバイザーとして関係部署及び関係機関との協議調整への対応及び会議、関係機関への提示資料などの作成業務等を行っております。以上で終わります。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、與那覇朝輝議員の⑤の質問にお答えをしていきたいと思っております。

沖縄自動車道中城パーキングエリアで実施した特産品販売の成果はどのようになっているか伺います。また、特産品の開発や販売について今後どのような取り組みを予定しているかという御質問にお答えしたいと思います。

まず、平成24年7月14、15日の2日間、及び8月11、13、14日に3日間において中城パーキングエリアにおいて中城村の特産品ミニ販売会を実施しております。参加した事業者は4事業者ではありますが、県内外のパーキングエリアを利用する、訪れるお客さんにのぼりも立てながら中城村の特産品をアピールしてきました。やはり、初めてのことでありますが、事業者については個人事業者ということで販売がなれていないところもあります。せっかくいい商品ができ上がったのに積極的な販売方法等、それからラベルについてやっぱりぱっとしないところもありますので、その辺が課題が残っている状況であります。今後、ほかにも特産品を開発した事業者も村内にはいらっしゃると思いますので、その辺の事業者の拡大も図りながらまた継続し

ていく予定であります。

今後の取り組みとしましては、やはり今回の実施したものを反省、また課題は解決しながらお客さんの反応を見ながら商品の改良や品質向上に現在努めているところであります。さらに、新商品開発については試食会等の機会の創出を図っていかねばならないだろうなとも思っております。今後の販売については、やはり中城パーキングエリアでもうしばらく知名度を高めていきたいなということを確認しながら中城城跡管理協議会とも調整をしながら、城跡に多数お客さんが訪れる情報をキャッチしまして、その日程に合わせて特産品を販売する方法も1つの検討事項かなと思っております。

いずれにせよ、今後さらに販売できる機会をふやして自信を持たせることが一つの前進かなと思っておりますので、努力していきたいと思っています。以上でございます。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
○都市建設課長 新垣 正 では、與那覇朝輝議員の大枠の施政方針のフォローの⑥の村道城跡線改良工事における1工区、2工区の工事は予定どおり進捗しているか伺います。また、今年度は、どの地点からどこまでの工事を予定しているかを伺いますについて答弁させていただきます。

工事としては予定どおり進捗しています。また、今年度の工事については1工区側から引き続き工事を300メートルを10月中旬ぐらいに発注し、公民館前を通過して1140番地付近まで工事を予定しています。以上です。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 それでは、1個1個関連質疑あるいは確認をしていきたいと思いますが、まず、一括交付金関連です。いい資料が出てきておりまして、これがちゃんと進むめられているということですので、あとは未内諾の7件ですね、その獲得に向けてぜひ頑

張っていただきたいと思います。これは資料請求ということをごここで申し上げようと思ったんですけど、もう事前に出てきておりますので進めてまいりたいと思いますけれども、この一括交付金に関しての取り扱いは中央との絡みもかなりあるのかなとも思いますので、とりあえず県との交渉事項ではありますけれども、東京サイドの動きにも微妙に関連するかとも思いますけれども、しっかり獲得できる分は積極的にひとつ対応して、交渉していただきたいと思います。

②に移りたいと思います。この通学バスのスケジュールは検討中、進行中ということでしたけれども、もうちょっと具体的に仮運行あるいはどういう段取りで進めていくのかお願いできますか。

○議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

○教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

まず、当初、一括交付金で運行管理、車庫、事務所、バスの購入等を予定していたのですが、一括交付金から外れたということで村の財政的な負担も今考慮しながら、通学バスの運行について今検討をしております。

テスト運行については3月の中旬ごろを予定をしております。その前に具体的にはじゃあどういうふうになるのかというのがまだ一括交付金絡みでまだ正式に決まっていませんので、それが具体的にどういうふうにするというのが決まり次第、またそれに基づいてテスト運行とか具体的な流れを調整したいと思います。以上です。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時35分）

~~~~~

再 開（11時36分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

訂正と、答弁追加であります。

教育総務課長 比嘉朝之。

○教育総務課長 比嘉朝之 失礼いたしました。

3月中旬ごろというのを訂正いたしまして、遅くとも3月ごろまでには行いたいと思います。テスト運行については、遅くとも3月ごろまでにはやりたいと思います。以上です。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 あやふやな答弁で少し心配になるんですけど、まず、じゃあこれは一括交付金がだめだということであれば、その後の2台の計画等はどのようなのですか、これは村の負担で進めるということで今までやってきておまして、それ当然そうやらないと通学、開学には間に合わないと思うのですけれど、この件はどんなになっております。

○議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

○教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えします。

今回、一括交付金ということから外れたということもあります。そのために当初はバスは村で購入をして、その運行委託を、委託も含めてどうするかというのを検討するということだったのですが、そのバスも含めて委託できないのかということも含めて今検討をしているところです。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 何かテスト運行前のところで今引っかかっているような感じがしますので、もう4月というのは、先ほども申し上げましたけれどあと6カ月しかありませんのでこの件は早目に詰めて作業を進めないと開学に間に合わない可能性もありますので、ぜひそれは早目、早目に対応してもらいたいと思います。

これは後日またいろいろ村側からの提案等あるいは議会のほうでも何かあるかとも思いますので、そこでまた具体的にはやってもらいたいと思います。

そうしますとこれは、シルバー人材センターとかのかわりも持てるのかと思ったのですけれ

ど、これもちょっと先送りの感じですね。

企画課長からありましたコミュニティバスのアンケートの件もまだこれは集計中なんだろうかと、それとも締め切りをしてもう分析しているところなのか、お願いします。

○議長 比嘉明典 その件に関して、村長からまた答弁させます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 コミュニティバスについてお答えいたします。

コミュニティバスにつきまして企画課のほうでお答えいたしますけれども、先ほどの通学バスについて議会でしっかり方針と決定事項をお話ししておきたいと思います。

議員がおっしゃるように、平成25年の4月には開校がもう決まっておりますので、必ずそこには通学バスはもう運行しております。結論は決まっているということです。今、お話ししているのは一括交付金でできればやりたいというものがあるがこれが不可能という結論が出ましたので、それであれば財政状況もかんがみながら、これは我々が財政的に余裕のあるやり方といいますか、それは追及すべきではないかということで、議員がおっしゃったシルバーのお話だとか、あるいはリースの話だとか、買い取りの話だとかいろんな我々の選択肢を今広げて、その中から財政的に負担の少ないものを努力して採択しようと、そして、ただし平成25年の4月には必ず通学できるようにするために、後ろのほうから今スケジュールを立てているといいますか、それに向けてこういうことをします、こういうことをします、ここまでで決定しますという形でやっていきますので、これは財政の部分が非常に大きくなりますので、今、教育委員会からの答弁よりも私のほうの答弁のほうの方がよろしいかと思って今答弁をさせていただきました。以上でございます。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 コミュニティバスについてお答えいたします。

7月から8月にかけてアンケートの調査を行いました。現在はその集計を行っている、ほぼもう終わりつつあるんですけれども、そういう段階でございます。ただ分析につきましてはまだこれからでございます。以上です。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 分析はまだでしたら、この特徴的な内容とか、まだ具体的になっていないと思いますので、それはまたその時点でのことでやります。

今さっきの村長の答弁ですけれど、これは非常に大事なところですので、我々議員もですが、村当局もぜひ4月の開通、開学には間に合わせるようやってもらいたいと思います。

あと、これはこのアンケートの件はかなり回収率が悪いなという気もしますが、ぜひこれもしっかりと分析検討してもらいたいと思います。

3点目、歴史の道について、ペリーの旗立岩についてですけれど、これは先ほど調査委託あるいは4カ所かに分割発注しているみたいですが、それぞれの進捗状況とか今現状はどのようになっているのですか。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

先ほど答弁しましたが、分割発注ということではありません。一括発注しまして測量とか土質、発掘、劣化の状況を確認するということでもあります。進捗状況ということでもあります。今、発注の準備をしているところであります。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 契約は今からだといいことですので、これもしっかりとやってもらいたいと思います。

昨日の新聞でしたでしょうか、八重瀬町で一括交付金でこの港川遺跡というのを個人所有地

を購入して開発して、観光の目玉にしたいという記事が載っているのですけれど、このペリーの旗立岩というのは場所的に非常に眺めもよくて、しかもこの歴史の道の新垣の山に関しては中間点あたりで、休憩場所としてもすぐれているし、現在も見晴し台みたいなものがありますけれど、そこら辺に単なるこの予算の範囲じゃなくて、もう一歩進めて開発、この観光の休憩地にしてもいいんじゃないかと思うのですけれど、そこら辺の感触はどんなふうに考えておりますか。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

ペリーの旗立岩に関しましては、今、ペリーの旗立岩とあと新垣グスク、旧集落跡と一緒に国指定の文化財指定を今考えているところであります。

それを指定していき、指定になりましたら平成26年度ぐらいから指定に向けて動いていきたいと思います。先週、新垣自治会の役員に説明会を行っております。その説明会には国指定に向けて村は考えているということで説明しております。それを観光地にできないかということがあります。それもこれから十分観光地にできるとしますので取り組んでいきたいと思います。以上であります。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 地元で説明会等を行っているということで非常に結構なことだと思います。これは一括交付金で先ほどの八重瀬町の話は、今からあれは交渉になると思うのですけれど、いずれにしても、もし向こうに駐車場とかあるいはもっと広場を確保できるのであればいろいろ今のお話も含めて、新垣グスクも含めて非常にいい場所になると思いますので、周辺の墓とか問題は幾つもあるかと思うのですけれど、そういうのも整備していけば結構だと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

それから4番目、優良田園住宅制度に関してですが、これは先日この連合審査の際でしたでしょうか、建設常任委員のほうから資料もいただいておりますけれど、この中で先ほどの説明のとおり7月に県から質疑事項の照会がありということでしたけれど、これ回答は先ほど済んでいるという回答がありましたですけれど、手早くやってもらわないと、これは先ほど村長からも肝いりというコメントがありましたとおり、大体こちら側から仕掛けて県との交渉を積極的にやっているものの、私が知る限りでは一番これが近ごろ目玉じゃないかと思うのですけれども、これに関して県への回答はしたということですが、この中の取り組みとか今後の解決の方法というところで、この基本方針案の策定には県との協議を整えることは必須であり、県としては県内初めての事例であるということですが先ほどもありましたですけれど、とても慎重であるような書き方をしているのですけれど、これはこちら側からある意味では仕掛けておりますので、ぜひ積極対応をして県庁に足を運ぶとか、村長も当然やっていると思うのですけれども、これはぜひこちらからの積極的な働きかけが非常に大きな課題になると思いますので、そこら辺はよろしくをお願いします。

この農協との件は、先ほどちょっと説明がありましたけれども、もうちょっと具体的に細かく説明してもらえますか。

○議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今現在、農協の職員とまだ具体的といいますと、まず、この例えば県とかあと村の調整会議等々で協議が行われる場合に、その場での資料の当然提供とかあとはその辺、県からのいろいろ問いに対しての回答についてのちょっとアドバイスの的なものをしてもらっております。当然、

今も、まず毎週というのはなかなか日程的にいかないんですけれども、かわり等は極力毎週1回はその件に関しての勉強会等々を行うようにしております。以上です。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 週一ペースで調整して交渉しているということで、ぜひこれは成功させてもらいたいと思います。

それから⑤です。中城パーキングエリアで2回ほど実施したという話は今さきほど、報告がありましたですけれども、この販売の実績が全然ないんですけれど、これは統計取るほどの数量じゃなかったということでしょうか。お願いします。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

販売量については、パーキングエリアの事務所に納品をします。それから、売り上げの20%をパーキングエリアが取って、それから銀行への口座振り込みということで、今のところ金額等については村としてはわかっていないという状況であります。以上です。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 回数を今後も取られるということからすると、やっぱりこの実績が一番の目安になりますので、ぜひ、2回目は1回目より少なかったといったら、これはもうやる気もなくなりますので、ぜひこの集計が一応、民間では一番、売り上げが幾らあったというのが次はまたどうしようとか、売れたのを多目に取組むとか、次の対策も出てくると思いますので、ぜひこれはやっていただきたいと思います。

それと、これも新聞に出ていました、琉球大学の先生の講演会を持ったみたいですが、これは8月でしょうか、ここの新聞記事の中で

「直販あるいは通販、加工なども含めて6次産業化を意識し、優良品は登録権利の保護をすべき」という記事があるんですけど、こういう村産品といういろいろ出ているんですけど、そこら辺はどんなふうになっておりますか、いろいろそういう登録の関係ですね、権利の保護の関係。島ニンジン、島大根とかそういう。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

6次産業の分野からの登録というふうな御質問だと思いますが、やはり6次産業の工業的な農業という解釈であります、今言う特産品に関してはおのおの企業のほうで、県の登録商標の中で大きく言えば特許のほうだと認識はしております。6次産業での農産物関係のものについては農林水産課あたりの分野の範疇だと考えております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 当然この取り扱っている業者さんが、いろいろ登録等々とか、この権利の確保は主体ですけど、でも村のブランドとしている以上、やはり行政のバックアップも必要だと思いますので、そこら辺の情報交換も進めていただきたいと思います。

この新商品の企画とかも先ほど触れておりましたですけど、沖縄市は何か50万円を上限にブランド推進事業というので補助金も出しているやに聞いておりますけれど、当局のほうはあっちこちの市町村の情報を持っていると思うんですけど、それも1つの方法だと思いますので、50万円は大きいのであれば、そうじゃなくても一生懸命新商品を開発しようという人はたくさんいるはずですので、そこら辺も取り入れていただけたらと思っております。

それと、今度の広報に出ているアタイグラー朝市というのが非常にいいアイデアじゃないか

など。今100円ショップが登又にも3カ所ぐらいありますけれど、やっぱり一生懸命の人の中にはおりますので、そういうふうに全村的に集めてみんなが盛り上がりたければいろいろな商品も出てくると思いますので、そういう検討もお願いいたします。

朝市ですから12時に終わるという感じですけど、たまには夕市にして交流会を持つとか、いろいろそこら辺も硬軟いろいろと取り入れてやっていただければと思います。

最後に、城跡線の件ですけど、これは今度の発注工事に排水路が2本ほど表示があるんですが、これは道路直下だけやるのか、それともちょっと延長して整備するのか、その件はどのようなになっていますか。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

排水計画については2本の1メートルのボックスカルバートが入りますけれど、既存の道路の範囲で、既存の排水につけかえていく工事です。以上です。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 じゃあ道路真下だけということの解釈になるわけですか。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路下での排水工事となります。以上です。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 1年前ですね、去年の3月ごろもらった資料では平成24年度の複数の発注工事という表示があるんですけど、これは今回は1件だけの発注になる予定ですか。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今やっている工事、1工区、2工区については債務負担行為のお金でして、今年度予算については今月交付決定しますので1件だけの工事となります。以上です。



○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 この企画からもらったこの事業の概要では、平成25年度で事業期間終了というふうになっているんですけど、これは延長されていることになりますか。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時59分）

~~~~~

再 開（12時00分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、與那覇議員が持っている資料は資料決算の中での平成25年までになっていますけれど、都市建設課としては、今の予定としては平成26年度完了を目指しています。以上です。

○議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

○6番 與那覇朝輝議員 平成26年度まで延長するということで了解したいと思います。いろいろ部分、部分で取り組みが遅れているところがありますので、ぜひ現場とよく相談して期限どおりの完成をよろしく願います。

これで終了したいと思います。

○議長 比嘉明典 以上で6番 與那覇朝輝議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（12時01分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて2番 新垣博正議員の一般質問を許します。

○2番 新垣博正議員 昼明けの1番目で質問いたします。

昨日の体協の陸上競技大会、皆さん大変お疲れさまでした。朝早くから遅くまで本当にお疲れだったと思います。その関連でタイミングよく今日は体協行事に関する質問を取り上げてま

いりましたので、これから質問通告書に従いまして一般質問を行います。

1、村体協のあり方について。

①近年の体協事業の現状について。

1）競技種目増による負担の増加が懸念されているが、どう認識しているか伺います。

2）男女、壮年合わせて17種目ありますが全く参加のない字体協もありますが、それらに対する対策を考えたことがあるか伺います。

3）地域間において人口規模や、選手、指導者の力量に格差が余りにも広く競技にならないなど、見ても参加してもつまらないなどの声が上がってきます。抜本的な見直しを考える時期に来ていると思いますが、当局の所見をお伺いします。

4）郡大会の予選も兼ねるとあるが、実質選抜方式が主に行われているが、形骸化していないか伺います。

5）投てきのやり投げ、円盤投げなどの危険を伴う競技への対策はどのように講じているかお伺いいたします。

そして②の表彰規定について、大半が競技の専門部長の推薦により各字代表者会議においてすべてが決定されているが、厳正な審査機関を設け乱発することは見直したほうがよいと思うがどのように考えるか伺います。

大枠の2番目、学校教育について。

①スクールカウンセラー、ソーシャルケースワーカー等の配置はどのようなになっているか伺います。

②教職員の正規雇用率はどのような現状か伺います。

大枠の3番、村道の維持管理について。

①伊集区内の村道拝所線の上部は全く維持管理がなされず車両も通行できません。排水路も不備で常に路面がぬかるんでいる状態です。改善を望むがどのように対処していくか伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1番、村体協のあり方につきましては生涯学習課のほうでお答えさせていただきます。

大枠2番の学校教育につきましては教育委員会、村道の維持管理につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは村体協についてであります、村長に就任して約2カ年間私も体協長を務めさせていただきました。そのときにも議員御指摘の部分というのは私も多少違和感を覚えたものもあります。

例えば、陸上競技大会が昨日行われましたけれども、当初、4年前当時、非常に競技場も余り状態がよくない中でスパイクを履いている人と、履いていない人の違いが大きく出たり、そういう意味合いから競技場の整備を進めていたり、あるいは目を覆いたくなるような競技種目などがあって、それはもう即刻、廃止をさせていただきましたけれども、多少の改善はやってきたつもりですけれども、今現在に至るまで議員の御指摘のようなものがもしあるとすればやっぱり改善もしていかなくちゃいけないのかなと思っておりますけれども、この詳細につきましては、生涯学習課のほうで今後どうやって対処していくかお答えをさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 では、新垣博正議員の大枠2番、学校教育についてですけれども、詳細について、教育総務課主幹より答弁させていただきます。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 それでは、新垣博正議員の質問についてお答えいたします。

村体協のあり方について、①近年の体協行事

の現状について1)です、競技種目の増による負担の増加が懸念されているが、どう認識しているかということについてお答えいたします。

村体協としましては、並行して開催できる競技は同日に行い競技日数を減らすようにしております。また、各体協は今、状況がちょっと違うと思います。多くの種目に参加して総合点で上位をねらう体協、特定の種目の参加で優勝をねらう体協が見受けられます。各体協に合った参加になっているのではないかなと思っております。

続きまして、2)男女、壮年合わせて17種目がありますが、全く参加のない字体協があります。それらに対策を考えたことはありますかという質問でございますが、確かに人数は少なく参加が全くない体協が3体協ございます。参加が難しい体協には、別の体協からの参加も今認めている状況であります。これから参加のない体協と競技し、対策を考えていきたいと思っております。

3)番です。地域間において人口規模や選手、指導者の力量に格差が余りに広く、競技にならないなど、見ても参加してもつまらないなどの声が上がってきています。根本的な見直しを考える時期に来ていると思っておりますという質問でございますけれども、昨日の陸上競技場をちょっと回数に入れていませんけれども、それまでの行われた競技について報告したいのですけれども、人口規模での競技の差は余りないのではないかなと今、考えております。今年度の競技で、最も人口の多い津覇、南上原、久場体協は各種目、1種目の優勝にとどまっております。逆に、人口の少ない浜、安里、伊舎堂、泊といった体協も各1回の優勝となっております。ちなみに一番優勝の多いのが伊集体協が4種目の優勝となっております。

続きまして4)郡大会の予選も兼ねているということがありますが、実質、選抜方式が主に行わ

れているが形骸化していないかという質問でございますけれども今、確かに中頭大会に同じような方が出場しているのが現状でありますけれども、村大会を行わないと逆に同じ選手がずっと中頭大会で出場することになりまして、新人選手の発掘が難しくなるということで、どうしても村大会が必要だと考えております。

5) は投てきや、やり投げ、円盤投げなどの危険を伴う競技への対策はどのように講じるかということですが、投てき種目の安全対策は、円盤投げに関しては本年度、新たに囲いを新設しまして今安全対策を図っております。また、同じく、やり投げや円盤投げに関しても競技役員の配置の強化を図っております。

次に、②の表彰規定でありますけれども、大半が競技の専門部長の推薦により各字代表者会議においてすべてが決定されているが、厳正な審査機関を設け乱発することは見直したほうがよいのではないかという御質問でありますけれども、体育協会の表彰の規定につきましては平成21年4月10日から施行されておまして、体育協会の表彰規定に基づき表彰しておりますので乱発はないと考えております。近年、陸上競技で優秀な競技者が多く、表彰者が大変多くなっております。このことに関しては逆に大変いいことではないかと今考えています。

ちなみに、平成21年度から施行いたしまして平成21年度は表彰者はありませんでした。平成22年度に16名の表彰を行っております。内訳をいいますと、陸上競技が13名、あと体協長が1人、卓球、ゴルフ各1人ずつとなっております。平成23年度も表彰者はございませんでした。本年度、平成24年度は10名を表彰しております。内、陸上競技が9名、空手が1人という表彰となっております。以上であります。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（13時42分）

~~~~~

再 開（13時42分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 失礼しました。

審査機関を設けることが必要じゃないかということでの問いでありましたが、ただいま漏れておりましたけれども、確かに審査機関は設ける必要があると考えます。これから検討していきたいと思います。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 新垣博正議員の大枠2、①についてお答えいたします。

スクールカウンセラー、ソーシャルケースワーカー等の配置はどのようになっているかという件ですが、スクールカウンセラーについては県教育長より週1回、中学校に1名、小学校に1名配置され、教育相談業務を行っております。また、村の教育相談員が週1回ずつ、村内小中学校を巡回し相談業務に当たっております。また、スクールソーシャルワーカーも同じく県教育庁が派遣事業を行っていますが、中頭地区では小中で5校の配置になってますが、本村は対象外となっております。該当しておりません。

②教職員の正規雇用率はどのようになっているか伺いますという件ですが、本村、小中の教員、正規雇用、正規本務職員です。79名、臨時任用教員が11名ということで正規雇用率は85.1%となっております。以上です。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 では、新垣博正議員の大枠3番の村道の維持管理の①について、伊集区内、村道拝所線上部は全く維持管理されず車両も通行できません。排水路も不備で常に路面がぬかるんでいる状態です、改善を望むがどのように対処していくか伺いますについて答弁させていただきます。

平成23年度の9月定例会議でも答弁しました

が、議員が指摘する当路線の山手側150メートルが未整備で雑草に覆われて通行もできない状況であります。そのために、村道拝所線整備の補助メニュー等がないか、関係機関に対し調査を行ってまいりました。交通量の頻度や土地利用の観点、それから費用対効果をかんがみした場合、補助事業での整備は該当するものではなく、村費対応での整備になることから時期尚早ではないかと思われます。また、今年度も各自治会から道路、排水路等の維持管理の要望箇所が多数あり、整備する箇所の優先順位を決めて整備を行っているところであります。村道拝所線に関しても当面は維持管理で除草作業を行い、機能回復に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 それでは、詳細についての質問を行います。

体協の現状です、課長はほとんど選手にしか目が向いていないんじゃないかなと、答弁を全体的に見て私は感じております。やはり、体協を運営していくには下支えをする人たちが、たくさんの人たちの力で支えられているんですよ。選手だけに目が行って、それを支えていくというスタッフであるとか、ボランティアであるとか、あるいは各字の皆さんがどんなに苦労しているかというのは余りわかっていないんじゃないかというふうに感じております。種目がどんどんふえていって、今度は1日で消化できるように複数の種目を1日でというふうな形で集約をしているというように答えましたが、こういう現象になると出られないところが必ず出てきますよね。そしてすべて得点制に持っているものですから、無理して参加点稼ぎで3点欲しいからということで出るものですから、素人ができるような競技と、ある一定やっぱり訓練というか練習をして鍛えた中でやらないと危険も伴うような競技と、そういったのも

あるんですよ。そういった意味ではいきなり得点種目として加えて、この競技団体の人たちがぜひ開催してほしいというような要望があってどんどん入れられてきていると思いますが、こういった中で10チーム以下ぐらいの種目の大会も結構ありますよね、そうすると棄権でも何チームかがやったら、もういきなり決勝というような、みすばらしいような大会になっているというのも結構あるんですよ。そういったものもしっかりとこういう種目については、種目団体の専門部長を通じて普及とか強化していくような促し方も必要じゃないかと思います。そしてぜひ、各字を回ってみて意見を聞いたほうがいいと思います。一番はひざを交えて何とかいい大会に盛り上げていきたいからどのような協力が必要なのかということをコミュニケーションを図る必要があると思います。

特に、私からの提案としては、やはり青年層が今どんどん少なくなっているというのが目に余るようなところがあって、やはり体協はイコール青年会の強化。青年会もまた体協を通じて組織を強化していくというふうに私は思いますので、その青年層の強化に対してどのような手だてをしているか、まず聞きたいと思います。お願いします。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

ただいま、参加数の体協が10字以下の種目が大部分あるということです。確かに言われるとおり、今ぱっと見た段階でも5種目ほどあります。ただ、その種目がほとんど女子の種目なんです。女子バスケット、女子バレーボールというのがあります。こういった種目をちょっとなくすのはこれまで伝統もありますし、非常に残念ではないかなと今考えております。その辺にしましてはまた各部と協議してやりたいと思います。

先ほど新たにありました青年層への呼びかけということがありますがけれど、確かに今、青年

層の参加が非常に少なくなっております。各自治会そうなのですが、青年会という団体が少ないのも実情であります。ただし、自治会単位では、まとまらないけれど同級生単位でまたまとまっている青年層もございます。その辺をどのようにまた体協として組み入れていくかはちょっとまた考える余地があると思います。以上であります。解決策にはなっておりませんけれど、そういったことをちょっと考えながら対策を考えていきたいと思っています。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 競技の日も、私も大体の種目には会場に行っておりますが、朝来たら携帯電話で選手を呼び出す光景というのが、私もやりますけれど、そういうような状態が非常に最近続いています。それで何とかかんとかクリアしてこの競技に参加しているというような状態が続いている、もういつかはやはり足りなくなって、不参加という状態に陥らないかなということで、心細くなるような思いがしております。ぜひ、そうではなくて、かつての中城がスポーツが盛んで会場あふれんばかりの球技もそうですし、陸上競技も応援が非常にすごかったというふうな歴史もあります。あれがいつか復活するだろう、復活するだろうというように心の中で念じながら歯をくいしばってみんな、各字の幹部の皆さんは必死になって支えていると思います。そういったところを、いま一度、やっぱり立ちどまって、前の課長にも提案をしましたが、やはりあり方の検討委員会みたいのを、仮称ですけども、立ち上げて声を拾っていくということも、ちょうど体協は昨日で年次の行事としては大きなものが終了したと思います。ゴルフがチャリティーですか、残っているようではあります。立ちどまって、もう一回、いろんな角度、最初だけではなくて、それを支えている人たちの声というのを拾い上げながら、改革できるところはこういったところがあるか

ということを、ざっくばらんにでもいいですから、出していくという機会を設ける考えはないかどうか伺います。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

確かに、各字体協とのそういった話し合いというのはこれまで持たれてなかったんじゃないかと十分もう自負しております。

過去、3年前から陸上競技が終了した日に今、体協長、副会長、自分、あと事務局4名で今、大体2カ所から、3カ所の体協を回って各字の体協の状況、いろんな話し合いを持ちつつあります。今回も昨日は伊舎堂と泊体協に行ってきました。このようなことを地道にやりながら、また各体協の現状、これからどうしていくかは話していきたいと思っています。

確かに検討委員会も必要だと思います。これもまた検討していきたいと思っています。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 ぜひ、声を拾い上げる努力をしていただきたいというふうに思います。

そして、いろんな提案もあるんですけども、やはり小さいマイナーの競技と言ったら失礼になるかもしれませんが、周知させる意味でも何か記念的なものやってみてもいいんじゃないかなと思います。例えばバドミントンであるとか、卓球であるとかというのは出るところと出ないところは大体、固定化してきているんじゃないかなと思います。そういったところ稀種目について普及を促す上においても、例えば来年度からは南上原のほうの中城南小学校が開校していきますよね、3校の小学校区単位で対抗戦をやってみるとか、校域でチームをつくってみて、盛り上げていくような記念大会みたいなものを実施するとか、そういったものも1つの案じゃないかなと私は思っていますので、提案していきたいなと思っています。それもぜひ検討してみてください。

そして次の郡大会の選抜です。これもほとんどもう決まりきっているような感じがする部分があるんですけども、仮に選抜するにしても地域の体協にも了解を得てこれらがなされているかどうか確認したいと思います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

競技によってですけど、各部でちょっと今ばらばらだと思えます。競技によっては体協長まで確認して出場する競技と、個人にだけの通知になっているところがあると思えます。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 その辺も情報をぜひ共有して選抜方式をとろうが、こういった方式をとる場合においても、そこに該当する選手がいる場合はやはり各字の体協長の了解をしっかりととりながら、代表ですからある意味では名誉でもありますので、その辺を送り出す気持ちもありますので、ぜひこのような形をとっていただきたいと思えます。

そして郡大会は非常に我々の範疇からはかけ離れていて、どのようにやられているか私は1回も見たことないんですけども、もし郡大会が本当に予選を兼ねてまでやって、選抜で送ってこれだけ表彰もしているというような場所が設定されているんですけども、郡大会に対して応援ツアーみたいなのをつくるようなこともできないんでしょうか、むしろそのほうをやったほうが、なるほど代表で送られた皆さんはこのような形で活躍しているのかというようなことも拝見できるような機会もある意味ではつくれるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えします。

応援ツアーということがありますが、今、郡大会の場合はほとんど土曜日、日曜日の2日間で競技が行われております。競技の会場もばらばらで、それをツアーを組むとしたらちょっ

と難しい状況にあります。自分の好きな競技は見たいけれど、ほかの競技には興味がないという方々もおりまして、今、村体協としましては事務局と体協長、二手に分かれて一応、応援ということには行っております。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 あと、盛り上げていくアイデアとして、あるいはまた確認したいのがあるんですけども、昨日の陸上競技を例にとりますけれども、体協長と副会長がしっかりと各字の体協のテントに回って来て、激励のあいさつを交わしました。非常にうれしい場面でした、やはり応援に来ている人たちも体協長の顔も身近で知らない人もいて、石原昌雄さんは有名だからみんな知っていますけれども、こういう細かい心遣いというのはとても大切だなというように感じていました。村長も別の公務に行ったということでしたので、ぜひ時間があるときは役員の皆さん、各字のテント、せめて職員の皆さんは自分の出身地のテントに行行って激励してあげたり、いろんなコミュニケーションをとるという時間をつくってもらいたいなと思いますね。選手とパソコンにばかり目が向いていて、競技ばかり目が向いてて、やっぱりテントで下支えしている人たちのところには目が向いていないんじゃないかなというふうに思います。昨日、皆さん自分の出身地のテントに行かれましたか、若い職員の皆さんは結構行っていましたよ、選手も兼ねているから。でも幹部の皆さんは余りテントの周辺で見かけるのが少なく、ぜひ声かけしていただきたいなというふうに思います。

教育長も各テントを回りました、回っていないですね。やはりいつもいろんな議員さんから現場を見なさいとかってよく言われますよね。何もこれは車を出して行くような場所じゃなくて、歩いてちょっと行って、激励してコミュニケーションを図って、問題点がどこにあるのか

というのを聞き出すとても絶好なチャンスだし、村民と触れ合うというチャンスでもあると思うのです。これだけ一堂に会して村民が集まるイベントってそうそうないと思うのです。祭りのときか、こういう陸上競技とか大きな大会があるときぐらいしかないと思うんですよ。やはり、こういうことをやると問題点が見えてくると思います。例えば、改修工事をしたと村長はおっしゃいましたけれども、丁寧に行っている分、頑丈につくり過ぎてフェンスでぐるぐるに張りめぐらされて、出入り口がテントのほうになくて、テントの積み上げ、搬出は大変苦労していますよね、あの光景は見ていますか。脚立を持って来てみんなフェンスの上から重いテントを担ぎ上げるんですよ、けがしないのが幸いだったと思うぐらいです。だからああいったのも問題箇所というのも何とか改善できないかな。お年寄りが応援に来たら、自分のテントの前まで来たけれど登れない、またぐるっと大回りして行く、中には帰った方もいるんじゃないかなと思うような光景でした。やっぱり、管理者の都合でこうつくったかもしれませんけれども、この辺はぜひ改善していただきたいなと思います。

そして、各この芝生席に通じる通路、昨日の雨で非常にぬかるんでいました、そして泥もたまっているもんですから、これを各字の体協のテントを立てた後、皆でまた水をはき出すということで結構苦労していました。そういうふうに水抜きがしっかりしていないなという場面も回ってみると気がつくと思うんです。これだけじゃないと思います。そういった意味ではぜひ回っていただきたい。今度の日曜日はまた小学校の運動会がありますので、ぜひPTA会長さんあたりを引き連れて回ってみて、ひとつのお父さん、お母さんともあいさつを交わすいろんな情報も得られるし、問題点もあるし、日ごろ言いにくいような話もざっくばらんに話がで

きるんじゃないかと思います。そういった機会をぜひつくってもらいたいと思います。

そしてもう1つ、職員の皆さんが結構役員をやられていると思いますが、これは職務で携わっているのか、ボランティアでやられているのかどうなのか確認したいと思います。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

ボランティアで行っております。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 ということは、ボランティアということは私も幸いしているなと思います。選手とか各字の体協もそうですから、これが職務でやっていて代休を取っていたというふうな形になると不平等も生むんじゃないかなと思いますので、その辺はひとつ確認をとってよかったと思います。

そして、次の投てきのほうです。今年はなかったのですが、いつですか円盤投げが控えている子供たちのところに飛んできて、あわや危険な状態でした、当たらずに幸いだったなと思います。よく報道でも投てきが当たってけがをしたというような事例が報道されます。一流の大会ではないので投てきに慣れていない人たちが参加してくるケースが多くなると思いますので、その辺は職員を配置して危険対策をしているとか、ネットを高くしているとか、というのは物理的な対策なので、できれば日ごろからの、特殊な種目だと思いますので円盤投げを例えばやる場合には、そういった選手をある程度把握をして指導していくというふうに必要なじゃないかなと思います。そして、ある一定のまた標準記録も設定していくべきじゃないかなと思います。そうするとある程度競技に熟知しないとこの競技は簡単には参加できないんだよと、けがに伴うし、ましてやけがをさせてしまうという危険性があるよということをわかっていくんじゃないかなと思います。その辺の標準

記録の設定とかそういったのも私は必要じゃないかなと思います、どうですかね。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

標準記録ということがありますけれど、標準記録をとるためにまた、大会をやらないといけないというふうになることが出てくるんじゃないかなと思っております。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 何でこれは、自己申告制でもある程度いいんじゃないですか。これぐらいの設定するよということです、何年かやっていくと守ってくるんじゃないかなと思いますし、また、これは参加点欲しさに出てほしくないとは私は思っているのですよ。どうしてもやはり3点でも積み上げていけば上位に行きたいというチームにとってはそういうことをやるんじゃないかなというふうに思っていますし、危険を伴うものですから、私はできたら廃止したほうがいいんじゃないかなというふうな意見のほうなんですけれど。競技をやっている人にとっては大切な種目だから廃止しないでほしいという意見もあると思いますので、早急には決められないと思いますが、地域のスポーツ振興の上においてはそのような発想も必要じゃないかと思います。以前にハードルなんかもやめましたよね、20キロメートルもやめましたよね、棒高跳びも、確かやめたと思います。やっぱり危険を伴うという部分といろいろな事情があったと思います。そういった意味で、マイルリレーも一発決勝という形にして、時間短縮に役立ってきています。やはり、もう一努力して、時間短縮を図れないものか、これ検討していく考えはありますか。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

先ほどありました投てきとか、そういったもの参加点ということがありますけれど、参加点

はないです。上位8名にしか点数はございません。あとは競技の取りやめとかそういうものの話ですけども、これまでも棒高跳び、ハードルとか、確かに取りやめてきております。これから、昨日は特に陸上競技大会自体が延期になった関係で、参加者が特に女子の参加が少ない競技がございました。こういった競技もこれからずっと継続していくのか、また取りやめていくのかはその現状を見ながら把握して、各体協とも協議して検討していくつもりであります。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 余り遅すぎると片づけて反省会となると翌日にも支障を来すというような状況にもなってしまうので、時間短縮もぜひ再度努力をしていただきたいということを要望して次の表彰規定の質問に移りますが、じゃあ名幸課長は非常に表彰規定は素晴らしいことだというお話。じゃあ、資料を見ないで今年表彰された人の名前を覚えているかどうか答えていただけますか。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 名前は全員は覚えておりません。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 それぐらい表彰した割には記憶にも残らないというふうな状態になっていたら、この選ばれた選手の皆さんもちょっとかわいそうだなというふうに思います。名誉あることではあると思います。これは私も認めたいと思います。でも、毎年のごとく推薦されたら100%オーケーになっているんですよ。そして各字、代表者会議で決定するというように規定の中でなっている。代表者会議ではほとんどがもう決まりましたみたいな感じで、この選手の皆さんにも通知しています、次は呼びますというふうに言っていて、何も決定じゃなくて報告というような形でしか受けとれない。審査機関が必要というのは私はそこなので、その推

薦した中からさらに厳選して選んでいくという方向に持って行ってほしいと思うのですが、どんなですかね、規定を変えることができますか。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 規定に関しましてはこちらではちょっと変えることができるかということとは言えないと思いますけれど、体協の総会でそれは決定されることだと思いますけれど、規定の変更については可能だと思っております。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 規定の変更は可能ということではありますが、体協の中ではとても雰囲気的に言いにくいですよ、何となく決めないといけないみたいな雰囲気があるような会合ですから、やはりこれは厳選していくというふうにやらないと、例えば私が見たら二十歳の選手が中頭大会で優勝したから表彰されているというケースもありますね。この人は将来県大会で優勝するかもしれない、あるいは全国的な選手に花開くかもしれない、昨日も試技がありましたように、ああいうような可能性を秘めている選手かもしれないので、もうちょっと成長を見守っていく必要もあるんじゃないかなと思います。

そしてもう1点は功労した人は何も選手だけじゃないですよ。もらっているのは選手以外では元の体協長が1人表彰されておりますけれども、何十年も地域には下支えした人たちがたくさんいるんですよ、やっぱりそこに目を向いてないというのは反省はありますか。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

確かに、各体協で長年、功労者というのはいえると思います。これに関しても各体協から推薦があれば表彰できると思っております。先ほどありました十九、二十歳の方の表彰についても過去に表彰したいということで話をして、自分

はまだこれからだということで断られた件もあります。また人によれば、いやもう、自分はどうこれが最高だと、ぜひ表彰をお願いしますという方もおられますので、将来的にという話もありますけれど、各自でちょっと異なってくると思います。村体協としてはその表彰規定に該当すればその人に伺いを立てていくつもりでございます。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 それと、この規定の中にはない項目として問いたいただきたいのがありますが、もしこれはあんまりマイナス的な発言かどうかというふうに受けとらないでください、表彰した人がその以後に不祥事とか起こした場合にその後の決定事項はどのようになりますか。

○議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 大変難しい問題でありますけれど、これは体協、体協長、各字体協とも協議して決定していきたいと思います。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 この項目はどこにも書かれていません。職員の不祥事もありました、嘱託職員の。まさか起こらないだろうというようにみんな思いますよ、起こしてほしくない気持ちがありますから。でも、オリンピックで金メダルを取った人だってああいう事件を巻き起こすというケースがあって取り消しになったりしますよね。だから本当は起こってほしくない、でも起こる可能性はゼロではないし、実際に起こっているケースがある、その中には何の規則もないからさじかげんで、感情で裁くというような形になってしまう。だから私はこういったものは慎重に選んで乱発しないで、この人たちが地域に返っても地域の体協を下支えする人になってほしいという思いがあってその話をしているんですよ。選手の記録をとにかく言うつもりはありませんし、褒めたたえられるようなこ

とだと思いますので、大いに表彰規定があることもいいことだと思いますが、選び方に私は問題があるんじゃないかなということで指摘をしておきたいと思います。

それでは次の学校教育についての質問を行います。

スクールカウンセラー、ソーシャルケースワーカーです。スクールカウンセラーは巡回等でやられているようですけれども、ソーシャルケースワーカーの重要性というのはどの程度認識されているか伺いたします。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

子供たちの問題行動の背景というのが心の問題、それから家庭、友人関係、地域における環境とさまざま絡み合っている場合が多いことがあります。学校だけでは対応できない困難な事例に対してこのスクールソーシャルワーカーというのが各関係機関と連携をとりながら進めていくという点で非常に重要な仕事だと認識しております。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 重要な職務というふうに認識しているということですので、その役割をやっぱり学校現場とも相談をしながら、ぜひ本村にもこのソーシャルワーカーをつけてもらえないかなというように思いますが、一括交付金を活用してこのソーシャルワーカーを採用していったというような事例もあるようですけれども、それは伺っていますか。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 大変申しわけないのですが認識不足なんです、市町村でそういうソーシャルワーカーを採用していたという件に関しては私は周知しておりません。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 これ、資料の中に県採用と、市町村採用の資料があって、市町村で採用していつているのが国頭村、本部町、うるま市、沖縄市、宜野湾市、与那原町、宮古島市というふうになっているようです。国頭村のほうは当時資料を作成したときは、予算は確保しているけれどまだ人材がいなくてということでゼロ名になってはいるんですけども、そういうふうに各小さな自治体でも配置を始めてきている。その背景にはやっぱり重要な役割があるという、いわゆるソーシャルワーカーとかというのは今までは病院とか福祉施設等で職務としていた人がほとんどだったと思いますが、学校現場にも福祉の視点で援助する方法がないかということが近年検討され始めておりますので、その辺の配置をぜひ考えてください。

今、学校ボランティアがそういったものを、専門家ではないんですけども、ある意味カバーリングしている部分があるかと思いますが、学校ボランティアが頑張っている現状というのはどの程度まで把握されていますか。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

学校現場でのボランティアの活用ということなんですが、まず読書関係で読み聞かせのボランティア、それから児童の交通安全立哨指導におけるボランティア、それから特別支援教育における支援のボランティア等々、そのほかにも各教科、領域等の授業における支援という形でも保護者の皆さんにもお力添えをいただいているところです。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 今、おっしゃったことをぜひ、点検評価報告書にも書いてほしかったんです。学校支援ボランティアの項目がなくて、

どのような現状なのかを我々が把握して知る資料もない、やっぱりこれは漏れじゃないかなと思います。この辺にもちゃんと目を向けてボランティアの皆さんも評価点検して、課題なども見つけて、今後はまたそのことにどういう支援が必要なのかも検討してもらおう考えがありますか。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

教育委員会の点検評価についてなんですが、今、予算がついている事業についての項目で点検評価、それから有識者の意見等もらっております。

今、おっしゃったとおり、学校現場におけるボランティアの活動、学校支援ということも大切な要素になりますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 それでは、次の質問に移ります。

村道の維持管理です、課長が答弁したとおりでいいと思いますが、せめて溝をしっかりと直してもらえれば下の舗装された道路までぬかるむ必要も何もないので、予算の範囲内、優先順位の範囲内で結構ですので手をつけてもらいたいなと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会（14時20分）

平成24年第8回中城村議会定例会（第19日目）				
招 集 年 月 日	平成24年9月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年9月25日（午前10時00分）		
	散 会	平成24年9月25日（午後2時36分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	欠 席
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員	10 番	安 里 ヨシ子		
会議録署名議員	9 番	仲 眞 功 浩	10 番	安 里 ヨシ子
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都市建設課長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住民生活課長	新 垣 親 裕	上下水道課長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小橋川 富 雄	教育総務課長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生涯学習課長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 長 主 幹	喜屋武 辰 弘
	健康保険課長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 7 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に1番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○1番 伊佐則勝議員 皆さん、おはようございます。1番、伊佐則勝です。これより通告書に基づきまして一般質問を行います。

大枠の1番からいきます。大枠の1番、し尿等下水道施設の東部清掃施設組合への加入についてでございます。

去る、4月9日開会の臨時議会で、し尿等下水道放流施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため、東部清掃施設組合への加入が可決され、平成26年度に新施設での稼働移行が予定されています。以下、質問します。

①中城、北中城村の両村管理運営から広域処理加入への経緯を伺います。

②広域処理加入は、時宜を得たものと思うが最大のメリットを伺います。

次に、大枠の2番、旅券事務の市町村移譲についてでございます。

旅券の申請、作成、交付等は都道府県知事の処理する事務とされているが平成18年に旅券法の改正があり、旅券事務申請受付、1次審査ですね。それと旅券交付の市町村移譲が可能となりました。以下質問します。

①現時点で県内で移譲を実施している市町村数を伺います。

②住民福祉の行政サービスの向上の観点から、ぜひとも本村でも旅券業務を担うべきだと思うが、当局の考えを伺います。

大枠の3番、コミュニティ事業の助成について。

昨年12月、奥間自治会念願の児童公園が公民

館隣に完成し、子供たちの憩いの場として活用され、区民から大変喜ばれております。自治会の自己資金での土地購入、村からの資材提供、区民による公園整備により完成の運びとなりました。ある意味、自治会の自助努力によるモデルケースになるかと思うが、予算的に運動遊具等の設備は十分ではないのが現状でございます。将来を担う子供たちの健全育成に寄与する広場をさらに充実させるため、コミュニティ事業メニューで未整備の運動遊具への助成支援を願いたいどうか。以上、簡潔かつ前向きな答弁をお願いいたします。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番、し尿等下水道施設の東部清掃施設組合の加入についてでございますが、これは私のほうで中北清掃管理組合の副管理者として答弁をさせていただきます。

大枠2番の旅券事務の市町村移譲につきましては住民生活課でお答えをさせていただきます。

大枠3番、コミュニティ事業の助成につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

まずは、私のほうでし尿処理についての①中城、北中城村の両村管理運営から広域処理加入への経緯をお伺いしますということですが、端的に申し述べさせていただきます。

まず、村長に就任してまず最初に懸案事項として上がってきたのが、このし尿処理施設の老朽化でございました。それによって新たに建設する日が近々起こり得るということで、私どもとしましては現在の場所に建築するのか、あるいは新たに場所を探してやるのか検討を重ねてまいりました。そうこうしているうちに、土地の地主さんからは土地を買い取るか、土地を解放してくれ、言うなれば出て行ってくれという二者択一を迫られる事態となりました。

そういう意味で、いろんな方法を考えておりましたけれども、ちょうど御承知のとおり南風原、与那原、西原のほうでし尿処理施設の建設が始まるという情報をキャッチいたしまして、早速、東部清掃のほうにこれを打診をいたしました。当初、非常に厳しい状況でありましたけれども紆余曲折、ここでは申し上げませんが、紆余曲折ありまして最終的には国・県の承諾を得られればいけそうだということになりまして、両村長、国・県との折衝を重ねながら最終的に結論から申しますと、予算面でも、予算面というのは補助率の問題です、補助金、補助率、そして3町の同意があればいけるだろうということで承諾をいただきまして現在に至っております。

現在としましては順調に進んでまいっております。

②のほうの広域処理加入は時宜を得たものだと思うが最大のメリットのお伺いですが、最大のメリットは何といいますが、もう資金的な部分で、財政の部分で大きな財政負担の軽減につながっております。単純計算ではありませんけれども、ハード面で約最少で見積もっても一億四、五千万円、最大では3億円以上の負担軽減につながっておりますので、ハード面だけで、ハード面というのは施設建設、土地取得を含めた部分でございます。それだけを見ましても数億円の負担軽減だと、それプラス毎年の運営費ということになりますと、運営費の計算はまだ出しておりませんが、間違いなく運営費のほうも軽減されるという目算は出ておりますので、計算は出ておりますので大変意義深いといえますか、有意義な東部清掃への加入だと自負をしております。

あとはまた所管課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 それでは伊佐則勝

議員の大梓2の①と②についてお答えいたします。

まず、①のほう。旅券事務権限移譲の県内市町村の状況なんです、平成24年度4月1日現在で28市町村が移譲しております。

それから②について、旅券事務の権限移譲を担うべきではないかということですが、これも住民福祉の観点からメリット、デメリットを勘案して検討したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

コミュニティ助成事業の件でございます。

地域への助成支援としまして、財団法人自治総合センターが実施する宝くじ社会貢献広報事業がございまして、集会施設やコミュニティ活動備品の整備を行っており、他の自治体におきましては運動遊具への助成を行った実績がございまして。

平成25年度募集につきましては10月ごろに始まる予定でありますので、その時点で申請をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、沖縄県におきましてはコミュニティ助成事業の予算が限られております。該当する一般コミュニティ助成事業は1市町村につき1件の申請枠であり、必ずしも要望する県内すべての団体が採択されるというものではございません。また、単一の自治会等からの申請は基本的に100万円を超えるものでなければならぬこととなっております。仮に本村におきまして複数の自治会から要望が出された場合には、庁内の選考委員会において選考することとなりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、コミュニティ助成以外ですが、中城村地域活動支援事業がございまして、地域住民が利用する遊び場やスポーツ広場等の整備に対する助成事業であります。50万円を限度とするものでありますが、連続して交付することはできま

せんのでその辺は御理解をいただきたいと思います。

現在、またほかに活用できる助成事業がないかどうかを調べているところでございます。以上でございます。

○議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

○1番 伊佐則勝議員 それでは、順を追って再質問を行います。

まず、大枠の1番について、広域処理加入への経緯と、最大のメリットについて村長より御答弁をいただきました。全く同感でございます。途中からの広域加入折衝交渉に当たり、当局の努力に対し敬意を表しておきます。

東部清掃施設組合議会議員の一員として本定例会の諸般の報告のとおり、去る7月に先進地視察の機会を得ました。それを参考にして、直接、私の関連する管轄する部門ではございませんけれども今後の課題に関連しまして青葉苑の焼却施設の老朽化に伴う新設の対応、あるいは最終処分場の計画等を前提にしたとき財政規模等を見た場合に、広域行政処理の方向性を持つべきだと思うが当局の考えはいかがでしょうか。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 答えいたします。

基本的に議員がおっしゃるように、広域化という部分については私も積極的に推進をしていきたいと思っております。例えば、青葉苑につきましては今、中城と北中城で運営をしておりますけれども、この部分につきましては毎年もう本村だけでも3億円前後の負担金が出ているわけですから、その部分の軽減をするために、うわさ程度では御承知かもしれませんが、今、おっしゃったように最終処分場の建設がうまくいきますと、その分がかなりの部分で財政的に負担が軽減をされます。3億円前後の負担が一挙に1億円以下に軽減をされる計算が出ておりますので、今それを北中城村の新垣村長ともに、もちろん議員の皆様方の協力も得ながら、今そ

れを推し進めている段階でございます。これもいいよいよ大詰めに来ているといえますか、もうその場所も選定に入って、そこでやればこういう計算になるというシミュレーションも出ておりますので、それに向けてやっていきたいと思っております。青葉苑についてはそういう形でやっていきたいと思っております。

ほかの施設も広域化という部分では、御承知のとおり葬祭場、火葬場だとかそういう部分も広域化でやっていこうだとか、いろんな形、いろんな施設の広域化が今、検討されておりますので、それは本村としては積極的に広域化につながる部分の施設ということであれば、積極的に参加をして推進をしていきたいと思っております。

○議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

○1番 伊佐則勝議員 次に、大枠2番の旅券事務の市町村への移譲の件でございます。

有識者による今回の県の事業仕分けの中でも旅券事務は市町村へ移譲すべしと指摘されております。

先月、資料収集と説明を受けるため、旅券センターを訪ねた際、待合室は満席状態で席がなく、立ち尽くす人も多数見受けられました。多分、夏休みの影響で混雑したことも考えられますが、時間帯によっては普通に2時間待ちの状況も、あるいはそれ以上の待ちの状況もあるとのことでした。それを前提として次に4点ほど質問をいたします。

まず1つ目、平成23年度実績の県全体と本村の申請件数。

2つ目、県の実績データに基づく本村の1日平均申請件数と、その処理時間。

3つ目、県からの支援としての交付金は。

4つ目、窓口開設を前提とした場合、当然業務量はふえると考えますが、業務効率を上げることと現状人員での対応は可能か。まずは以上4点、御答弁をお願いします。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。
○住民生活課長 新垣親裕 それではお答えいたします。

まず、平成23年度現在の旅券事務の申請人口、そして中城村の申請人口ということがまず1点と、あと、その所要する時間、そして3点目に中城村に交付金が幾らぐらいあるか、それと窓口の現状で対応できるかどうかという点、4点でよろしいでしょうか。それについてお答えいたします。

まず、1点目の平成23年度、沖縄県の申請件数が3万6,089件ございます。その中で中城村が515件ということです。

あと、その1件に対する所要時間なんですけれども、まず県のほうでは平均で30分から40分ぐらいの、所要時間がかかるということでございます。

あと、交付金なんですけれども、中城村の場合は515件に対して48万2,040円の金額が交付される予定でございます。

あと、窓口業務は現在の状況で対応できるかということなんですけれども、現在、移譲業務は、まず申請すると交付までということで、申請だけを村で受け付けるということは事務移譲の中ではできないというのが基本です。ですので申請すれば交付まで、今現在、旅券事務所のほうでは約1週間以内で交付できるものが、中城村でやるともう2倍の2週間はかかるということになります。1次審査、2次審査がございまして、そういうことになります。

それとあわせて、所要時間が県のほうでやると30分から40分かかかるものが、恐らく村では、中城では40分から1時間ぐらいかかるだろうというように想定しております。

それとあと、515件、総人数で割ると1日当たりが大体2件から3件ぐらいというふうに思っております。その中でも、もし夏休みとかあるいは長期休暇、あるいは卒業シーズンとか

そういう場合の1日当たりにするとおそらく10名程度は来るだろうということを予想しまして、それすると現在の状況では窓口の混雑が予想されると。なので、ちょっと検討する余地があるなというふうに思っております。以上です。

○議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

○1番 伊佐則勝議員 課長も資料をお持ちかと思えます。繁忙期、ただいまの答弁、質問、答弁に関しましては平均的な1日の流しということで2件程度というふうなことでございますけれども、忙しいとき、繁忙期には10名ほど殺到する日もあるんじゃないかというふうなお話でございまして。多分にそういうケースも出てくる可能性はございます。資料の中で、繁忙期の8月分の資料もお手元をお持ちかと思えます。実際問題、これは昨年のいわゆる旅券事務所で資料でございまして。まず夏休みの8月、申請件数が44件、1カ月ですよ。平均の所要時間が1.5時間、要するに年間を通した平均の時間数が2.1時間でしたすかね、県の資料からすると。逆に繁忙期の8月が若干なり少なくなっているというふうなデータとしては出ております。ただし、先ほどの課長答弁にあるように、日によってそういうふうなケースは出てくるかと思えます。ただ、それを前提として窓口がもう大変混雑してしまうというふうなことについてはずっと継続してそういうふうな事態が起り得るというふうなことはないんじゃないかなと思っております。

次に、質問を移ります。

移譲による村民のメリットそしてデメリットについてはどのように考えているか答弁願います。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

まず、メリットのほうなんですけれども、住民は役場で申請交付ができるということで、身近で申請できるということと、あとは経済的負

担、交通費等が少なくなるというのがメリットというふうに思っております。一方、デメリットは先ほどちょっと重複いたしますけれども、まず交付が1週間でできたものが2週間かかるということです。それから、あと申請時間が役場の窓口のほうでやると少し長くなるだろうというふうに思っております。

あと、先ほど同じようなことなんですけれども、繁忙期のときに窓口が混雑するということが最大のデメリットじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

○1番 伊佐則勝議員 メリットの部分に関しては同じような認識を持っております。デメリットに関しましては、若干こう私の考えと開きがあるのかなというふうな思いはします。

まず、時間がかかり過ぎますよというふうなこと、ただしこれを例えば現在、実際に窓口を開設している中部圏内からすると、比較すると人口的に全くほぼ同程度の比較資料がないんですけれども、例えば北谷町、あるいは読谷村あたりの資料を見ますと、まず北谷町で我が村の約1.5倍の人口がありますか。そこで年間で平均をとりますと約1日4件程度、これは平成23年度の実績で991件上がっております。一方、読谷村の人口が我が村に比べますと約2.2倍ぐらいになりますか、平成23年度末で申請件数が1万1,106件、所要時間が4.5時間というふうな数字が出ております。同じく、いわゆる8月の繁忙期、北谷町で逆に落ちて3.8時間、読谷村のほうは逆に伸びております、約5.9時間というふうなところなんです。4次計画の中で10年後に人口を2万2,000人と想定しておりますね。もう既に今現在、我が村のですよ、10年後の人口も既に通り越している北谷町、読谷村で繁忙期でその件数である。それからすると今のデメリットの数字というのは、もっと精査をしなければいけないのじゃないのかというふうな思い

はしております。ただし、南上原、どんどん人口がふえてまいります。結構、申請を対象とする方々も中には多くいらっしゃるかと思いますし、夏休みのやはり学生の申請も多数上がってくるかと思います。ただ、課長がおっしゃるような件数のように、余り懸念することもないんじゃないかなというのが今の私の考えであります。そこら辺はさらに検討を、デメリットの部分に関して検討をしていただきたいなと思っております。

それとあわせて、例えば村で窓口を開設した場合、旅券センターではもう手続できませんよというふうな御理解をされている方もいらっしゃるかと思います。そうではないわけですね。結局、居所申請をすれば例えば近くに那覇に職場を持っていると、あるいは那覇の学校に通っているというふうな、むしろ村よりも旅券センターのほうが利便がいいというふうな方については申請時に居所申請をすれば旅券センターで申請ができるというふうなこともありますので、そのデメリットの部分に関して旅券センターで居所申請をすれば緩和されるというふうなケースもカバーできるのではないのかなと思います。

次の質問に移ります。

先ほど28市町村で移譲による窓口開設を開始しているとの答弁がありました。離島は全域、本島に関しては沖縄の桜前線に例えれば南下を加速しております。近隣では北中城村以南が開花の時期を待っている状況でございます。本件旅券事務の役場窓口開設により村民としてはワンストップで申請、交付が受けられるという経済的、時間的な恩恵を享受できます。

さて、本題の質問に入ります。

この件に関しましては、村長からの答弁を求めたいと思います。旅券事務の窓口開設により村民の利便性は確実に高まります。近隣市町村に先駆けて県との協議合意の意思表示を期待し

て村長からの前向きな答弁をお願いします。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（１０時３５分）

~~~~~

再 開（１０時３７分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 答えいたします。

今いろいろやり取りも、お聞きしまして、実は私自身も少し勘違いしているところもあったことをおわびいたします。

今の議員のお話では、仕事場が那覇市であれば申請をすればそこでできる、そうじゃない方はまたここでもできるということで、恐らくこの500件の件数のうちの大部分というか、半分近くは那覇で、いくなれば仕事中に抜け出してやったほうが利点があるという方々じゃないかなと、予測ですけれども。私どもが権限移譲を今まで検討しなかったのは、かえって村民に迷惑をかけるんじゃないかという考え方もある一方あったわけですね。中城でしか受け付けもできない、交付もできないとなると仕事中、抜け出して来る方々には不利益になるという考え方私自身が勘違いをしていた部分もあります。今のお話ですとそれはクリアできるようですので、そういうことであればメリットのほうが間違いなく大きいんじゃないかと思っております。そうすると今後、次年度に向けてになると思うのですが、我々も真剣に今の部分は考えさせていただいて、また、件数が恐らく500件、1日に恐らくこの那覇で受ける方もいるはずですから、私は忙しい時期でも5件以内じゃないかと思っています。まず、スタートしてみてそれが非常に厳しい状況であればまた次の手を考えればいいわけですから、やってみる価値は大いにあると思っております。そういう意味では次年度に向けて考えられるデメリットは恐らく今のところ少ないと思っておりますので、それ

を一応は再検討させていただいて、議員がおっしゃるように前向きに次年度に向けて移譲を受けられないかどうか、移譲を受けるありきでもよろしいかと思います。それありきでデメリットのほうをまだほかに眠っている部分がないか、しっかり精査をして、メリットのほうが圧倒的に大きいんだということであれば、これは住民サービスという部分で我々当然の役目ですので真剣に考えていきたいなと思っております。

○議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

○1番 伊佐則勝議員 ありがとうございます。

先ほどのデメリットの部分でちょっと補足しておきます、抜かしておりますので。課長のほうから旅券センターで交付まで6日間、役場申請交付までで2週間というふうな答弁がございました。私が確認をしたところによりますと、例えば役場は4日ほどおくれますと、といえは10日では交付が受けられるというふうなことです。ですから期間的に大分答弁と差が今ありますので、再度補足しておきます。

それとあわせまして、普通、海外旅行をする場合に1週間前あるいは2週間前に申請ということはなかなか少ないかと思います。前もって予定があるわけですから、一月前であるとか、普通にですよ、十分余裕を持って申請されるんじゃないかかと思っておりますので、その6日プラス4日が本当にデメリットなのかということが1つと、それと緊急時にはやはりそういうような確実な理由があれば旅券センターも救済措置をとって早目に交付ができるような手続はしますというふうな話でございます。ですから、そのいわゆる日数の部分で申請から交付までの日数の部分のデメリットの部分は余りマイナスの方向で考えなくてもよろしいかと思います。補足しておきます。

村長、基地のない所在市町村、先頭になって組織をしまいました。今回、優良田園住宅の件に関しまして県内初の事業の芽出しをし

ようというふうなことでございます。さて、その旅券事務の窓口開設でございます。北中、宜野湾、西原、やはり、一番がいいですよ。

平成25年度の新年度予算でしっかりと合意しましょうと、25年度から合意しましょうというふうなことを期待しまして御答弁をありがとうございました。

次、大枠の3番目でございますが、担当課長よりコミュニティ助成事業のメニュー等についていろいろと御説明をいただきました。そんなに何百万円というふうな大きい数字を求めています。やはり、まだまだ足りない未整備の運動遊具と、そこら辺はぜひ整備をしたいなというふうなことでございますので、課長の説明、今後いろいろとそういうふうな見合った形のメニューと、あるいは平成24年度末の不用額でも結構でございます、流用できるのがあればそこら辺も検討の数字の中に入れていただければ幸いです。そのコミュニティ助成事業で、実のある支援をお願いしまして私の本日の一般質問を終わります。

○議長 比嘉明典 以上で1番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（10時44分）

~~~~~

再 開（10時55分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて9番 仲眞功浩議員の一般質問を許します。

○9番 仲眞功浩議員 こんにちは。それでは、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、環境保全と情報開示についてお伺いいたします。

環境保全や公害防止に関連した協定書の締結状況についてお伺いいたします。

村内企業と沖縄県、あるいは本村とどのような協定が締結され、その協定書による報告義務、

例えば検査項目とか報告頻度等はどのようになっているのか、また村民への情報公開の状況はどのようになっているのか。

2点目に、環境保全や村民の安心、安全の確保等への一般質問や折に触れての質疑に対して、これまで村当局は村民との情報共有や村民への情報公開を推進し、村民とともに監視をしていくと答弁しておりますけれども、実際に具体的な対応が見受けられないのが実態と感じております。どのようになっているのかをお伺いいたします。

2つ目は、普天間飛行場へのオスプレイ配置が強行され、本村における墜落事故や騒音問題が一層厳しくなってくることがマスコミ報道等により確実視されております。本村はどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

次に、ブックスタート活動の対応についてお伺いいたします。

NPOブックスタート調べによれば、2012年7月21日現在、全国1,742の市区町村中において820市区町村自治体がブックスタートを実施し、沖縄においても既に20の市町村が実施しております。ブックスタートに対する本村の考え方、取り組みについてお伺いいたします。

3点目に、中学校の新学習指導要領の対応についてお伺いいたします。

1つ目が、武道の授業についてであります。まず指導者の確保、勤務体制等や必要な資格等はどうなっているのか。

次に、子供たちが授業を受ける場合の服装等についてはどのように考えているのかをお伺いいたします。

そして2つ目に、ダンスの授業の取り組みはどのように考えているのかお伺いいたします。以上、簡潔で明確な答弁を求めます。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番の環境保全と情報開示についての①、②につきましては住民生活課のほうで答えをさせていただきます。

③につきましては企画課のほうで答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、健康保険課、大枠3番につきましては教育委員会のほうで答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の大枠1番の③オスプレイ配備についてでございますが、もう本議会でも当然のごとく議決もやっていただきまして、これはもう県民の総意としてオスプレイ配備には反対というのはもう議員の皆さん御承知のとおりだと思います。本村としまして当然これはもう、我々とは隣接している普天間飛行場の問題でありますので、これはもう沖縄県知事、沖縄県、市町村、市町村長みんな含めて一緒になって配備反対の声を挙げていきたいと思っております。具体的にも今後、配備が予想されておりますので、今日の新聞等にもありましたとおり、我々座り込みでの反対の表明や、あるいはそのほかにもいろいろこれから出てくるとは思いますけれども、しっかりスクラムを組んで沖縄県総意として反対なんだということを先頭に立って訴えていきたいと思っておりますので、皆さんも御一緒にひとつ御理解のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 それでは、仲眞功浩議員の大枠1、環境保全と情報開示について、①と②について答弁させていただきます。

まず、①について、村内企業と中城村との環境保全協定は3社ございます。まず、沖縄ガルバ株式会社さん、それと沖縄綿久寝具株式会社さん、それから沖縄電力さんでございます。

沖縄電力さんにおいては、沖縄県と中城村と三者間の協定で結ばれております。検査項目で

すが、まず水質測定とばい煙測定です。報告は年1回報告されております。沖縄電力さんにおかれましては、2つの協定書が結ばれておりまして、1つには工事に関する協定書、これは大気資質、あとは水質、騒音、振動が年4回報告されておまして、それからあと海藻藻類、あるいはサンゴ類が年2回報告されております。あと、運転開始後による協定書が結ばれております。その中には大気、水質、騒音、振動、それからアンモニア、それから流況、水温、水質、底質、海生生物の検査がされて年に1回報告されております。

それから、村内業者ではございませんが、沖縄県産業廃棄物処理組合、これ西原にございますけれども、そこが1点締結をされております。

あと、報告義務のほうで、そのほかに10カ所の事業者が中部保健所の事務所のほうでその提出義務がございます。

あと、50トン以上の水質汚濁の件だと思えますけれども、50トン以上の事業者については3年に1回の保健所の立ち入り調査がございます。

あと②についてでございますが、村民の情報開示についてですけれども、現状、住民からの情報、あるいは苦情があれば現場に出向いて対応しているという状況でございます。

すみません、ちょっと答弁漏れがございましたけれども、①のところで村民への情報公開の状況ですが、村民からの要請、要望があれば開示しております。今後は、村のホームページあるいは村広報誌を活用して公開できるように検討したいというふうに思っております。以上です。

○議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

○健康保険課長 比嘉健治 仲眞功浩議員の御質問に答弁させていただきます。

大枠2のブックスタート活動の対応についてということにですが、調査のほうで全国1,742の市区町村中820の市区町村、自治体がブック

スタートを実施、そして沖縄においても20の市町村が実施をしておりますということでありました。

本村のブックスタートに対する考え及び取り組みについてですが、ブックスタート事業は赤ちゃんと保護者が絵本を通じて、ゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけをつくり、そして読み聞かせを通し、感性や想像力を豊かに育てる時間をつくれるように絵本を手渡しで贈り、赤ちゃんの成長を温かく見守る子育てを応援する活動と考えております。

取り組みについてですが、現在、本村においては乳児を対象としたブックスタート事業の取り組みについては行っていない現状ではあります。以上でございます。

○議長 比嘉明典 順序がちょっと入れ変わったのですが、企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 オスプレイ配備に反対する本村の対応についてでございます。

本村上空は普天間飛行場の米軍航空機等の飛行経路となっております。開発段階から多くの事故を引き起こしてきた危険きわまりないオスプレイの配備により、これまで以上の墜落の危険性による恐怖と騒音被害で日々、不安が増すことが想定されます。オスプレイの配備はさらなる基地被害と村民の命を危険にさらすものであり、到底容認できるものではないと考えており、配備計画には断固反対の姿勢であります。

9月9日に開催されましたオスプレイ配備に反対する県民大会には、県内外から10万人余の方々が参加し改めてオスプレイ配備に反対する民意が示されたものと考えております。本村といたしましても村議会などとともに実行委員会を設立し、大型バス3台、マイクロバス3台を配置した結果、多くの村民が参加し反対の意思を示すことができたと思っております。

配備計画に対する今後の取り組みといたしましては、先ほど村長がお話したとおりであり

ますが、我々が加入しております加盟団体、あるいはあらゆる関係する団体、そこと連携をいたしまして配備反対の要請や反対行動をともにし、配備の阻止に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 仲眞功浩議員の御質問、大梓3番、中学校の新学習指導要領への対応についてということですが、詳細については教育総務課主幹より①、②について答弁させていただきます。

これに関しまして、本年度より中学校の新学習指導要領による新教育課程が各学校では編成されております。新学習指導要領のこのねらいを達成するために、生徒の学習環境を教育委員会としては今後も整備していく必要があると考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは、仲眞功浩議員の大梓3、中学校の新学習指導要領への対応について①武道の授業について、指導者の確保、勤務体制や必要な資格等はどうかということに関してですが、現在中学校では空手を選択し授業を行う予定であります。指導者は体育教諭が行いますので、勤務体制は現状のままでございます。必要な資格等は特にございません。

子供たちの授業時の服装についてですが、現在、空手道着の着用は考えずに体育着で行う予定であります。

②ダンスの授業の取り組みについてどのようになっているのかに関してですが、体育課の年間指導計画に位置づけて実施していくことになります。12月に8時間程度実施する計画はございます。ただ、学校行事等に配慮しながら実施していく予定であります。こちらも指導者は体育教師が行います。以上です。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 それでは、一つ一つ再度、細かい質問をしていきたいと思います。

まず、公害防止に関する、あるいは環境保全に関する協定の件なんですけれども、現在、3社ですか、これが締結されていて、定期的に年1回報告されている。そういうことでありますけれども、その報告されている内容、どこの会社が報告していて、そしてその内容というのがどうなっているのか全くわからない状況ですよ。これはそもそも、どれぐらい前からこの協定とかいうものが結ばれているのか、まずその辺詳しく知りたいと思うのですが。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 それではお答えいたします。

まず、沖縄ガルバさんは、昭和60年4月22日に締結されております。それから、沖縄綿久寝具さんは平成2年2月24日、締結されております。

当時は、沖縄県の公害防止協定に基づいて締結されております。平成22年度からはこの公害防止協定が環境保全協定になりまして、平成22年7月22日には沖縄電力さんと沖縄県と三者間の協定が結ばれております。以上です。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 このようにずっともう何十年もこういう協定が結ばれていて、ただそれは秘密協定か何かよくわからないんですけれども、そうじゃないですよ、公害防止だから環境保全ですから、我々の生活環境を少なくとも汚してはいけないというような観点からこれが結ばれている。

そういうものでありながら、実際においては村民には全く知らされていないというのは、いかがなものかなと思います。今、課長は情報公開条例に基づいて請求があれば公開しますというふうにおっしゃっていますけれど、この情報

公開条例というのは、基本的にはあくまでも個人が要求して、その個人に対しての情報公開ですよ。この公害防止協定の意味、あるいはそれに基づいて報告される意味、これが何があるんですか、意味ありますか。この要求した人に対して、情報を公開しますと。それが本当に情報公開と考えておられるのなら、この情報公開という意味は全く間違っていると、私はそう思いますけれども、そのような状況をずっとこれまで続けてきたわけなんですけれども、この件についてのこれまでの反省とか、今後のあり方についてどのように考えているか、その考え方というのを伺いたいと思います。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 それでは、お答えいたします。

議員がおっしゃるように、えてして消極的な公開になっていたのではないかなというふうに思っておりますので、今後は村のホームページ、先ほども答弁いたしましたけれども、村広報紙を活用してできる限り公開できるようにやっていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 これは、ぜひやっていただきたいと思います。そもそも、この公害防止協定というのは、なぜ、そういうものが結ばれるかと、その辺からもう1回お互い、考えていかなければならないと思いますけれども、大変重要なことだと思っています、こういう認識、問題意識を持つというのは。

それで、お伺いします。村長あるいは課長にお伺いしますけれども、なぜ、この公害防止協定の環境保全に関する協定を結ばなければいけないか、それにどういう認識を持っておられるのか、考えを伺いたいと思います。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 それではお答えいたします。

当然この協定書には公害を未然に防止して、それから住民の健康を保護し、生活環境及び自然環境の保全を図るというふうなことが目的というふうに思っております。以上です。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（１１時１７分）

~~~~~

再 開（１１時１７分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

仲真功浩議員。

○９番 仲真功浩議員 おっしゃるとおりだと思うんですよ。もっと簡潔に言えば、私はこう理解してます。何もしないで放置しておけば、少なからずも県民や村民の生活、あるいは環境について何らかの悪い影響を与える、それが出てくる場合に限ってそういう協定を結んで少なくとも、我々の環境については悪い方向に行かないようにしようと、そういうことなんですよ。だとしたら、これはみんなで共通して、みんながそういう意識を持たないといけないし、あるいはそういうこの状況というものをみんなに私は公開しなければいけないと思うのです。本村みたいに要求があればやるとかそういう問題ではない、これは基本的に私は間違っていると思うんです。特に、こういうものは１カ年のデータを１回、年１回ですよ、１カ年のデータをぽんと出されても何の意味がないです、はっきり申しまして。これはそれまでのいろいろデータというのがあるはずですから、その経年変化で我々の環境というものはどういう状況なのか、よくなっていつているのか、悪くなっているのか、現状を維持しているのか、その辺をやはりみんなで監視する、見詰めるということをして初めて意味があると思うのですよ。ただ単に毎回、課長が言うように誌面上で、あるいはホームページ上でぽんと１カ年の状況を、ただ１点ですよ、こういうことは実際には余り意味がないと思う。そういう工夫をぜひ考え

ていただきたいと思います。

それと、これは屋良課長にお伺いしたいのですけれども、屋良課長は去る６月の一般質問において私の質問、それと宮城治邦議員の質問に対してこのデータを共有していく、そして具体的に村民みんなで監視していくということをおっしゃいましたけれども、この意味は具体的にどういうことを意味しているのか、私たちはよく理解できませんでした。この情報を共有していくとか、あるいは具体的に村民で監視していく、これはどういうことを意図しているのかその辺をお伺いしたいと思います。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをしたいと思います。

６月の一般質問のことですが、沖縄電力の吉の浦火力発電所からのグランドフレアのふぐあい等による低周波の環境問題の件と理解しております。

その中で、環境保全協定の事故時の処置ということで苦情の処理、損害賠償に基づく中で村民との情報共有や村民との情報公開についての答弁をしたと認識しております。

その後については、議員の意図に沿えない具体的な事例かもしれませんが、村としましてはその後、平成２４年６月７日に吉の浦火力発電所余剰ガス燃料装置ふぐあい説明会を久場の健康スポーツセンターで行っております。そこで、地域住民、役場が同席しまして情報を共有しているという認識であります。その中で電力からは地域住民、村に対して恒久的な対策を講じると、そして健康被害また住宅等への被害等に遭われた方々については責任を持って対応していくという約束も取りつけているわけです。

さらに、恒久的な対策についてはスケジュールをもって住民に知らせております。そのスケジュールに基づいて役場も地元も一緒になって



恒久対策ができるまで監視体制をしていくという御理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 私の受け取り方の理解とは若干違うような気がしますけれど。

その前に、村当局にお伺いしますけれども、村当局はどうですか、騒音測定やっていますよね。それから今回、不法投棄防止のためにカメラを設置するというふうなことであります。これはどういう、何の目的のためにそういうことをやるのかこれを伺いたいと思います。

○議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 答えいたします。

騒音については2カ所で測定しております。場所については伊舎堂とあと南上原の国道沿いと県道沿いということで、目的はそこの自動車の騒音による調査でございます。あと、カメラについては不法投棄が散乱しているところに設置しますので、その防止に役立てたいというふうな目的でございます。以上です。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 要するに簡単に言えば監視をするためなんですよ、そういうことですよね、そういう理解でよろしいですかね。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時24分）

~~~~~

再 開（11時24分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

住民生活課長 新垣親裕。

○住民生活課長 新垣親裕 答えいたします。

監視というよりは、抑止ということです。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 抑止でも監視でもいいですよ。要するにみんなで監視する、あるいは見るということは、そういうことだと思うんですよ。データを実際に集めて、それに対してど

うなんですかと。私が具体的にみんなで監視するというのは、村民がどうこうするというのではなくて、実際は監視できないわけですから、振動が幾ら発生しているとか、そういうことじゃないんですよ。言いたいのは、実際に皆で監視するということは具体的にそういう機器を使いながら、本当に実際どういう状況にあるんだということをやるのが私は、村民みんなでの監視することだろうと思っている。久場における低周波振動の問題でもそのたびにちょこちょこ、何かあったらやると、そういう問題ではないでしょう、これは実際そういうのが発生してきているわけですから、具体的にデータをとってそれで初めて皆さんとのデータの共有となり、監視になると、そういう方法だと思うんですよ。

先ほどの公害防止協定に関しても1点だけじゃだめなんですよ、今まであるデータを全部整理して、データベースをつくるなりして、これを整理してまとめた形でいつでも村民が利用できるような形にする、そういうことが情報共有であって、これをただぼつぼつ出して、あるいはどこにあるから開示しておくって、それを見て何の意味があるのかということが一般的な見方なんですよ。そういうことだと思うのです。

屋良課長にお伺いしますけれども、私はそういうふうに、みんなで監視するということはそのように機器、あるいはいろんなものを使ってデータを集めて提示すると、そういうことだと思うんですがいかが、こういう考えに対しては課長としてはどういう見解をお持ちになりますか。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答えたいと思います。

おっしゃるとおりと理解をしております。今

後、そういうデータを重視して分析等々、専門家の立場も、専門家の意見も取り入れながらという、個人的には思っております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 ぜひそういう一貫した根拠に基づいて村民にデータを公表して、あるいはデータを収集してしっかりした対応ができるように、みんなで対応できるような形をぜひ整えていただきたいと思います。

ちょっと余談になるかもしれませんが、この住民に開示するということについて、非常にいい資料がありますので、これぜひ皆さんが、特に役場の職員の皆さんが肝に銘じていただきたいというのがございます。平成18年8月13日付の総務省通知で、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針というのがあります。これで皆さんは財務書類という4表を公表することになっておりますよね。それに関連して、さらに平成19年10月17日の総務省の通達によりましてこういうことが書かれているんですよ。財務諸表を開示するに当たり、最も重要な点の1つは、理解可能なものであることであるということになっております。さらに、地方公共団体の幅広い対象者に理解されるためには、簡潔に要約された財務書類の作成と平易な解説が重要であるとなっております。

要するに、この対象者というのは専門家じゃないですよ、みんな普通の一般の方ですよということで、ちゃんとそういうものを考慮して平易な形で、あるいは簡潔に整理されてやりなさいと、わざわざこう明記されているわけですよね。何もこれは財務書類の公開に限ったものではないと私は認識しております。

要するに、情報公開に関しては一般の住民が理解しやすいように工夫して公開する、それが義務だと定義づけていると思います。これ、命として通知するということが書かれております

ので、ぜひ情報公開に当たってはその点を留意して、簡潔な、だれでもそういう逆に、村民にみんなでそういう村政に参加できるような形にぜひ公開の方法というのを考えていただきたいと思います。

次に、進みますけれども、オスプレイの問題に入っていきます。

去る9月9日の県民大会では我々の怒りというものを日米政府、あるいは世界に発信できたと思うのですが、その中でさらにこういうのを私は聞いたのです。この大会は闘いの初めである。この大会が終わってもさらに各市町村においては、各市町村においてさらなるこの闘いに関連した闘いというものをぜひ進めていっていただきたい、おのおのが。そういう大会の中で言われていたと思いますけれど、村長としてはこの件に関しては何か計画とか考えておられますか。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

市町村長の意見交換会などでも、この問題はよく出るんですけども、やはり県民の総意として、民意として我々が何ができるのか、これは単発でいろんなことをやるよりも、一緒になってやれるほうがインパクトが強いだろうということで、例えば各市町村での市町村民大会だとか、あるいは何らかの、これちょっと可能性があるかどうかわかりませんが、一斉に空に向けてアドバルーン的な物を上げようかだとか、いろんな案が一応出ている中で、これからじゃあすぐできるものは何かということで、今回、実行委員会からの通達で、まず意志を表示するために座り込み活動で市町村長、市町村議長、市町村議員の皆様方も一緒にやりましょうというのが今日の新聞報道だと思いますけれども、こういった形であるにしろ、我々中城村としては積極的に取り組んでいきたいなと思っております。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 今のところ村独自のそういう行動というのは考えていなくて、タイアップしてやっていきたいと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 答えいたします。

単発でここはやる、ここはやらないとかではなくて、市町村一緒になってやりましょうという形ですので、もちろん何らかの事情でできない市町村があるかもしれませんが、時期を一つにしたほうがインパクトがあるんじゃないかという、今、意見交換の段階ですけどもそういう形で一応、進んでおります。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 ぜひとも、この意志というものを我々知らすための場というものをやはり何回も、何回もやったほうがいいんじゃないかと思います。それについては頑張っていたきたいと思います。

それとあと1点伺いますが、オスプレイ関係、今の現状についてでも関係があるんですけど、ますますこの騒音が特に北上原、南上原というのについての、上地区の騒音が非常に厳しくなっていくだろうなという考えがあるんですけども、それに対応する策とか、騒音計の恒久的な設置とか、そういうものを考え、やらないといけないんじゃないかなと、そういう時期じゃないかと思っていますけれど、そういう騒音測定装置の設置とか、そういうもの考えておられないでしょうか。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 答えいたします。

これまでは、村独自の騒音測定というのはやってはおりません。平成20年、21年にかけて沖縄防衛局が測定しました騒音測定と、それから平成23年、24年度にかけましては沖縄県が実施する環境影響の関連で騒音測定を村内3カ所

のほうで実施をしております。村独自の騒音測定としましては必要があれば当然、我々も予算を作成し、騒音測定まではつなげていきたいというふうなことで考えております。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 それは私もよく認識をしています。言いたいのはこれからどんどん厳しくなっていくだろうと言っているし、さらに実際のものをいうためにはそういうデータというものを積み重ねていって示すしかないと思うのですよ。それだから村独自の測定というのをやる計画はないのかどうか、それをお伺いしたいのですけれど。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 答えいたします。

私の考え方からすれば、もう既に中城はその騒音被害が非常に甚大に出ているという過去形も実はよく使わせていただいております。と言うのは、既に測定器の中でデータとしてもう100デシベル以上の数値がもう残っておりますので、我が村はもう100デシベル以上の騒音被害を受けているということでいろんな要請行動やいろんな会議の中ででも話をさせていただいております。もちろん、今、議員がおっしゃるように今後もそれを続けていかなくちゃいけない場面が出てくると思いますので、それはまた議員の皆様方の御理解を得ながら予算措置も伴うものですので、それもやりながら、そして防衛省や沖縄県の測定器の部分も利活用をさせていただきながら数値としてのデータの積み上げをしていきたいと思っております。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 ぜひとも積極的なデータを提示できるような体制というの、これは非常に大事なことなんですよ、これはぜひやっていただきたいと思います。

それと、夜間の苦情とかいろいろありますけれども、今でもうるさいというのが多々聞こえ

てきますけれども、その夜間の通報体制とかそれについては今現在、全く対応していないだろうと思うんですけど、この今後の夜間、あるいは休日の対応についてはどのように考えておられるのか、村民からの通報とか苦情、それに対してどういう考えを持っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 夜間とそれから休日の対応というふうなことです。残念ながらこの騒音の苦情に対する夜間と、それから休日に対して、特に職員を配置してその苦情を受けるという体制は今としてはおりません。ただ、平成23年、あるいは平成22年、今年もそうなんですけれども何件かのやっぱり騒音の被害の苦情の連絡はございます。その件は企画課のほうでちゃんと整理をしまして、沖縄防衛局に対してその苦情の内容、そしてさらにこちらのほうからそれに対する対応について即、連絡をしている状況でございます。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 ぜひとも、夜間対応についても考えていただきたいと思います。今、インターネットが発達しております。インターネットによるEメールでのそういう通知ですね、その辺も受けられるように。宜野湾市は実際には夜間の留守番電話で受け付けておりますよね、これをちゃんとまとめて、職員が翌日に防衛局とかそこに連絡して随時やっているということでした。中城の上空が非常にうるさいというようなことがあった場合、これを受け付けていただけますかということを聞いたら、もうぜひ歓迎しますと、ぜひやってくださいと、我々はそれもまとめて今後やりますと、ぜひその番号があるということを逆に積極的に活用してもらいたいなというようなお話をしていましたので、その辺ももし広報としてできるならば、夜間は今、宜野湾市はありますので、そこにやってい

ただければと思います。ぜひ、そういう広報もできればやったらいいんじゃないかなと思います。宜野湾市は喜んでそういう対応をすると、こういうものについても逐次、いつどこで何があったというのを全部報告していくということを言っていました。その辺の広報もしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、次のブックスタートに移っていきますけれども、ブックスタートはいろいろ各市町村が本当に沖縄でも取り組み始めております、大変いい傾向だなと私は感じておりますけれど。先ほどちょっと伺った話では、今全くそういう活動については今取り組みの状況はないということですよ。そういう理解でよろしいですよ。わかりました。では、ないということがわかりましたけれども、その取り組みについて、ない状況についてどういうふうに取り組んでいくかという、そういう考えとか、あるいは計画とかもしございましたら伺いしたいと思います。

○議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

○健康保険課長 比嘉健治 お答えいたします。

そうですね、今後、子育て支援というのは本村でも重要な施策の1つということになっておりますので、どのような実施ができるか他の市町村の状況も勘案しながら検討をしていきたいと考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 もう身近に非常にいい例がたくさんございます。一番進んでいるのは沖縄市じゃないかと思うのですが、沖縄市のほうはこのブックスタートというのは普通、3カ月から4カ月ぐらいに大体、健診のときに絵本とかブックスタートバックとかそういうものを一応あげているようでありますけれども、沖縄市のほうはさらに進んで、9カ月、10カ月のときにもさらにセカンドブックスタートみたいな感じであげている、多分2回こうやってい

るのは沖縄市だけじゃないかと思います。隣の北谷町とか読谷村、こちら辺ももう始まっている。

ただ、よくチェックしていますと、実際ブック活動をしている場所としては図書館が主であるようであります、図書館で絵本をあげるからだと思うのですが、ただ中城も非常にこういう面に対しては別に図書館はないけれども、状況・環境としては全くおくれしていないという環境があると思います。というのは、もう読み聞かせというボランティアが非常に活躍して、非常に高い読み聞かせのグループがごさいますよね、そういう方々を利用すればこのブックスタートというのは大変、他市町村の先進市町村に負けられないような立派なブックスタートができるんじゃないかなと考えております。ぜひこの辺を検討していただきたいと思います。これは、この中城村で生まれたすべての赤ちゃんに対してみんな地域で赤ちゃんを見守っていこうという運動であります。非常にほのぼのとした運動であるし、また地域みんなでという意識が非常に芽生えるとおっしゃっていました。そして子育て支援にもなるし、保護者に非常に感激する方もいらっしゃる、特に図書館があるところは3カ月、4カ月のその健診の時に、本と一緒にあげると同時に、この子のために図書カード、そういうものをつくってあげる、またこれがもう大変、保護者の感動を呼んでいて、もうこの子のためにということでお守りみたいにして、今後の展開が非常にすばらしいということをおっしゃっていました。

沖縄市の青山さんという方ですが、仲真さん、ぜひ来ててください。もう首も持たないでこう3カ月、4カ月の子供が読み聞かせをやる目と真ん丸くして、一緒にほほ笑んで、保護者も一緒にほほ笑んでという、こういう話し方をされて私はちょっと、一瞬涙ぐみましたけれども、ぜひそういう活動を拝見したいなという

ふうに思っています。とにかく、今子育て支援が質の転換とかそういうのをぜひ、質の転換じゃなくて充実ですね、やっていただきたいと思います。村長はいろいろ待機児童とかそういうのに関して支援をやっている。しかしそれはある意味、限られた子供たちなんですね、待機児童とかあるいは待機児童を持っている世帯とか、そういう部分がある、そういうことじゃなくて、全体の子供たちに行き渡るような、そういう質の充実というのをぜひ考えていただきたい。

そして最後にこれあえて聞きますけれども、村長はそういう意味もあって子供の支援だけに特化した室でもいいです、課でもいいですけれども、こども未来課とか、あるいはこども家庭課といろいろありますけれども、そういうものをつくっていかれる、あるいは新設していくというような考えはないかどうか、その辺伺いたいと思いますが。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えをいたします。

正直なところ、今とつぎに御質問いただきましたので、まだまとまっていない状況ではありますけれども、ただ仲真議員がおっしゃるような子育て支援に対する1つの方策という考え方では十分、検討に値することだと思いますし、また先ほどから御質疑、御提言されていた部分に関しても大変すばらしい御提言だと思っておりますので、それも踏まえて、含めて今の件は十分検討に値すると思っております。ただ、形が今おっしゃるような新設の課での形なのか、あるいはその担当専門部署なのかは別にしてしっかり検討をしていきたいと思っております。

○議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

○9番 仲真功浩議員 子育て支援ですね、ぜひ特化してさらなる質の充実とか範囲というものを広げていっていただきたいと思います。

次に、学習指導要領関係に移っていきますけ

れども、主幹のほうから今ちょっとありましたが、子供たちの服装についての話がありましたけれども、この服装に関しては特別に何もそういうことはやらなくて、ただ普通の体育着で授業をさせると、そういうふうなことがありましたけれども、その辺についてちょっと再考をお願いしたなというのがあります。

まず、その前に中学校の教材指針においては、保健体育教材として武道の柔道着とかあるいは剣道防具のセット、あるいは相撲の簡易まわし等が備品としてありますよね、これが備品として計上されていますよね、教材として。これは対象としてはいろいろ定義があったと思うのですけれども、当然、沖縄での新指導要領の実施に当たって、武道の授業として空手というのが認められておりますよね、そうなりますとこの空手着も当然、保健体育の教材として認められるのが自然だろうと考えますけれども、これは教育委員会としてはどういう判断をなさいますか、お伺いします。

○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

柔道着、それから剣道防具、それから畳と、この武道に必要な備品に関しては必要不可欠というふうに思っております。空手着がどうかといった場合なんです、目的を体育の武道の目的を達するために、例えば柔道であれば柔道着というのは、攻防、つかまえてそれで技をかけたり、受けたりというふうな部分にかかわってきます。剣道の防具に関してもそうです。竹刀にしてもそうなりますので、備品扱いかなと思っております。それが空手着に当てはまるかといった場合にはちょっと検討をしないといけない部分なのかなと思っております。現状、中頭の各空手を実施している学校の中で空手着を着用しているという部分は、学校は今のところ

ないということですので、これから状況も見ながら検討をしてみたいなと思っております。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 主幹、ちょっと弱いんじゃないですか。ほかを見ながらやるとかいう行政はよくそう言われますよね、なぜ自分でいいと思ったら積極的にやってもらいたい。空手も武道として認めますよと言っているのですよね、そうであればこの武道としてこの服装のためのユニホームですか、こういうものは普通、それと一対ですよねというのがごくごく自然な考え方だろうと思います。これについては他はどうであれよろしいですけれども、主幹はもう悲観的な見方をなさいますけれども、教育長、教育長はそういうものに対してどういう考えをお持ちですか。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 ただいまの御質問にお答えいたします。

武道の授業に必要な武具等々、道着等々はこの国庫の予算でできるという事業がありますので検討の余地はあるかなというふうに思っております。しかしまだ、今これがおくれている理由は平成24年度から空手の授業を取り入れた授業を行っているわけですが、そのときに144名とか、それから155名とか、その子供たちに対応する予算の面で少し検討を今、させてもらっている段階でもあります。学校からのまた強い要望がありましたらその辺も検討していきたいというふうには考えております。前向きに検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 同じ武道として認められたからには、これは当然その流れというのは一対ですので、当然な私は教材として認められるかと思います。その教材の整備の目安という

のもちゃんとございますので、それに従ってぜひ対応していただきたい。皆さんよくいろんなインタビューとか入団のインタビューとかよく聞かれると思うのですけれども、このインタビューの中でユニホームのそでに腕を通し、そこで改めて重みを感じるとか、そういうよく言葉を耳にします。この武道というのもそうだと思います。ただランニングシャツだけ着けて、こう、「えい、やあ」ときちんとかやんと思うのです。それとちゃんと柔道着に着がえて、そこで、一、二とか、えい、やあとかやるのとは、これは全く心構えが違ってくると思うのです。そこが武道というものの特別に扱われるゆえんじゃないかなと思います。ぜひともこの空手着の教材としての整備、これはぜひ検討していただきたい。真っ先に中城からやっていってもいいんじゃないかなと思います。柔道着に関しては本土のほうではずっとやっているわけですから、同じですから、空手着については中城から、ではその先鞭をつけてやろうと、ちょっといろいろかけ合っていたきたいと思います。ぜひお願いしておきます。

村長も、これやはり教育としての政策として、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。子供たちの教育に対して費用対効果というのは余り細かく考えないで、村長のある意味、政策として県内で先んじてそれを子供たちにやっていると、そういうことをぜひ実行していただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後のほうになりますけれども、ダンスについて、まずダンスのほうについてはどういう種類のダンスを今中城中学校ではやろうとしているのか、あるいはやっているのかお願いします。
○議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

○教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

ダンスのほうなんです、実は種類がござい

まして、現代的なリズムのダンス、創作ダンス、フォークダンス、郷土の踊り等も含めると、どれを選択してもいいというふうなことになります。現状、中学校のほうに確認いたしましたら、この種目を取りまぜて行っていきたいという方向であります。12月ごろに8時間程度実施していく予定であると。このダンスに関してはまた各行事、学校行事等も兼ねて実施する場合もあるということなので、このあたりも踏まえながら実施していくということになっております。以上です。

○議長 比嘉明典 時間ですのでまとめてください。

仲真功浩議員。

○9番 仲真功浩議員 本当に今、子供たちがダンスというものに対して、現代的なリズムのダンスですか、非常に興味を持っているところがあります。しっかりと育てていただきたいと思います。既に新聞等やテレビでも報道されましたけれども、本村の中学校の2年生に在籍しています徳本カコさんです、彼女が所属するヒップホップダンスのグループ、ソルティーシャインでしたか、これが世界大会で優勝して圧倒的に優勝したという話を聞いておりますけれども、予選から決勝までずっと1位だったと。そういう輝かしい成績を上げるような子供たちが出てきております。このダンスの授業に当たってはそういう子供たちに夢を持たせるような、本当に指導者も大変だろうとは思いますが、そういう子供たちが育っていく、あるいは育てるような教員の採用、それとともにしっかりと授業でも教育委員会が教材整備ですね、その辺でもしっかりと支えていただきたいと思います。子供たちは非常に期待して、話を聞いても楽しいところがあります。ダンスの話になると、ぜひそれを伸ばしていただきたいと思います。一応質問を終わりますけれども、ちょっと一言、言い忘れており

ましたけれども、これは村長にお願いしたいんですけれど、ブックスタートという事業ですね、これ非常に簡単な、予算としては非常に少額で済む話なんです。例えば絵本1冊で1,000円もしない、あれは1,000円内外の本なんですけれども、それとともにバックとしていろいろ子育てグッズもいろいろ入れるという市町村もあるわけなんですけれども、予算としては非常にかからないです。皆さん、本当にこれ、大変好評なんですよね、特に若い子育てのお母さん方には、ぜひ、ブックスタートという事業があるということ、これを村長もぜひ御理解なさって、お金もかからない大変すばらしい事業であるということを理解して、ぜひ沖縄での21番目になっていただけたらと、そう希望しております。それを希望しまして、一般質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（11時59分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

○5番 新垣光栄議員 皆さん、こんにちは。

5番 新垣光栄、一般質問を伺います。

それでは、沖縄関連2法案の成立で住民間の予算面で大きな夢を持てるようになりました。平成24年度から運用を開始されました沖縄振興特別推進交付金について、これまでの地方自治の観点からも類を見ない制度であり、観光立県沖縄、我が中城村にしての整備の充実と自立的経済の発展のためにこの上ない制度と言っても過言ではないと思います。子供たちに夢が持てる、お年寄りに安らぎのある安全、安心で住み続けられるまちの実現のため執行部の皆さんも

日々奮闘されているかと思います。その計画の実施、運用を図っていく意味でも今度の一括交付金の成果の検証と次年度の対策を協議する必要があると感じております。

そこで大枠の1番、交付金等の村予算について。

①平成24年度一括交付金にかかる予算計上事業の現状について交付決定に至ったのか、また未内諾事業及び未要望額はあるのか伺います。

②平成24年度一括交付金の対象となる事業の大原則、沖縄振興に資する事業であることとあるが、各事業ごとに所見を伺う。

③平成25年度予算にかかるグリーン化重点予算に中城村としての計画は、平成25年度の概算要求はどのようになっているのか。

大枠の2、観光振興について。

①中城城跡を生かした観光振興をどのように考えているか。村長の所見を伺います。

②中城村は広域公園としての中城城跡活用をどのように考えて県に提案できる村の独自プランを持っているのか伺います。

③本村は中城城跡以外にも観光資源を豊富に持っていると思われるが、どのような事業の実施を考えているか伺います。以上。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番の交付金等の村予算については企画課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番の観光振興につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠1番の一括交付金での御質問だと思いますので総体的に所見を述べさせていただきたいと思いますが。御承知のように今年度、何とか中城におきましては約4億円の配分額相当を何とか成功裏に終わりそうな感じではあります。ただこれは来年も再来年も続いていくものですから、それなりに議員が



今おっしゃるように、我々行政のアイデアも含めた村民サービスにどのように直結させていくかということは今後また考えなくちゃいけないというのは我々のやらなければいけないことだと思っておりますし、ただ1つ懸念されるのはやはりそれが継続していきますと、当然のごとく中城村を例にとりますと4億円のうちの8,000万円は我々の自己資金を使わなくちゃいけないと、そうすると10年間で8億円の自己資金が出ていくということになりますので、その辺のバランスを今後どうとっていくのか、それと同時に次年度からはこの議会でも答弁させていただきますけれども、町村会としても何とか幾らかでも真水でその分を補えないのか、せめて1割その辺が真水に変えることができれば極端に言えば、今後2,000万円ずつで済むということに変わっていきますので、それも含めた形での折衝をやらせていただきたいと思っております。ただ、せっかくの一括交付金であります。有効に使えるようにまた頑張っていくしたいと思います。

大枠2番の観光についても少し、私所見を述べさせていただきますが、やはり中城といいますともう護佐丸、中城城跡、世界遺産というやはりその辺がインパクトの強いアピールとなるはずですので、それを中心にももちろん考えていきますけれども、近年といいますか、イベント的な部分では単発的には何とか行えてきているんじゃないかなと思います。例えば、今青年の皆さんが一生懸命グスクの響き太鼓でエイサーで盛り上げていただいたり、そういうイベント的な部分、その中城城跡にこだわった、城跡にこだわったイベントをいろいろ考えているようですので、それに向けての支援もしっかりやっていきますし、またダイナミックに変わるという意味ではやはり登又からの中城城跡線の完成後の楽しみといいますか、今からそれに向けての観光の誘致ということを真剣に考えなくちゃ

いけない時期に来ていると思いますので、それが開通したときに果たしてどういった形で誘客につなげていくかとか、いろいろ我々はその中城城跡を中心に考えなくちゃいけないという部分が多々あると思っておりますので、しっかりまたこれもやっていきたいなと思っております。詳細につきましては担当課からまた答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金の予算計上の現状と未内諾の要望額についてでございます。

9月13日現在で21の事業につきまして事業計画に掲載し、要望をしております。そのうち内諾された事業が14事業、未内諾の事業が7事業でございます。内諾待ちの事業につきましてはすべて9月に入りましての事業要望となっております。県からの情報によりますと9月中には内諾の可否についての情報が届くものと見込んでおります。

御質問の一括交付金事業の予算計上についてでありますけれども、内諾された14事業につきましては当初予算、そして補正予算におきましてすべて予算計上をしております。未内諾の事業の幾つかの事業につきましても既に予算に計上されているものもあり、内諾の時期の関係上、現在のところ一般財源で予算措置をされているものもございますが、内諾が得られ次第、財源の組み替え等を行っていきたいと考えております。また、未内諾の事業につきましても内諾が得られ次第、予算措置を行っていきたいと考えております。

なお、9月13日時点での一括交付金事業費総額が既に5億円を超していることから、現在のところ今後新たに要望する事業はないものと考えております。

次に、沖縄振興に資する事業としての各事業ごとの所見についてでございます。

沖縄振興特別推進市町村交付金の交付要綱第3条に交付金の対象がございます。第3条第1号におきまして交付対象事業等は別表に掲げる事業等のうち、沖縄の振興に資する事業等であって沖縄の特殊性に起因する事業となっており、別表におきまして18の対象事業が掲げられております。昨日、與那覇議員の一般質問の前にお配りをしました資料1及び資料2の平成24年度沖縄振興特別推進市町村交付金事業の備考欄のほうにも記載をしておりますので、どうぞ御参考にしていただければと考えております。

本村の一括交付金事業で最も実施したかった事業が実は歴史資料館・図書館建設事業でございます。歴史資料図書館建設事業は別表に掲げる交付対象事業のイロハ順でいきますと、イ、エ、シ、ビでそれぞれの該当事業、いわゆる観光の振興、人材の育成、教育の振興、文化の振興、防災等としまして複数の該当事業を網羅している内容となっており、多様な分野への振興に資する事業として進めております。

また、別表レの防災及び国土の保全に資する事業としまして、災害対策避難道路整備事業、地域防災計画策定事業、防災行政無線の撤去及びスピーカー整備事業、Jアラート受信機購入事業、緊急災害避難広場整備事業、以上の防災関連5事業でございます。本村の防災体制及び防災環境の整備強化としまして村民のかけがえない命と財産を守り、住みたい村、住みやすい村を形成し、それが村の発展、反映へとつながる事業として進めていきたいと考えております。

別表ハ、農林水産業の振興等に資する事業としまして護佐丸島むん農業活性化関連4事業、それととよむ中城産業まつり事業以上の農林水産振興関連の2事業でございます。地元農産物の安定生産に向けた基盤整備と産業全体の活性化に向けた取り組みでございます。あわせまして産業まつりと絡め島むん農産物と産業全体の

活性化事業として進めてまいります。

別表ヘです。人材育成に資する事業としまして吉の浦会館建設機能強化事業、児童館・子育て支援センター強化事業の2事業でございます。次世代を担う将来の沖縄振興の財産である子供たちに対し、自立するまでの期間、子育てにかかわる環境を包括的に整備していくことが有益で有用な人材づくりと人材資源確保へとつながり、沖縄の振興発展に資する結果となるよう、人材育成に係る施設などの整備、強化する事業として位置づけております。

別表のチです。教育の振興に資する事業としまして、学校施設窓ガラス遮熱対策事業、中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト事業の2事業でございます。

次世代を担う将来の沖縄振興の財産である子供たちに対し、教育にかかわる環境を包括的に整備します。また、郷土の歴史、文化を学ぶカリキュラムを編成し琉球史を広く普及するための環境づくり事業として進めてまいります。

別表イ、観光の振興に資する事業でございます。ごさまるDeマッコ事業でございます。これまでの村民体育館内のトレーニング器具を更新し、室内トレーニングジムの充実を図り、吉の浦地区公園スポーツ施設でのサッカーを初めとするプロ、アマのキャンプや合宿の誘致に向けた取り組みとして位置づけております。

別表ソです。その他の特殊事情に起因するものとして仮戸籍等電子化整備事業でございます。戦争で滅失した沖縄の戸籍等を整備の基礎となった紙媒体等の劣化に著しい関係書類のシステム化事業でございます。以上の理由等によりまして、沖縄の振興に資する事業としまして一括交付金の事業計画に掲載し、事業を実施していきたいと考えております。

次に、グリーン化重点予算及び概算要求についてお答えをいたします。

概算要求とは各省庁が政策を実施するのに必

要な経費を要望書にまとめ、予算の概略である概算を予算を所管する財務省に提出するものがございます。平成25年度概算要求につきましては、平成24年7月31日に策定された日本再生戦略などを踏まえた内容に重点的に予算を配分するため、平成25年度予算の概算要求にかかわる重要な事項について組み替え基準を定めることが8月17日の閣議で決定しております。組み替え基準の基本的な考え方の1つとしまして、今後、国内外での需要の増加が見込まれるグリーン、ライフ、農林漁業など新たな成長を目指す重点分野に中小企業の活力を最大限活用しつつ、限られた政策財源を優先的に配分する、いわゆるグリーン化重点化がございます。グリーンにつきましてはエネルギー及び環境関連の新産業の創出や、産業構造の変化、再生可能エネルギーの導入促進などがございます。

また、ライフにつきましてはロボット技術等を活用した多様な医療機器、福祉機器の開発や革新的医薬品、医療機器の創出などが主でございます。農林漁業につきましては第6次産業化による農林漁業の活性化や意欲ある若者や女性などの新規就農促進などが主な内容でございます。

以上の3つの重点分野を支える基盤としまして地域の核となる中小企業への支援を行っていくことにより日本を再生しようというのがグリーン重点化予算の目的であります。したがって、グリーン及びライフに係る部分につきましてはちょっと市町村レベルでの活用は少し厳しいものがあるのではないかと考えております。

農林漁業につきましては、農家の戸別所得補償制度や就農給付金、そういう活用の可能性は十分あるのではないかと考えております。

次に、平成25年度概算要求についてでございます。

先ほど概算要求につきましてお話をしました

けれども、概算要求についてですね、本村からは概算要求に係る要望としましては幾つかの事業を予定しております。これまでの国庫補助事業が主であります。内閣府に対しましては、これまでの浜漁港建設事業、久場地区土砂崩壊防止事業、土地区画整理事業、糸蒲公園整備事業、中城城跡保存整備事業、歴史の道保存整備事業、公共下水道整備事業でございます。さらに防衛省に対しましては、中城城跡線改良舗装事業などがございます。ですから、グリーン化の中のグリーンとライフにつきましては、これは今後出てくるようなものでございます。さらには市町村レベルでその予算に対応するというふうなことはちょっと今のところ無理があるんじゃないかなというふうなことで考えております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣光栄議員の観光振興についての御答弁をさせていただきます。

①については村長の所見を村長が申し上げたとおりであります。②、③について私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

まず、②の中城村は広域公園としての中城城跡活用をどのように考え、県に提案できる村の独自プランを持っているかということに回答したいと思います。

まず、中城間切り歴史的ネットワーク構想に基づいてでございますが、観光振興の立場で県営中城公園整備計画への提案としましては、世界に誇れる歴史遺産を大切に守り、さらに沖縄の歴史や文化、自然を県民のみならず国内外からの来訪者に気軽に体験学習できる歴史文化の創造公園として位置づけて、歴史や文化の交流拠点、例えば自然史博物館や青少年を対象とした歴史や自然の滞在型体験学習施設を整備することにより、村内の小学生の夏休み期間に宿泊

を行い、村の歴史や文化やまたは護佐丸について学習することで将来の中城村の観光人材育成にもつながるものではないかなというふうに考えております。

それから③についてですが、本村は中城城跡以外にも観光資源が豊富に持っていると思うが、どのような事業の実施を考えているか伺いますということですが、本村の観光振興は世界遺産中城城跡を核として、有形無形文化財、民俗文化財、記念物それら文化的景観、伝統的建造物などを生かした観光のまちづくりが考えられると思っております。

さらにグリーンツーリズムの推進とかスポーツキャンプの誘致、マリンスポーツの推進、イベント、パラグライダーのほうが実績があります。それから古集落の散策ツアー、伝統芸能の体験ツアーなども考える1つのものだと考えております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 それでは再質問させていただきます。

詳しい説明で、今再質問しようとした項目も全部言われて質問のほうがなくなっているのですが、その中で平成12年7月28日現在、内閣府に中城村は6つの事業を要望を行っているが、吉の浦会館の機能強化事業が5,100万円から1億73万5,000円の増額。2、児童館・子育て支援センター運営強化事業が1,754万2,000円から877万円に減額になったのは、これが9月13日現在の資料によりますが、どうして増額とか減額になっているのか伺います。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

吉の浦会館の機能強化事業ですけれども、当初5,400万円で当初予算のほうに計上をさせていただきました。その後、8月7日の臨時議会かと思うのですが、そのときとそれから今回と2回に分けて増額の補正をさせていただいてお

ります。当初の計画は太陽光発電と屋根の防水というふうなことで計画はしておりましたが、その後、吉の浦会館内の冷房設備それとLEDの電気、その改修についても一括交付金で認められるというようなそういう内諾をいただきましたので、最終的には1億73万5,000円にふえております。

児童館についてです。児童館につきましても当初の予算で計上はしてございました。ところが内閣府と調整をする中で通常経費ではないかというふうなことがありまして、それから児童館については一括交付金には該当しないものだというふうなことで我々もとらえてはいましたけれども、最近になりましてさらに児童館の運営経費まで認めることができるというようなそういう内諾をいただきまして1,700万円、1年分のうち、内諾を得たとき以降の経費につきまして877万円ということで計上させていただいております。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 当初は審査が厳しかったと、使い切れないものだから、甘くなってきたという、雰囲気は今とられて、7月18日現在で提出した6つの事業があったと思いますが、その中で、通学バスの整備強化事業が8,000万円あったと思うが、その通学バスに関しては緩和できなかったのかどうかです。お伺いします。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えをいたします。

通学バスにつきましては、我々としましてもぜひ一括交付金事業でやっていきたいというふうな思いがありまして、当初予算に計上をさせていただきました。ところがやっぱり内閣府との調整の段階で、通学バスについては沖縄の特殊事業というふうなことでみなされないという話がありましたので、こちらとしましてそれを断念せざるを得ない状況になっております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 今、交付金の場合、沖縄に資する事業で特殊事情と他に交付金が補助金がない事業等の条件があると思うのです。通学バスは他に補助金がない事業だと思うのです。それよりもやはり沖縄に資する条件のほうが強いのかどうか。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

通学バスのみならず、これはコミュニティバスも含めてなんですけれども、日本全国でこういう問題を抱えていると、ですから沖縄の特殊事情の中には当たらないというふうなことで、これにつきましては内閣府の参事官と直接面談する機会がありまして、こちらとしても何とか認めていただきたいということで調整を行ったんですけれども、やはり直接、参事官のほうから難しいというふうな回答がございました。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 わかりました。

それでは、この通学バスについては一般財源で行うことを理解してよろしいでしょうか。

続きまして、その6事業になかった事業で平成24年7月18日現在で6つの事業を本村としては内閣府のほうに提出したのですけれども、その中には6つの事業の中には歴史資料館・図書館の建設費がなかったのですけれども9月13日に突然計上されてきたということで、この建設工事に至っては村長の選挙からの公約であって、そのほうは理解しているつもりでいますが、なぜ当初から上げてこなかったのか、突然、7月18日現在ではなくて9月13日になってきたのかということをお願いします。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えをいたします。

今の御質問の中で9月というふうなことがございますが、歴史資料館につきましては8月7日の臨時議会でその分については計上させても

らっております。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 資料で計上された日があったものですから、その8月7日ということで、当初は6事業の中になかったですね。それで、その計上したことについて、庁内で調整とか議論とか課長会とかで、庁舎建設であればそういう準備室がありますが、そういう建設案をもんだのかどうか。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

当初予算には確かに計上はされてはおりません。ただ、第4次総合計画策定、あるいはその策定に係る地域懇談会におきまして、村民の方々からの要望というのはやっぱり図書館をつくってくれという要望が非常に多いというふうなことで感じてきております。その中で、幸いにも一括交付金というふうなこういう事業が起きまして、村としても何とかこの一括交付金事業で歴史資料館、あるいは図書館というものを建設したいというふうなことで考えてきました。当初予算のほうに計上してこなかったのは、当初、こういう箱物建設というのがすぐ認められる、認められないというのが余りはっきりしていない、交付要綱が実際国から示されたのがたしか4月19日で、国からさらに県に示されたのが5月に入ってからです。ですからちょっとできるかできないかは、はっきりしなかったので当初予算には計上していないということでございます。それと、建設に関しましては歴史資料館の建設準備委員会も当然立ち上がっておりますので、そのほうでの議論もあります。近々、検討委員会も立ち上がるものと認識しています。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 第4次基本構想の中でも、今村民が図書館をつくってくれという、一番要望の多かった事業をこれからやっていくわけです。それで交付金が充てられたということ

はとてもいいことだと思っていますので、しっかりその辺も建設はしっかりとしたいものをつくっていただきたい。

そこで、この建設工事費をさきの補正予算で逆算すると大体10億円ぐらいの建物になるのではないかなと思っていますが、予算的にどれぐらいの予算を見込んでおられるか。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 建設費についてでございますが、現在は建設準備委員会ですね、今後の建設検討委員会、そういう場でいろいろ議論を交わしながら建物の規模というのがだんだん示されてくるだろうというふうなことで考えておりますが、今、予算を建設の設計とかそういうものからすると約10億円弱、これは図書の整備も含めてですけれども、それぐらいはかかるのじゃないかなというふうなことで準備委員会の中で議論が出たことは間違いありません。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 そうすると、平成24年度の一括交付金の予算が大体4億円ですね、そうしますと平成25年、平成26年にこの一括交付金を活用してつくっていくとほぼ25年、26年の一括交付金はその分を使い切るということで考えてよろしいでしょうか。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今、総額で10億円ぐらいかかるのではないかなというふうなお話もしましたが、平成25年度あるいは平成26年度事業で各課、あるいは村民の方々からどういう一括交付金の提案があるかどうかというのがちょっと今のところはよくわかりません。もし万が一、10億円かかるようであれば場合によっては平成25年度、26年度に関しましては歴史資料館・図書館建設事業に多くの予算が配分されるというふうなこともあり得ると思います。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 そこで、一括交付金を一番住民が要望していた図書館建設に使うわけですから、大分予算の重点的な配分が限られてくると思います。

そこで、平成25年度予算に係るグリーン化重点予算についての活用をぜひやっていただきたいと。平成24年7月31日に閣議決定された平成25年度概算要求を組み替えて基準のポイントが日本再生戦略を踏まえて中小企業の活力を生かしつつ、重点3分野ですね、グリーン、エネルギー、環境、ライフ、健康と農林水産業。先ほど言われたようにグリーンとライフのほうはちょっと中城村ではちょっと荷が重いという説明があったのですけれども、そのほかに農林水産業のところですね、この6次産業化についての重点配分については中城村でも一括交付金を図書館で使い切るの、この辺の概算要求でどうか農林水産業のほうの予算として取り込んでいただきたいということです。なぜかと言うと、グリーンを入れた場合の見直し額が通常の予算の特別重点要求によって4倍ぐらいになると思います。するとかなりの予算が農林関係におりてくると思いますので、それで平成25年に係るグリーン化重点予算に中城村としてどのような提案をしているかということを、概算要求部分に関しては先ほど言われたように今、4事業があると思うのです。地区滑り対策、東部地区の滑り、それから若南線の延伸とか、久場、安里地区のダム、それ以外にそのグリーンに関する農林水産業の6次産業化に村としてどのような提案をやっているか伺います。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

グリーン化重点予算の中の農林漁業に係る部分についてでございますが、これにつきましては概算要求の組み替え基準、これが8月17日に閣議で決定したばかりです。ですから、その内容がどういうものを要望できるのかという詳細

につきましては今後、国から県を通じまして各担当部署に示されてくるものかと考えています。ですから、現在のところはそれがこの農林水産業の部分について申請、あるいは要求というのはまだ行っていない状況だと考えております。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 12月末には大体、外郭が固まってくると思いますので、そこで提案です。農業のアタイグー朝市関係、農業部門と漁業部門の相对販売施設の設置とか、そして飼料加工工場それとか冷凍倉庫、食品加工工場等をぜひ、その部分で提案していただきたい。なぜかというこの数年、農業関係の長期的な投資が中城村では余り行われていない。単発的な事業はあるんですが長期的な事業が余りないことによって、農業がだんだん規模が小さくなっているのではないかと。サトウキビの問題もありますが、ぜひ活用していただきたい。この6次産業化においては防衛庁の予算でも該当するということで、防衛庁予算は何でもほとんど補助内容としてある程度使えると思います。別の防衛庁予算も生かしながら補助率も大きいと思いますので、ぜひ使っていただきたいと。

なぜ、そういうことを言うかという6次産業化に向けて8月22日、吉の浦会館で行われたJAの中城支店の事業報告書を損益計算書を見ましたら、当期利益が2,303万3,000円、その中の内訳として信用部門、金融取引部門で黒字のほうで2,126万円。そして農薬の売買です、それで2,058万5,000円の黒字です。このお金を貸すのと、農家に売る購買のほうです。しかし本業である販売部門、野菜の販売ではマイナス1,842万5,000円、農協は金融と農薬の販売でもうかっているということで、本業である販売部門では1,800万円余りの赤字です。それなのに今、農協としてはこの加工部門の予算がゼロなんですよ。その辺も含めて村が加工場、6次産業化の方針を出していただくと農協も加工に関

する部門の予算化もしてくれるのではないかと一緒に協議しながらやっていただきたいということです。その交渉はどこの課でやっていくのか、お願いします。

○議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの新垣光栄議員の御提案です、今後6次産業化に向けた取り組みといたしますか、これはまた村独自にできるものではなく、当然JA等、協力を得ながら今後検討すべきことだろうと思います。それには取り組みについては今後またできるだけ実現できるように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 農林水産課からの答弁ではあったのですが、これは一課ではできないと思いますので、庁内の横のつながりで本当に議論しながら提案していかないと事業規模がどんどん小さくなって、私は企画部が財政を握っているものが問題で、総務課に渡したほうがいいんじゃないかと、企画というのはもっと大きいことを考えて提案するのが企画課じゃないかなと思っているほうですので、横のつながりを密にしながら大胆な農業政策をやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、次、大枠の2番に移らせていただきます。

大枠の2番の再質問をしたいと思います。

今、観光振興について限られた財源の中で選択された予算は金額であらわされて、それはこの金額というのは限られた予算の中であらわすものですから村と村長の思いが詰まっているのが予算だと思います。

そこで、平成25年度の概算要求に観光に資する予算をどのように考えているか、村長の答弁をお願いします。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（14時13分）

~~~~~

再 開（14時13分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをしたいと思います。

平成25年度の概算要求は大体、秋過ぎて冬の手前から12月ごろから概算要求をしていきますが、やはり観光振興としましては、今現在、中城村のPR、中城城跡のPRを主にこの2カ年間いたしてきました。今回でパンフレットも常設もしました。来年度は中城村文化遺産情報コンテンツ作成を今年いたします。そのコンテンツに基づいて、今度はインターネットで全世界というんですか、そのぐらいの規模でインターネットを通じて中城村のPR、特に中城城跡、地域の文化財ビデオを作成しておりますので、それを5言語で対応できるように発信をしていきたいと、来年度の予算はその分で1,500万円ぐらいの大きなものだと考えております。以上でございます。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 平成25年度はもう少し、観光の分野にも予算を計上して、予算組みをしていただきたいと思います。

それでは②、先ほど答弁がありましたように中城自然歴史博物館とか滞在型の学習施設、野外イベント、そういう施設の提案を県のほうにしていきたいと。私は博物館とか学習施設のほかに祭り事をできる野外イベント施設、それから野外スポレク施設等を、そういうのも庁内でしっかりもんでいただいて、県のほうに提案してほしいと、なぜかという、中城村の一括交付金は限られています。県はまだまだ余裕があると思います。県の県営公園の中に県の予算でそういう施設をつくるということは可能だと思

います。先ほど、食事しながらもらったのですが、中城中部広域活性化対策のフォーラムがあります。琉球大学の放送大学の島袋さんがこういうのを独自で中部地域、中城のためにやろうとしています。そのような仕掛けを、中城村としてもやっていかなければならないと思います。その提案をどのような場で、直接陳情しに行くのか、議員で請願していくのか、県議を使って課で陳情していくのか、その辺の答弁をお願いします。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 新垣光栄議員の質問にお答えします。

先ほど、企業立地・観光推進課長のほうで資料館とか宿泊施設の話をしていましたけれど、今の調整会議の中では城跡公園の計画の中では確かに資料館、博物館、宿泊棟という絵はあります。ただ、その中で補助対象外になっているものですから、その辺は今、県と調整会議の中でそれが一括交付金でできるかどうかというのは提案できますので、それを踏まえてまた村長も一緒に県のほうに提言できないかなと思っております。今のところは補助対象外となっている施設です。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 村長が中城村の営業マンですので、この辺、県のほうで一括交付金を活用して、県の施設ですので県でつくってもらえるように提案していただきたいと思います。

昨日、徳正議員への答弁で中城公園の管理は中城村、北中城村それから県、県営公園の覚書の中で管理していくという答弁がありましたが、その答弁の中で維持管理の予算面では県が管理していくということですが、維持管理の運営に関しては中城村が指定管理等を受けて、中城村のほうで管理したほうが中城村民の雇用も生まれるし、そのほうがいいのではないかと思います。この交渉もぜひやっていただきたいと思います。

その辺は観光立地のほうで交渉していくのかどうかです。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、指定管理者の話がありましたけれど、今のところ県のほうで指定管理者を募ってやっていくということに協議になっていますので、もし指定管理者が中城村にとってメリットがあるのであれば、それは交渉の場で、調整会議の中で協議できると思いますので、今のところは県のほうで指定管理者を募ってやっていくということになっています。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 ぜひ、中城村にはこれからシルバー人材センターとかグスクの会とか、NPOとか立ち上がってきますので、その辺の指定管理をぜひ村のほうで受けて、村民のために使えるように提案していただきたいと思っています。

そして③中城村城跡以外にも観光資源がいっぱい中城村にはあると思います。その代表的なものがペリーの旗立岩周辺、新垣グスク方面が私は重要ではないかと考えているんですけども、港川人遺跡のように、土地の取得が一括交付金でできないのかどうかお伺いします。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（14時22分）

~~~~~

再 開（14時22分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

生涯学習課長 名幸 孝。

○生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

新垣グスクで旧部落跡、あとペリーの旗立岩に関しましては、今、教育委員会で国指定にしようと考えております。国指定にすれば文化庁の予算で用地取得が可能でありますので、一括交付金を使わずに、文化庁の予算でも可能だと考えております。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 なぜかという、今、ペリーの旗立岩あたりに電波塔とか墓が建って、本当にこの地域が国指定文化財としてふさわしいのかどうかというぐらい中古車があったり、ごみが捨てられたりしています。ぜひ周辺まで文化庁で買える土地取得よりも大きく取得して、港川人遺跡のように大きく取得して観光的なものに使えればいいなと思って提案しました。

そして、その今、新垣グスク、中城ということで、南上原から歴史の道が通っているんですけども、その歴史の道の草刈り等の管理を今荒れ放題になっていると思いますけれど、どのように今後、管理していくのかお伺いします。

○議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

歴史の道は城跡公園まで、南上原については2.3キロメートル、そのあとは4.6キロメートル、歴史の道ということで整備していますけれども、今、緊急雇用で年2回、それと南上原については村の協力会、建設協力会のほうで、ボランティア作業ということでやっています。今後も緊急雇用、草が生えれば緊急雇用もすぐ動けますので、都市建設課としては年に1、2回は整備していきたいと。

それと、要望等があればうちは緊急雇用、いつでもすぐ動けますので、その辺は対応しますので、今後何かあったら、都市建設課のほうに申し出ればいつでも対応します。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 どうも力強い答弁ありがとうございました。

なぜかという、先日なんですけれども9月13日、仲村春吉先生ら3名で、21日に案内があるからということで一生懸命、草刈りをしてもらいました。私はこれ案内できないよ、やめろと言ったのですが、その思いというのは人を動かす力がありまして、3名でやったのが、また

グスクの会の皆様が20名ほど集まって中城城跡から新垣グスクまでほとんどの草刈りをして終わっております。春吉先生は21日に案内したと。本当に人の思いというのが人を動かすのだなという実感をしました。ぜひ大切な観光資源でありますので、その辺の整備まで含めて大切にしていきたいと思っています。

それでは、続きまして植栽計画について、観光資源としての植栽計画、中城村の木と花は、何か。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

村の木はリュウキュウコクタンでございます。花につきましてはハイビスカスでございます。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 なぜこのようなことを聞いたかということで、採用試験ではないのですが、中城村の観光地としての街路樹、それをクロキとハイビスカス、高木がクロキ、中木がハイビスカス、その下草を抑えるためにツワブキを使ってはどうかなと。なぜかという、その3つをセットにすれば草刈りの労力が抑えられるし、そしたら中城村の街路樹が全部、クロキと、ハイビスカスと、ツワブキを植えることによって観光地としてのイメージアップ、国道にアカギを植えるのではなくて、そういう国道、県道への提案もぜひそのような意識を持ってやれば県の担当者、国道の担当者も中城だったらクロキとハイビスカスを植えようと、下草はツワブキを植えようという意識が出てくると思います。そのような一貫した計画のもとに進めて植栽計画等も観光のためにということで進めていきたいと思います。

なぜそのような話をするかというと、中城城跡をツワブキ城にしたいと、なぜかという方言ではチーパッパーと言うんですが、小林一茶の詩にもあるように、まちまちとした海にもちぬツワブキの花ということで、ツワブキは結構

詩人の方が取り上げている花で、海岸や海辺に生えていて、中城城跡で観光客が見るととても喜ぶんですよ。沖縄の桜は余り喜ばないですね。小さくて、規模も小さいものですから、それよりは本当に観光客が、私も中城城跡で案内をしたり作業をしたりするんですが、ツワブキを見るととても珍しいと大きいと、花も。そしてインターネットで調べるとツワブキが4,800円ぐらいと、結構、高額で今販売されています。今ツワブキってそんなにいいんだなと思っております。そして、そのツワブキを中城城跡にツワブキ城として5万3,000株を植えると、この1つの株から10株ぐらい生えて53万株の花が咲くと、530万の花が咲くということでぜひ、そのような提案をし、そしてツワブキまつりを中城城でやるということを、そういう夢物語をつくって、観光客を物語をつくって観光客を誘致する。そしてツワブキというのが、この詩人に歌われています。この満月の夜に中城城跡で歌を歌う会をすとか、八重山のトゥバラーマでした。そういうトゥバラーマ大会をすとか。また歴史の道を全部、下草をツワブキですと。そしてその中でツワブキウオークラリーをやると、このツワブキの字が石に落、フキノトウの落、石に落と書くものですから中城城の石垣の石とイメージがぴったりなんですよ、本当にツワブキというのが中城城に合っているなと思っています。そのような夢のある観光を提案していければ街路樹、それから歴史の道、そして中城城跡がクロキとハイビスカスとツワブキで中城村の観光イメージもぴったりではないかなと思っています。そして護佐丸の奥さんはツワブキが好きだったんだよと、そういう物語をつくっていただけたらいいなと思っています。そしてこのツワブキが咲き誇っている中で歴史の道中城、新垣グスクを使って、護佐丸ツワブキウオークラリー、コースはツワブキコースと、歴史の道がツワブキコースです、それから新垣

グスクから中城城までツインキャッスルコース、2つの城のキャッスルコースとか、それと首里から勝連までの三国志コースとか、それで沖縄県最大のウオークラリーを中城でやると、そこで5,300人を限定、護佐丸ですから、5,300人。これに漏れるとウオークラリーに参加できないと、そういうふうなツワブキウオークラリーをぜひ開催していただきたいと、そういう夢のある提案をすればおのずと住民の皆様も自分でツワブキを植えようと、自分で草を刈りようと、協働ですね管理。歴史の道から街路樹、中城城まで自分たちで管理をしていくのではないかと、行政コストも抑えられるのではないかと考えております。

そして、その壮大な夢の中でまずはツワブキをふやさないといけない。そこで、耕作放棄地にツワブキの株を植えたり、クロキを植えたり、ハイビスカスを植えたりしないと、最初のとっかかりが大切ですよね。その中でそういう耕作放棄地に黒木、ハイビスカス、ツワブキを植えて、造園業を指定管理、中城の雇用にも発展すると思いますので雇用をさせていくというふうな提案をしたい。その真っ先にツワブキをふやしていかないといけないと思いますので、村長、来年度の予算でこのツワブキをふやす。グスクの会が今悩んでいるのが、どうして、どのようにして中城城跡にツワブキをふやしていこうかというのが悩みですので、そのツワブキをふやす予算をぜひつけていただきたいと思いますので、御答弁をお願いします。

○議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

光栄議員の大演説会でございましたけれども、ただ、観光客に喜ばれるツワブキというのは、やはりグスクの会の会員であります光栄議員の言葉は非常に重い言葉だと認識しております。そういう、せっかくよくある常々お話ししますが、やる気のある、何かを仕掛けたい、何

かをやりたいという村民の方々や団体については我々も積極的にそれにこたえていこうというのが役場の努めだと常々、庁議の中でも話をさせていただいておりますので、今の話はどれぐらいの規模で、どれぐらいの予算でということはずぐそこで答弁はできませんけれども、せっかくグスクの会や応援をする方々がやりたいということであれば、これは当然我々はそこに渡りに船といいますか、行政にとっても大変これはありがたい話ですので、そこにはしっかりこたえていきたいなとまた思っております。

また、少し余談になりますけれども、グスクの会やあるいは今後予定されているシルバー人材、シルバーという言葉は余り好きじゃありませんけれども、中城においてはお年寄りは宝ですから、ある意味シルバーというよりゴールドだとかプラチナだとか、テレビドラマじゃありませんが、その人材も含めてある程度、そこにも受けていただきながら生きがいづくりの中にタイアップしてできるものはないかと、いろいろ方法はあると思いますので、それは真剣に考えていきたいと思っております。

○5番 新垣光栄議員 以上です。ありがとうございました。期待しております。

○議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時36分）

| 平成24年第8回中城村議会定例会（第20日目）        |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成24年9月7日（金）    |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成24年9月26日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 閉 会             | 平成24年9月26日（午前11時21分） |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番                               | 欠 席     |
|                                | 3 番             | 金 城 章                | 11 番                               | 新 垣 健 二 |
|                                | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番                               | 宮 城 治 邦 |
|                                | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番                               | 仲 村 春 光 |
|                                | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番                               | 比 嘉 明 典 |
| 欠 席 議 員                        | 10 番            | 安 里 ヨシ子              |                                    |         |
| 会議録署名議員                        | 9 番             | 仲 眞 功 浩              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 大 湾 朝 秀              | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 安 里 直 子              | 都市建設課長                             | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住民生活課長          | 新 垣 親 裕              | 上下水道課長                             | 屋 良 清   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 小橋川 富 雄              | 教育総務課長                             | 比 嘉 朝 之 |
|                                | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘              | 生涯学習課長                             | 名 幸 孝   |
|                                | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄              | 教 育 総 務 課 長<br>主 幹                 | 喜屋武 辰 弘 |
|                                | 健康保険課長          | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 8 号

| 日 程  | 件 名                                     |
|------|-----------------------------------------|
| 第 1  | 議案第48号 物品購入等の契約                         |
| 第 2  | 認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 第 3  | 認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 4  | 認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第 5  | 認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第 6  | 認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7  | 認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定について           |
| 第 8  | 陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情       |
| 第 9  | 意見書第4号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書     |
| 第 10 | 陳情第10号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請について      |
| 第 11 | 陳情第17号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情            |
| 第 12 | 陳情第13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）         |
| 第 13 | 陳情第14号 県産品の優先使用について（要請）                 |

○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第48号 物品購入等の契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第48号 物品購入等の契約について御提案申し上げます。

## 議案第48号

### 物品購入等の契約について

中城南小学校備品（管理）購入業務について、下記のとおり物品購入等契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                     |                                                    |
|---------------------|----------------------------------------------------|
| 1 契約の目的             | 中城南小学校備品（管理）購入業務                                   |
| 2 契約の金額             | ¥ 51,450,000—                                      |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | ¥ 2,450,000—                                       |
| 3 契約の相手方            | 住 所 浦添市港川458番地<br>商 号 株式会社 オキジム<br>氏 名 代表取締役 新 里 勇 |

平成24年9月26日 提出

中城南村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

中城南小学校（新設校）の開校に伴い物品の整備が必要となるため。

物品購入の契約書及び概要、そして入札結果調書などが添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時01分）

~~~~~

再 開（10時26分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第48号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

15番 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 議案第48号 物品購入等の契約についての案件ですが、先ほども話しましたように、規約の規定にないということで選定委員会にもかけられてなく議会に来ていますことを、今後ひとつ、先ほども休憩の中で私が言ったことも考慮しながら、今後はそういう大金の物についてはちゃんと選定委員会もありますので、その選定委員会の中で一応は審議してからこの議会に提案してください。上程してください。そのことが皆様方もまた一つの担保としてお互いのあれがありますから、ルールがないからじゃなくて、準ずるという言葉もありますから、ひとつ今後そのことに気をつけてやっていただきたいと思います。

私もこれについては開校も間近に控えておりますので、賛成いたします。以上。

○議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第48号 物品購入等の契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第48号 物品購入等の契約は原案のとおり可決されました。

当局は退場してください。

休憩いたします。

休 憩（10時27分）

~~~~~

再 開（10時28分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

○総務常任委員長 新垣光栄 委員長報告をいたします。

平成24年9月26日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員長

新 垣 光 栄

## 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

3 特に留意すべき事項

①議会事務局は、議長に提出された調査報告書をまとめて議会だより等での広報を検討すべし。

②総務課は、財産収入・資産売却収入が発生した場合、議会承認金額以下の少額であっても処分後の次の議会で報告すべき。

③健康保険課は、高齢者等の疾患の予防と健康増進を目的に実施しているふれあい事業の拡大のための対策と予算増額を検討すること。

④住民生活課は、衛生費・清掃総務費として計上されている中城北中城清掃事務組合負担金を人口割合だけでなく、ごみ搬入量割合の算入を検討すべき。

4 監査委員の審査意見に対する意見

な し

5 その他

な し

以上、報告いたします。

○議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩 (10時32分)

~~~~~

再 開 (10時35分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成23年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第1号 平成23年度中城村一

般会計歳入歳出決算認定については委員長報告
のとおり認定されました。

日程第3 認定第2号 平成23年度中城村国
民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

○文教社会常任委員長 新垣博正 それでは委
員会審査報告書を読み上げて報告とします。

平成24年9月26日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

文教社会常任委員長

新垣博正

委員会審査報告書

「認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、
次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたしま
す。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

- ①近年、職員の質の向上をはかる専門的研修や先進地視察等が行われておらず、更なる
「収納率の向上」「医療費の適正化」「保健事業の推進」をはかる上からも必要であるこ
とを指摘する。
- ②特定健診の受診率の若干の低下が見られる。目標数値の達成を図る上からも村民への周
知徹底を図るよう留意すべし。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他
な し

以上です。

○議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを

採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第4 認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

○文教社会常任委員長 新垣博正

平成24年9月26日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員長

新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された、平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

3 特に留意すべき事項

な し

4 監査委員の審査意見に対する意見

な し

5 その他

な し

○議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第5 認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

○建設常任委員長 仲村春光 審査報告書を読み上げて報告します。

平成24年9月26日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員長

仲 村 春 光

委員会審査報告書

「認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

特になし

2 不当と認める事項

特になし

3 特に留意すべき事項

昨年同様、下水道使用可能世帯数に対し、使用世帯が少なく積極的に接続を推進する必要がある。又南上原土地区画整理地内の工事を推進する必要がある。

4 監査委員の審査意見に対する意見

特になし

5 その他

特になし

以上です。

○議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩 (10時44分)

~~~~~

再 開 (10時50分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、認定第4号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

○建設常任委員長 仲村春光 こちらも読み上げて報告いたします。

平成24年9月26日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員長

仲 村 春 光

#### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第5号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

1 違法と認める事項

特になし

2 不当と認める事項

特になし

3 特に留意すべき事項

昨年同様、保留地処分は処分予定額以上に売り上げているが、特段の配慮が今後とも必要となる。

4 監査委員の審査意見に対する意見

特になし

5 その他  
特になし

以上です。

○議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから認定第5号 平成23年度中城村土地  
区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いての委員長報告に対する質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（10時53分）

~~~~~

再 開（10時57分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成23年度中城村土地
区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は
委員長報告のとおり決定することに御異議あり
ませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、認定第5号 平成23年度中城村土
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いては、委員長報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第6号 平成23年度中城村水
道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

○建設常任委員長 仲村春光 読み上げて報告
します。

平成24年9月26日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員長

仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定」

本委員会に付託された平成23年度中城村水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付けて認
定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

特になし

2 不当と認める事項

特になし

3 特に留意すべき事項

昨年同様、人口増に伴い給水人口も増加し、事業収益も前年度より割増となっているが、有収率が前年度より減となっており、遠隔監視システム等を活用しさらに漏水防止等に努める必要がある。

4 監査委員の審査意見に対する意見

特になし

5 その他

特になし

以上です。

○議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成23年度中城村水道事業会計決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第8 陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

○総務常任委員長 新垣光栄 読み上げて報告いたします。

平成24年 9月26日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会
委員長 新 垣 光 栄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第9号	平成24年 9月7日	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効 期限延長に関する陳情	採 択

以上。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時02分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第9 意見書第4号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。



伊佐則勝議員。

○1 番 伊佐則勝議員 それでは意見書を読み  
上げて意見書案にかえさせていただきます。

意見書第4号

平成24年9月26日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

提 出 者

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

賛 成 者

中城村議会議員 與那覇 朝 輝

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

総務常任委員会に付託されました、「駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情」を協議したところ、採決となり、別紙のとおり意見書案を提出します。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書（案）

貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、平成25年5月16日で有効期限を迎えます。ご承知の通り、駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれています。

本県におきましては、平成18年5月の在日米軍再編に関する最終報告で、「普天間飛行場の移設や在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還」等が合意されております。

5つの対象施設には3,862名（平成24年3月末）、海兵隊施設には、4,977名（平成24年3月末）の従業員が勤務し、状況如何によっては、雇用継続が困難となる事態も懸念されます。

一方、全国の失業率は4%台で推移していますが、県内の失業率は全国の約2倍で推移し、雇用情勢は極めて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではありません。そうした中で駐留軍労働者の解雇が発出されますと、県経済に与える影響は大きく地域的な雇用情勢

は、パニック状態に陥る事は明らかであります。

つきましては、有効期限をむかえる駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長につきまして、なお一層のご配慮が必要と存じますので、同法の再延長実現にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年 9月26日  
沖縄県中頭郡中城村議会

(提出先)

防衛大臣            森本 敏  
厚生労働大臣       小宮山 洋子

以上です。

○議長 比嘉明典 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩 (11時10分)

~~~~~

再 開 (11時12分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第4号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書は原案のとおり採択されました。

日程第10 陳情第10号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請について及び日程第11 陳情第17号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情の2件を議題とします。

2議案について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

○文教社会常任委員長 新垣博正 それでは陳情第10号と陳情第17号は一括して読み上げていきます。

平成24年 9月26日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会
委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第10号	平成24年 9月7日	「しまくとうば」の普及促進に関する 宣言決議要請について	採 択
陳情第17号	平成24年 9月7日	「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情	採 択

以上です。

○議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから陳情第10号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議要請についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 「しまくとうば」の普

及促進に関する宣言決議要請についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第10号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議要請については委員長報告のとおり採択されました。

次に陳情第17号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第17号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第17号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第12 陳情第13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）及び日程第13 陳情第14号 県産品の優先使用について（要請）の2件を議題とします。

2案件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

○建設常任委員長 仲村春光 読み上げて報告します。

平成24年9月26日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会

委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第13号	平成24年 9月7日	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	採 択
陳情第14号	平成24年 9月7日	県産品の優先使用について（要請）	採 択

以上です。

○議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

ます。

これから陳情第13号 地元産品奨励及び地元

企業優先使用について（要請）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）の委員長報告のとおり採択されました。

次に陳情第14号 県産品の優先使用について（要請）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第14号 県産品の優先使用について（要請）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第14号 県産品の優先使用に

ついて（要請）は委員長報告のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉 会（11時21分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 仲 眞 功 浩

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

第9回 臨時会

平成24年第9回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成24年10月18日

会 期 1 日間

閉 会 平成24年10月18日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	10月18日	木	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第49号の説明、質疑、討論、採決 決議第4号の説明、質疑、討論、採決 意見書第5号の説明、質疑、討論、採決 閉会

平成24年第9回中城村議会臨時会（第1日目）				
招 集 年 月 日	平成24年10月18日（木）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年10月18日（午前10時00分）		
	閉 会	平成24年10月18日（午前11時50分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会議録署名議員	11 番	新 垣 健 二	12 番	宮 城 治 邦
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都市建設課長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住民生活課長	新 垣 親 裕	上下水道課長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小橋川 富 雄	教育総務課長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生涯学習課長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄		
	健康保険課長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第49号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第4号）
第 4	決議第4号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する抗議決議
第 5	意見書第5号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する意見書

○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成24年第9回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番 新垣健二議員及び12番 宮城治邦議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日10月18日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日10月18日の1日のみと決定しました。

日程第3 議案第49号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第49号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

議案第49号

平成24年度中城村一般会計補正予算(第4号)

平成24年度中城村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,240,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年10月18日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		926,346	44,586	970,932
	2 国庫補助金	480,283	44,586	524,869
18 繰入金		368,078	13,631	381,709
	2 基金繰入金	368,077	13,631	381,708
歳入合計		6,182,092	58,217	6,240,309

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		801,558	680	802,238
	1 総務管理費	629,177	680	629,857
3 民生費		1,527,934	106	1,528,040
	1 社会福祉費	903,624	106	903,730
8 土木費		693,387	42,960	736,347
	2 道路橋梁費	206,384	42,960	249,344
10 教育費		1,166,586	4,777	1,171,363
	2 小学校費	400,510	2,397	402,907
	6 保健体育費	122,527	2,380	124,907
11 災害復旧費		1,359	9,694	11,053
	2 土木施設災害復旧費	1,358	9,694	11,052
歳 出 合 計		6,182,092	58,217	6,240,309

ページを開いていただきまして、まず歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額4億8,028万3,000円、補正額4,458万6,000円、合計で5億2,486万9,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額3億6,807万7,000円、補正額1,363万1,000円、合計で3億8,170万8,000円。

歳入合計、補正前の額61億8,209万2,000円、補正額5,821万7,000円、合計で62億4,030万9,000円。

続いて歳出でございます。歳出、2款総務費、1項総務管理費、補正前の額6億2,917万7,000円、補正額68万円、合計で6億2,985万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額9億362万4,000円、補正額10万6,000円、合計で9億373万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額2億638万4,000円、補正額4,296万円、合計で2億4,934万4,000円。

10款教育費、2項小学校費、補正前の額4億51万円、補正額239万7,000円、合計で4億290万7,000円。6項保健体育費、補正前の額1億2,252万7,000円、補正額238万円、合計で1億2,490万7,000円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、補正前の額135万8,000円、補正額96万4,000円、合計で1,105万円2,000円。

歳出合計、補正前の額61億8,209万2,000円、補正額5,821万7,000円、合計で62億4,030万9,000円。

以上でございます。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時05分）

~~~~~

再 開（10時13分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（10時13分）

~~~~~

再開（10時35分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

5番 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 それでは質疑を行います。議案第49号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

今回、歳出で10款教育費、2項小学校費で上げられた修繕費が台風17号の被害による修繕費ということで上がっているんですが、これが主に今、中城小学校とお聞きしているんですが、津覇小学校とかほかにこの台風による被害はなかったのかどうか伺います。

○議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

○教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

まず台風17号による被害の状況なんですが、中城小学校のほうガラスの破損、これはその日で修理を呼んで取りかえを終わっております。それから門扉が倒れております。それもその日で倒壊を直しております。それから玄関前のテーブルが壊れております。それから光ホールの瓦が下のほうに落下しております。運動場側の時計、校舎に設置している時計なんですが、それが落下して壊れております。それとサッカーゴールが立っていたのが倒れていたり、中城小学校はそういう災害を受けております。それから中城幼稚園側なんですが、フェンス2カ所がちょっと曲がって破損しております。

それから津覇小学校なんですが、運動場側のフェンスが曲がっております。それから体育館の階段の踊り場のほうに少しなんですが雨漏りの跡がありました。

それと新聞にも載っていましたが、ビロウの木が折れて枝が1本残っております。その木に対しては有志の方とか集まって、その対策の話し合いをしまして、その中で仲座議員のほうで石を立てて土をかぶせたり、その対策をやっ

ていただきました。

それから津覇幼稚園のほうなんですが、天窓のほう割れてガラスの破損がありました、それもその日で修理を終えております。

それから北上原分校と南上原分校は、特に大きい被害は出ておりません。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 今詳しく被害状況を確認したところ、どうしても防げなかったガラスの破損とかはいいとして、門扉とか職員室前の机をそのまま置いていたのが壊れたり、そういうのは対策で十分門扉とかは閉めてちゃんとした対策をすれば被害が出なかったのではないかなと思われる件もありますので、その辺はしっかり、先ほどの議論もあるように対策をすれば防げたものも、今回修繕費等が上がっていますので、その辺は十分今後気をつけていただきたいということと、もう一つです。

今、津覇小学校でのビロウの木に関しての再質疑をしますが、これに関しては今回、仲座議員がボランティアで補修をしてもらいました。本当に御苦労さまでしたということを言いたいんですけども、仲座議員には大変失礼なんですけれども、そういうボランティアでこのビロウの木で治す程度の本なのか。私は調べてみました。中城村の文化財のテキスト、教育委員会が発行しているテキストです。これが平和学習の中身、12番目に津覇小学校のビロウの木とあっております。これは今後、私たちが残していかなければならない大切な木だと思っております。そして私たちの平和学習のシンボルとして、そして観光資源として残していけないといけない木を、一時的だとまだいいんですけども、これをずっとこのままで保存していくのか。教育委員会として対策をしていくのかどうか。なぜかという、このビロウの木は県民の4分の1が犠牲となった先の沖縄戦における

NHKの「沖縄と戦跡と証言」というNHKのほうでも放送されています。平成22年5月19日に放送されていて、結構ですね、私は大切な木ではないかなと。今、村の文化財としては入っていないんですが、指定されているのが泊のクワディーサー、それからこれが伊舎堂の3本ガジュマルとあるんですけれども、その木はまだそういうのに指定はされていないんですが、石碑を見るとふるさと銘木に選定されたとか、本当に地域住民の方が大切に戦争の悲惨さをこの学習の材料として、そして語り継ぐ木として大切にしているので、本当にボランティアで、今の状態で残していくのかということを再度質疑したい。そして教育長も現場のほうを見られたのかどうか。お願いします。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。私もその台風のすぐあと現場へ行きましたけれども、津覇小学校に最初に駆けつけたんですが、このビロウの木が3本倒れている現場を見て、本当に唖然といたしました。議員がおっしゃるように、やはりこれは単なるクバの木ではない、ビロウの木ではないということは強く認識しているところです。やはり砲弾が撃ち込まれた跡のあるこの根元の部分、それからやはり子供たちが、この津覇小学校区域の子供たちが平和学習に役立てていた大切な木です。またNHKの放送にもあったであろうか、あと銘木の一つに数えられているということも認識しているところです。やはり今、4本のくいを立てて、それから根元のほうを土で埋めて対策をしているわけですが、このままではいけないと考えております。何らかの形で文化財としての指定ができるかどうか、それからまた今は戦跡をめぐる一つのルートになっておりますので、その辺あたりからも検討していかなければならない。そういうときにまた予算が必要であれば、その辺も検討していきたいと

考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

○5番 新垣光栄議員 予算を獲得していきたいという教育長の答弁なんですが、今回の台風でも心配でした。これがまた本当に倒れてしまうともうなくなってしまうのではないかと。そして砲弾が撃ち込まれた根元のほう、もうこの木は処分されてなくなっています。本来であれば、こちらは前回、東日本大震災で高田松原の一本松のようにモニュメントとして、根元が残っていればこの砲弾の穴もモニュメントとして残せるのではないかと。中城村も早期に教育委員会の委員を集めて打ち合わせをして、専門家のもとにどのようにビロウの木を残していくのかと、砲弾跡を残していくという打ち合わせとか相談をしながら、今回の補正予算に上げてくるべきではなかったかと感じております。本当にもう遅いのではないかと。しかし、まだ1本残っています。そして今、このビロウの木というのは津覇小学校の体育、知育、徳育の原点となっているそうです。これは知念 清先生の書いた詩ですが、このビロウの木のように強く生き抜く津覇っ子を願って、雨に打たれ、風にさらされ、寒暑にも耐え、悲惨な沖縄戦で無数の弾痕を浴びながら流涎として微動だにしないたましい銘木、同樹ビロウの津覇小学校の「体（たい）」のシンボルである。これが「体」のシンボルと書いてあります。そして今「知（ち）」のシンボル、そして「徳（とく）」のシンボル、いろいろ後書かれているんですが、これは津覇小学校の教育目標が体育、それから知育、そして徳育というふうに、津覇小学校の教育目標である本当のシンボルであるビロウの木を、今の状態だと本当になくなってしまいますので、本当に一ボランティアの善意でやるべき、やった人には大変申しわけないんですけれども、これはあくまでも応急措置であって、今後本当にモニュメントとして残すとか、

そういう対策をやっていただきたいと。その辺の考えをもう一度教育長のほうから答弁をお願いします。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 議員おっしゃるように、モニュメントとして残せるかということの検討を専門家を交えて、また教育委員会の会議の中でも上げてこの辺を検討していきたいと思います。今のこの補正予算に組むべきではなかったかということですが、この予算には間に合わなかったわけですが、またこの予算は必ず獲得していくということで課内でも相談しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから仲座議員には大変ありがとうございます。今、しっかりこの4本で固定しておりましたので、この台風の被害もなかったということではっきりしております。以上です。

○議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

3番 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 この台風で中城小学校が被害が大きかったのは目にしました。私が質疑をしたいのは、教育長は津覇小学校を回られたと話しました。津覇小学校は私も回りましたが、中城小学校が台風の後に対策として職員が出ているのは中城小学校だけでした。そういうことは教育委員会ではどういう対策にしたのか。ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 金城 章議員の御質疑にお答えいたします。

津覇小学校の後、すぐ私も中城小学校のほうに参りました。やはりおっしゃるように、中城小学校では職員ですね、遠い近いがありますけれども、近いところに住んでいる職員で教頭にお話を聞きますと、すぐに招集をかけたということです。中城小学校の被害のほうが大きかった

たということです。それから時間差はあったかもしれませんが、私が津覇小学校に駆けつけたときには校長、それから教頭、そして何名かの職員が出ておりましたので、またその後招集をかけたのではないかと考えております。以上です。

○議長 比嘉明典 金城 章議員。

○3番 金城 章議員 中城小学校の教頭先生とほかの職員何名かが一生懸命片づけを、台風の被害の後すぐやられているのは関心しました。ほかの中学校も小学校も見受けられなかったということです。そこは教育長は連絡をしたかもしれないとおっしゃるんですけども、先ほど本庁の別の災害のことで、村の災害のことで執行部全体にも新垣善功議員とか仲眞議員からあったんですが、教育長としてもその体制はぜひとられたほうがいい。1カ所だけの。その日はちょうど日曜日だったものですから、それで職員もそういう災害の対策に出なかったのかなと感じたんですけども、中城小学校の教頭先生には本当に関心しましたけれども、ほかに中学校は下駄箱が倒れていたし、津覇小学校はフェンスとおっしゃるように樹木が倒れていたし、それでも私が行ったときにはだれもいませんでした。中城小学校だけ一生懸命頑張っていた。その差が何なのかなと感じましたので質疑しました。

○議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

○教育長 安里直子 お答えいたします。

やはりすぐにですね、先ほど議員がおっしゃっていた初動ですね、それが始まっていたのは中城小学校で、私も大変関心しているところです。以後、このような災害が対策はとっていても、やはりいろいろな災害が起こりますので、台風の後に職員を集めて、そして次の日に子供たちが危険な目に合わないよう、それから気持ちよくまた学校生活ができるように、そういった指示をしてまいりたいと考えます。以

上です。

○議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

2番 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 2番 新垣博正です。それでは平成24年度中城村一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

和宇慶川崩原農地の農道で破損している箇所があると思いますが、この件についてはどのような対応をしていくつもりなのか伺います。

○議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 ただいまの新垣議員の質疑にお答えいたします。

この農道ですけれども、川崩原の圃場整備地区かと思われますが、かなり一部で地下水が高いということもありまして、その上を多分重量車両が通った原因で破損されていると思います。これは今後ですね、ちょっとまた予算を組んで処理はしたいと思っています。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 この箇所は前から私は指摘してまいりました。なぜかと言いますと、ただの車両重量による破損ではなくて、これは工事の欠陥があるのではないかということずっと指摘しております。なぜかと言いますと、道の真ん中から水が湧いてくるというような状況が見受けられます。そしてただの水ではなくて、黒く濁った水がずっと湧いているんです。近くの農家の方々の意見を聞いたら、ここは工事のときにデイゴの木を埋めたという証言をする人たちもいますけれども、その辺はどのような認識をされているか、答弁をお願いいたします。

○議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今議員がおっしゃられるように、その埋設物にデイゴの木があるということはまだ確認はしておりませんが、今後そこを修繕する場合に、再度その埋設があるのかどうか確認してからその措置をしたいと思っています。以上です。

○議長 比嘉明典 新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 破損しているのは本当に一部の箇所なんです。そういったところはしっかりと原因を究明して、工事をやった業者がどこかわかりませんが、しっかりと指摘をして改善を要求するようにお願いいたします。以上で質疑を終わります。

○議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の質疑を終わります。

9番 仲真功浩議員。

○9番 仲真功浩議員 それではちょっと確認したいことがあるので伺いいたします。

歳入の3ページのほうでは災害復旧費の国庫補助金として745万6,000円が計上されておりますけれども、それに対して10ページの歳出、災害復旧費としては、道路橋梁災害復旧費としてこの財源の内訳を見えますと、国、県支出金としては734万6,000円になっております。11万円ほどの差額が出ておりますけれども、これはこの災害復旧費じゃなくてどこに使われるのかというのが出てきますが、どういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

734万6,000円が災害復旧費に充てておりますけれども、残りの11万円につきましては人件費として認められておりますので、8款土木費のほうに組みさせていただいております。

○議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

○9番 仲真功浩議員 災害復旧費は災害復旧費ですよ。これに関係のない項目から見てそ

うなってしまうかと思いますが、人件費とおっしゃいましたが、これは同じ土木事業であれば事業名が違っていてもそういうことで流用して構わないと、そういう形になるわけですか。これはこの中でやはり復旧費として計上すべきじゃないかなと考えますけれども、これはどういう理由でそういうことが認められているのか、その辺をお伺いします。

○議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回の災害では、今11万円については事務費として認められております。本来、11款災害復旧費には人件費等が当然組まれておりませんので、組んだ先が8款であるということでございます。

○議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 組まれていないからここに計上しないというものどうかなというお話で、じゃあ組めばいいじゃないかという話も出てくるわけですよ、一時的でもいいから。要するに今問題はいろいろあります。復興費の問題、何でもありと。なんでも使っていいよと。国家予算でやっておりますけれども、そういう感じになっちゃうんじゃないかなというものもあるわけです。はっきりと項目はちゃんと災害復旧費ですか、11款としてそこに款もあるわけですから、そこに入ってやるのが当然で、必要だったらそこにつけてもいいんじゃないかなという気もするんですが、そこにつけて新たに発生したら、これはいつも発生ベースですよ。発生してそこに人件費が必要ならば人件費をつけるということでも構わないんじゃないかなという気もしますが、これはまずいわけですか。そういうことをしたらまずいわけですか。その辺についてもお伺いいたします。

○議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時02分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

制度上の問題として査定を受けた場合に、事務費という対応分が区分して交付されます。今御指摘のように11万円ほどですので、11款憎み直しても新たに算出がふえるだけの話でありまして、充当として、要するに補助充当として現在8款に置いている職員の分に充てることは可能なものですから、そういう措置をとらせていただきましたということなんです。基本的に査定の場合は直轄査定されますので、もしそれが要らないというのであれば、その11万円分は逆に入って来ないという形になりますので、一応処理方法として人件費に充当させていただきましたということなんです。議決予算内の補助充当、財源内訳を11万円ほど災害復旧費のほうで入れて、議決予算の中でそれを処理させていただきますということです。以上です。

○議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩いたします。

休 憩（11時04分）

~~~~~

再 開（11時10分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第49号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第49号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩(11時11分)

~~~~~

再 開(11時25分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第4 決議第4号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する抗議決議を議題とします。

本件について提案者の趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 では決議第4号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する抗議決議を読み上げて提案したいと思います。

決議第4号

平成24年10月18日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 徳 正

賛 成 者

中城村議会議員 仲 村 春 光

中城村議会議員 新 垣 博 正

米軍基地普天間飛行場への「MV22オスプレイ」強行配備に反対する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

本村議会における決議第3号、『米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場配備計画に断固反対する決議書』を提出したが、今月1日より山口県岩国基地から普天間基地への強行配備が進み、現在12機全てが配備された。

今後、配備されたオスプレイの配備撤回及び普天間基地の早期返還を求め別紙抗議決議案を提案する。

米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する抗議決議（案）

県内41市町村議会の全てにおいて、オスプレイ配備に抗議する決議が行われ、去る9月9日には、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会を開き10万3,000人余の参加者が、MV22オスプレイ配備の反対を確認し、日米両政府に配備計画の撤回を要求している。それにも関わらず日米両政府は、県民の総意に反し愚弄する強行配備を行ったことに対し激しい怒りを覚える。

同機は、安全性の問題が強く指摘されており、墜落の恐怖は計り知れなく、県民の不安や怒りの声が挙がっている。オスプレイ配備は、米軍普天間飛行場のみならず、本島全域及び周辺離島において訓練を強行することは、即応運用につながり、県民の命を危険にさらすものであり、到底容認することはできない。

沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故以降、同飛行場所属の米軍ヘリの飛行ルートが本村上空を迂回するように変更され、同飛行場へのオスプレイ配備は、村民に墜落の危険と死の恐怖を押しつけるものであり、断固反対する。

また、普天間飛行場にMV22オスプレイが配備されることは、基地機能強化及び固定化につながるものであり、断じて受け入れできるものではない。

よって、中城村議会は、村民の生命、財産及び安全を守る立場から、米軍普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対するとともに、下記事項について再度強く要求する。

記

- 1 垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを即時撤去すること。
- 2 米軍基地普天間飛行場を即時閉鎖し、無条件撤去すること。

以上、決議する。

平成24年10月18日

沖縄県 中城村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事  
在沖海兵隊基地司令官

以上です。

○議長 比嘉明典 これで提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（11時39分）

~~~~~

再 開（11時50分）

○議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第4号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第4号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する抗議決議は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第5 意見書第5号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

新垣徳正議員。

○4番 新垣徳正議員 では、先ほどの決議第4号なんですけど訂正がありましたので、訂正の部分を読み上げて提出したいと思います。

米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する抗議決議。

県内41市町村議会の全てにおいてオスプレイ

配備に抗議する決議が行われ、去る9月9日にはオスプレイ配備に反対する沖縄県民大会を開き10万3,000人余の参加者が、MV22オスプレイ配備の反対を確認し、日米両政府に配備計画の撤回を要求している。それにも関わらず日米両政府は、県民の総意に反し愚弄する強行配備を行ったことに対し激しい怒りを覚える。

同機は、安全性の問題が強く指摘されており、墜落の恐怖は計り知れなく、県民の不安や怒りの声が挙がっている。オスプレイ配備は米軍普天間飛行場のみならず、本島全域及び周辺離島において訓練を強行することは、即応運用にもつながり、県民の命を危険にさらすものであり、到底容認することはできない。

沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故以降、同飛行場所属の米軍ヘリの飛行ルートが本村上空に飛行経路が変更され、同飛行場へのオスプレイ配備は村民に墜落の危険と死の恐怖を押しつけるものであり、断固反対する。

また、普天間飛行場にMV22オスプレイが配備されることは、基地機能強化及び固定化につながるものであり、断じて受け入れできるものではない。

よって、中城村議会は、村民の生命、財産及び安全を守る立場から、米軍普天間飛行場へのMV22オスプレイ公共配備に反対するとともに、下記事項について再度強く要求する。

記 1 垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを即時撤去すること。2 米軍基地普天間飛行場を即時閉鎖し、無条件撤去すること。

以上、決議する。

平成24年10月18日、沖縄県中城村議会。

あて先 駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 在沖海兵隊基地司令官。

続きまして意見書第5号を読み上げて提出したいと思います。

意見書第5号

平成24年10月18日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提 出 者

中城村議会議員 新垣 徳 正

賛 成 者

中城村議会議員 仲 村 春 光

中城村議会議員 新垣 博 正

米軍基地普天間飛行場への「MV22オスプレイ」強行配備
に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

本村議会における意見書第3号、『米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場配備計画に断固反対する意見書』を提出したが、今日より山口県岩国基地から普天間基地への強行配備が進み、現在12機全てが配備された。

今後、配備されたオスプレイの配備撤回及び普天間基地の早期返還を求め別紙意見書案を提案する。

米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する意見書（案）

県内41市町村議会の全てにおいて、オスプレイ配備に抗議する決議が行われ、去る9月9日には、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会を開き10万3,000人余の参加者が、MV22オスプレイ配備の反対を確認し、日米両政府に配備計画の撤回を要求している。それにも関わらず日米両政府は、県民の総意に反し愚弄する強行配備を行ったことに対し激しい怒りを覚える。

同機は、安全性の問題が強く指摘されており、墜落の恐怖は計り知れなく、県民の不安や怒りの声が挙がっている。オスプレイ配備は、米軍普天間飛行場のみならず、本島全域及び周辺離島において訓練を強行することは、即応運用につながり、県民の命を危険にさらすものであり、到底容認することはできない。

沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故以降、同飛行場所属の米軍ヘリの飛行ルートが本村上空に飛行経路が変更され、同飛行場へのオスプレイ配備は、村民に墜落の危険と死の恐怖を押しつけるものであり、断固反対する。

また、普天間飛行場にMV22オスプレイが配備されることは、基地機能強化及び固定化につな

がるものであり、断じて受け入れできるものではない。

よって、中城村議会は、村民の生命、財産及び安全を守る立場から、米軍普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対するとともに、下記事項について再度強く要求する。

記

- 1 垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを即時撤去すること。
- 2 米軍基地普天間飛行場を即時閉鎖し、無条件撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月18日

沖縄県 中城村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当)
沖縄防衛局長

以上です。

○議長 比嘉明典 これで提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第5号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号 米軍基地普天間飛行場へのMV22オスプレイ強行配備に反対する意見書は原案のとおり同意することに決定されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会いたします。大変御苦労さんでした。

閉 会 (11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 新 垣 健 二

中城村議会議員 宮 城 治 邦

第10回 臨時会

平成24年第10回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成24年10月29日

閉 会 平成24年10月29日

会 期 1 日間

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	10月29日	月	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 決議第5号の説明、質疑、討論、採決 意見書第6号の説明、質疑、討論、採決 閉会

平成24年第10回中城村議会臨時会（第1日目）				
招 集 年 月 日	平成24年10月29日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年10月29日（午前10時00分）		
	閉 会	平成24年10月29日（午前10時33分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会議録署名議員	13 番	仲 村 春 光	14 番	宮 城 重 夫
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者				

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	決議第5号 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する抗議決議
第 4	意見書第6号 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に関する意見書

○議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成24年第10回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時20分)

○議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番 仲村春光議員及び14番 宮城重夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

す。

お諮りします。本臨時会の会期は本日10月29日、1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日10月29日の1日間と決定しました。

日程第3 決議第5号 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する抗議決議を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員 それでは読み上げて決議案を提出いたします。

#### 決議第5号

平成24年10月29日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 博 正

賛 成 者

中城村議会議員 仲 村 春 光

中城村議会議員 宮 城 重 夫

中城村議会議員 新 垣 徳 正

#### 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

10月16日未明、本島中部において、米海軍兵による悪質極まりない暴行致傷事件が発生した。

米軍構成員等による犯罪件数は、復帰後5747件も起きており、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正・再発防止を訴えてきたが、事件はまた起きた。

本中城村議会は村民及び県民の人権・生命・財産を守る立場から別紙抗議決議を提案し関係機関へ抗議する。

## 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する抗議決議（案）

去る10月16日、女性に性的暴行を加え怪我を負わせたとして、集団女性暴行致傷容疑で米テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍上等兵ら2名が逮捕された。

両容疑者は、16日未明に本島中部の住宅街で、米国から補給業務のための数日間沖縄に滞在していたが、たまたま出くわした面識すらない帰宅途中の女性を屋外で暴行するという非人道的で悪質な犯行を行ったと報道されている。

沖縄県内では、米軍人による凶悪な犯罪は、過去にも数多くの事件が発生しており、中城村議会でも、米軍人・軍属がらみの事件が発生する度に、米軍に対し事件の再発防止と綱紀粛正を強く訴えてきた。

しかし、女性の人権を蹂躪するような蛮行がまたおきた。繰り返される事件に県民や周辺住民は不安と恐怖を募らせている。

米軍は、このような度重なる事件に、具体的な解決策を示さぬまま、卑劣な犯行が、また起きたことは極めて遺憾で、米軍基地があるが故の事件であり、日米両政府及び米軍に対し激しい怒りが増すばかりで到底容認できない。

復帰40周年経過してなお、沖縄県民の人権と日本国民としての権利が踏みにじられている根底には、日米地位協定が弊害となっており、抜本的改定をすべきである。

よって、本中城村議会は、村民及び県民の生命、財産、人権を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 日米地位協定を抜本的に改定すること。
3. 米軍人・軍属への綱紀粛正及び教育を徹底的に行い、実効ある再発防止策について万全を期するとともに、具体的な内容を公表すること。
4. 基地の大幅な整理縮小・撤去すること。

以上、決議する。

平成24年10月29日  
沖縄県 中城村議会

《あて先》

米国合衆国大統領 駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍地域調整官  
在沖海軍艦隊活動司令官 在沖米国総領事

以上です。

○議長 比嘉明典 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第5号 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第5号 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する抗議決議は原案のとおり採択されました。

日程第4 意見書第6号 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に関する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

○2番 新垣博正議員

## 意見書第6号

平成24年10月29日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 博 正

賛 成 者

中城村議会議員 仲 村 春 光

中城村議会議員 宮 城 重 夫

中城村議会議員 新 垣 徳 正

## 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

（提案理由）

10月16日未明、本島中部において、米海軍兵による悪質極まりない暴行致傷事件が発生した。米軍構成員等による犯罪件数は、復帰後5747件も起きており、事件・事故が発生するたびに、

綱紀肅正・再発防止を訴えてきたが、事件はまた起きた。

本中城村議会は村民及び県民の人権・生命・財産を守る立場から別紙意見書を提案し関係機関へ抗議する。

#### 米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に関する意見書（案）

去る10月16日、女性に性的暴行を加え怪我を負わせたとして、集団女性暴行致傷容疑で米テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍上等兵ら2名が逮捕された。

両容疑者は、16日未明に本島中部の住宅街で、米国から補給業務のための数日間沖縄に滞在していたが、たまたま出くわした面識すらない帰宅途中の女性を屋外で暴行するという非人道的で悪質な犯行を行ったと報道されている。

沖縄県内では、米軍人による凶悪な犯罪は、過去にも数多くの事件が発生しており、中城村議会でも、米軍人・軍属がらみの事件が発生する度に、米軍に対し事件の再発防止と綱紀肅正を強く訴えてきた。

しかし、女性の人権を蹂躪するような蛮行がまたおきた。繰り返される事件に県民や周辺住民は不安と恐怖を募らせている。

米軍は、このような度重なる事件に、具体的な解決策を示さぬまま、卑劣な犯行が、また起きたことは極めて遺憾で、米軍基地があるが故の事件であり、日米両政府及び米軍に対し激しい怒りが増すばかりで到底容認できない。

復帰40周年経過してなお、沖縄県民の人権と日本国民としての権利が踏みにじられている根底には、日米地位協定が弊害となっており、抜本的改定をすべきである。

よって、本中城村議会は、村民及び県民の生命、財産、人権を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

#### 記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 加害者の厳正なる処罰を行うこと。
3. 日米地位協定を抜本的に改定すること。
4. 米軍人・軍属への綱紀肅正及び教育を徹底的に行い、実効ある再発防止策について万全を期するとともに、具体的な内容を公表すること。
5. 基地の大幅な整理縮小・撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月29日  
沖縄県 中城村議会

《あて先》

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

以上です。

○議長 比嘉明典 これで提出者の趣旨説明を  
終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
意見書第6号は、会議規則第39条第3項の規  
定によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第6号は委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから意見書第6号 米海軍兵による集団  
女性暴行致傷事件に関する意見書を採決いたし  
ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第6号 米海軍兵による集  
団女性暴行致傷事件に関する意見書は原案のと  
おり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の第10回中城村議会臨時会を閉会いたし

ます。大変御苦勞さんでした。

閉 会（10時33分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここ  
に署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 仲 村 春 光

中城村議会議員 宮 城 重 夫